

研究に関する現況調査表 別添資料一覧（医歯薬学総合研究科・保健学研究科・医学部・歯学部・薬学部）

	番号	資料・データ名	頁	備考
研究	6405-i1-1	教員、研究員等の人数が確認できる資料		
研究	6407-i1-2	本務教員の年齢構成（医・歯・薬・医歯薬・保健）		
研究	6405-i2-1	個人としての利益相反マネジメントの運用指針		
研究	6405-i2-2	岡山大学医療系部局臨床研究における利益相反マネジメントポリシー		
研究	6405-i2-3	組織としての利益相反マネジメントガイドライン		
研究	6405-i2-4	国立大学法人岡山大学利益相反マネジメント規程		
研究	6405-i2-5	国立大学法人岡山大学利益相反マネジメントポリシー		
研究	6405-i2-6	岡山大学医療系部局臨床研究における利益相反マネジメント委員会内規		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可
研究	6405-i2-7	岡山大学組換えDNA実験安全管理規則		
研究	6405-i2-8	岡山大学医療系部局における人を対象とする研究の実施に関する規程		
研究	6405-i2-9	岡山大学医療系部局生命倫理審査委員会規程		
研究	6405-i2-10	岡山大学医療系部局生命倫理審査委員会臨床研究審査専門委員会内規		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可
研究	6405-i2-11	岡山大学医療系部局生命倫理審査委員会遺伝子治療等審査専門委員会内規		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可
研究	6405-i2-12	岡山大学医療系部局生命倫理審査委員会遺伝子治療等審査専門委員会安全・効果評価・適応判定部会要項		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可
研究	6405-i2-13	国立大学法人岡山大学環境管理規則		
研究	6405-i2-14	国立大学法人岡山大学化学物質管理規程		
研究	6405-i2-15	国立大学法人岡山大学水質管理規程		
研究	6405-i2-16	国立大学法人岡山大学水質管理規程実施要項		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可
研究	6405-i2-17	国立大学法人岡山大学廃棄物管理規程		
研究	6405-i2-18	国立大学法人岡山大学における環境物品等の調達の推進に関する規程		
研究	6405-i2-19	国立大学法人岡山大学におけるエネルギーの使用の合理化等に関する規程		
研究	6405-i2-20	国立大学法人岡山大学環境マネジメント委員会内規		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可
研究	6405-i2-21	国立大学法人岡山大学化学物質管理規程実施要項		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可
研究	6405-i2-22	化学物質等の引継ぎ等に関する要項		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可
研究	6405-i2-23	国立大学法人岡山大学におけるエネルギーの使用の合理化等に関する規程実施要項		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可
研究	6405-i2-24	岡山大学研究用病原体等安全管理規則		
研究	6405-i2-25	岡山大学の放射線障害の防止に関する管理規則		
研究	6405-i2-26	国立大学法人岡山大学職員労働安全衛生管理規程		
研究	6405-i2-27	岡山大学核燃料物質計量管理委員会規程		
研究	6405-i2-28	岡山大学研究用病原体等安全管理内規		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可
研究	6405-i2-29	岡山大学研究ポリシー		
研究	6405-i2-30	国立大学法人岡山大学における公的研究費等の不正使用等防止に関する規程		
研究	6405-i2-31	国立大学法人岡山大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程		
研究	6405-i2-32	岡山大学動物実験規則		
研究	6405-i2-33	岡山大学動物実験委員会要項		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可
研究	6405-i2-34	岡山大学研究推進機構規程		
研究	6405-i2-35	研究推進機構組織図HP		
研究	6405-i2-36	岡山大学医療系等研究開発戦略委員会内規		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可
研究	6405-i2-37	令和元年10月1日開催研究開発戦略委員会資料		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可
研究	6405-i2-38	革新的医療技術創出拠点事業の推進体制		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可
研究	6405-i2-39	認定制度		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可
研究	6405-i2-40	岡山大学 臨床研究に係る倫理審査体制		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可
研究	6405-i2-41	ブレインストーミング参加者数（2016-2019年度）		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可
研究	6405-i2-42	先端薬学特論（2016-2019）		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可
研究	6405-i3-1	研究活動状況（06保健系）（2016-2019年度）		
研究	6405-i3-2	論文・数著書等（医歯薬学総合研究科・岡山大学病院）		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可
研究	6405-i3-3	論文・数著書等（保健学研究科）		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可
研究	6405-i3-4	特許等知的財産形成の取組状況（2016-2019年度）		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可
研究	6405-i4-1	競争的外部資金の獲得状況（概要）の年次推移H28-R01年度		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可
研究	6405-i4-2	主な科学研究費補助金タイトル		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可
研究	6405-i4-3	受託研究（政府機関関係）受入状況		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可
研究	6405-i4-4	寄付講座及び共同研究講座設置状況（2016-2019年度）		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可

研究	6405-iC-1	広報活動・市民講座等(2016-2019)		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可
研究	6405-iD-1	学会理事長等		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可
研究	6405-iD-2	学会主催等(2016-2019)		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可
研究	6405-iD-3	学術雑誌の編集委員長・副編集委員長等		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可
研究	6405-iD-4	診断基準等の策定委員会の委員長・取り纏めの長等		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可
研究	6405-ii1-1	各学系の最高ランク学術雑誌掲載一覧		本資料は公表を行うことを前提に作成していないため、公表不可

0101 - ii - 1

法人番号（2桁）＋学部・研究科等ごとの通し番号（2桁）の計4桁

分析項目番号（Ⅰの場合にはi、Ⅱの場合にはii）＋記載項目の数字または英字大文字

資料固有の番号（通し番号）

※「-（ハイフン）」も含めてすべて半角で作成してください。

教員、研究員等の人数が確認できる資料

教員

2019年5月1日現在

教授	准教授	講師	助教	専任教員計	助手
113(7)	87(14)	68(10)	234(72)	502(103)	3(2)

研究員等

2019年5月1日現在

受託研究員	共同研究員	博士研究員（ポスドク）		博士課程研究員		研修員等	その他	計
		JSPS（学振）	その他	JSPS（学振）	その他			
0	7	1	52	3	17	0	1	83

- ・ 当該現況分析単位に関する本務教員の年齢構成が確認できる資料

職名	年齢※				
	～34 歳	35～44 歳	45～54 歳	55～64 歳	65 歳～
教授	0	4	33	62	2
准教授	0	16	46	18	1
講師	0	6	16	1	1
助教	32	86	36	8	0
助手	0	0	2	1	0
計	32	112	133	90	4
割合（％）	8.6	30.2	35.8	24.3	1.1

※ 2019 年 5 月 1 日現在の年齢としてください。

個人としての利益相反マネジメントの運用指針

平成30年7月9日
利益相反マネジメント委員会決定

個人としての利益相反を適切に管理するため、以下の運用指針を定め実施することとする。

1. 利益相反マネジメントの対象事象

国立大学法人岡山大学利益相反マネジメント規程第3条に規定される行為について、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 国立大学法人岡山大学職員兼業規程により承認を得て行う兼業
 - ①企業の役員に就任している職員等
 - ②産学連携活動の対象となった相手方企業からの兼業収入が年間100万円以上見込まれる場合（ただし、医療・教育施設等の非常勤医師・講師に従事する場合の兼業は対象外）
 - (2) 産学官連携活動等（活動の内容に応じ一定金額以上のもの）への参加
 - ①1件当たり100万円以上の企業との共同研究の代表者となっている職員等
 - ②1件当たり100万円以上の企業との受託研究代表者となっている職員等
 - ③寄付講座、共同研究講座、寄付研究部門、共同研究部門の代表者となっている職員等（ただし、相手方が公的機関のものを除く。）
 - ④企業からの受託研究員受入責任者
 - (3) 企業等からの一定金額以上の寄付金、設備・物品、株式等の供与
 - ①企業等から1件当たり100万円以上の寄付金を受け入れた職員等
 - ②産学連携活動の対象となった相手方企業から設備・物品を無償提供される場合
 - ③産学連携活動の対象となった相手方企業との間で、年間総額が300万円以上の取引（物品購入、業務委託等）を行うに際し、発注や仕様策定に関与する場合
 - ④産学連携活動の対象となった相手方企業の公開株式を5%以上保有する場合
 - ⑤未公開株、新株予約権を保有している場合
 - (4) その他利益相反マネジメント委員会が、利益相反マネジメントの対象とする行為
 - ①大学発ベンチャー企業を設立した職員等
 - ②職員等が個人保有の知的財産権を産学連携活動の対象となった相手方企業に承継、使用許諾する場合
- 個人としての利益相反マネジメントの運用指針
- ③産学連携活動の対象となった相手方企業からロイヤリティ収入を得ている場合

2. 利益相反ワーキンググループ（利益相反マネジメント実施組織）の設置

- (1) 利益相反マネジメント委員会の実施組織として、利益相反ワーキンググループを設置する。（岡山大学利益相反マネジメント体制：別表1）

(2) 主査は、研究交流部長とし、委員は総務・企画部人事課長及び研究交流部産学連携推進課長で構成する。

(3) 業務内容は、①利益相反自己申告受付②利益相反評価案の作成③申告情報管理④利益相反研修等の実施⑤その他利益相反に関する重要事項についての実務を行う。

3. 利益相反マネジメントの方法・手続き

第1段階 利益相反に関する情報開示（利益相反自己申告書の提出）

①利益相反マネジメント委員会委員長は、原則として年1回、利益相反マネジメントの対象者に対し、別に定める利益相反自己申告書の提出を求める。

なお、この調査は、利益相反マネジメント委員会が指定する者（別表2）を対象として行うこととする。

②開示を求める情報は、指針「1. 利益相反マネジメントの対象事象」の内、次の事項とする。

(1) -②に該当する兼業収入

(3) -②に該当する企業からの設備・物品の無償提供

(3) -③に該当する物品購入・業務委託等への関与

(3) -④に該当する公開株式の保有

(3) -⑤に該当する未公開株、新株予約権の保有

(4) -②に該当する個人保有の知的財産権の承継・使用許諾

(4) -③に該当するロイヤリティ収入

③職員等から開示された情報は、適切に取扱い、外部に漏洩しないよう厳重に保管する。

第2段階 職員等から提出された情報の判断・記録

①職員等から提出された情報は、利益相反ワーキンググループで集積するとともに利益相反状況の問題の有無を判断する。

②情報は、適切に記録・保存し、社会的な疑義が提起された場合には、利益相反アドバイザーが、記録をもとに学内で調査を行い、社会の疑義に対する説明責任を果たすべく最善の努力をする。

第3段階 利益相反アドバイザーによる事実関係の検討

①利益相反アドバイザーは、提供を受けた情報に関する事実関係を調査・検討し、評価する。

②対象となる利益相反の状況が、容認できる状況であると判断した場合は、関係者に対してアドバイスをを行う。

③対象となる利益相反の状況が、容認できない（禁止される）状況であると判断した場合は、利益相反マネジメント委員会に報告する。

第4段階 利益相反マネジメント委員会による対応

利益相反マネジメント委員会では、利益相反アドバイザーの報告を受けて、必要に応じ該

当する職員にヒヤリングを行い、弊害等が生じる可能性を検討し、是正勧告や規程遵守を指示する。

4. 利益相反の判断基準事例

(1) 規則に則っているので容認できる事例

岡山大学職務発明等取扱規程の定めに基づいて、補償金を受け取る場合。

(2) 利益相反マネジメント委員会への開示行為は事後でも、原則可能であるが、必要な場合には事前の所属長の許可手続きを必要とする事例

①ある企業の資金提供による研究に参加している職員等が、その研究で発明又は開発を行った技術に関して、職員等がその技術を当該企業に譲渡する場合。(譲渡手続)

②ある企業の商業的又は研究活動に従事している職員が、その企業の営利部門の執行役員、取締役、コンサルタント又は代理人のポストを引き受ける場合。(兼業)

③職員等がある企業等から研究資金の提供や個人的な経済利益を得ている場合において、その受領状況についての開示を大学に行うことなしに、自分の研究結果についての発表、公式照会又はその研究結果の知的財産権に関して専門家としてコメントを行った場合。(守秘義務)

(3) 利益相反マネジメント委員会への開示、審査及び許可の後に初めて許可される活動事例

①職員等が、岡山大学職務発明等取扱規程の定めに基づいて、補償金を受け取り、又は研究資金以外に、コンサルティング活動、株式保有又はこれらに類似の個人的な経済的利益を有している企業に対して、その企業との研究で発明した技術を企業に譲渡又は契約に基づいてライセンス等をする場合。(共同研究契約)

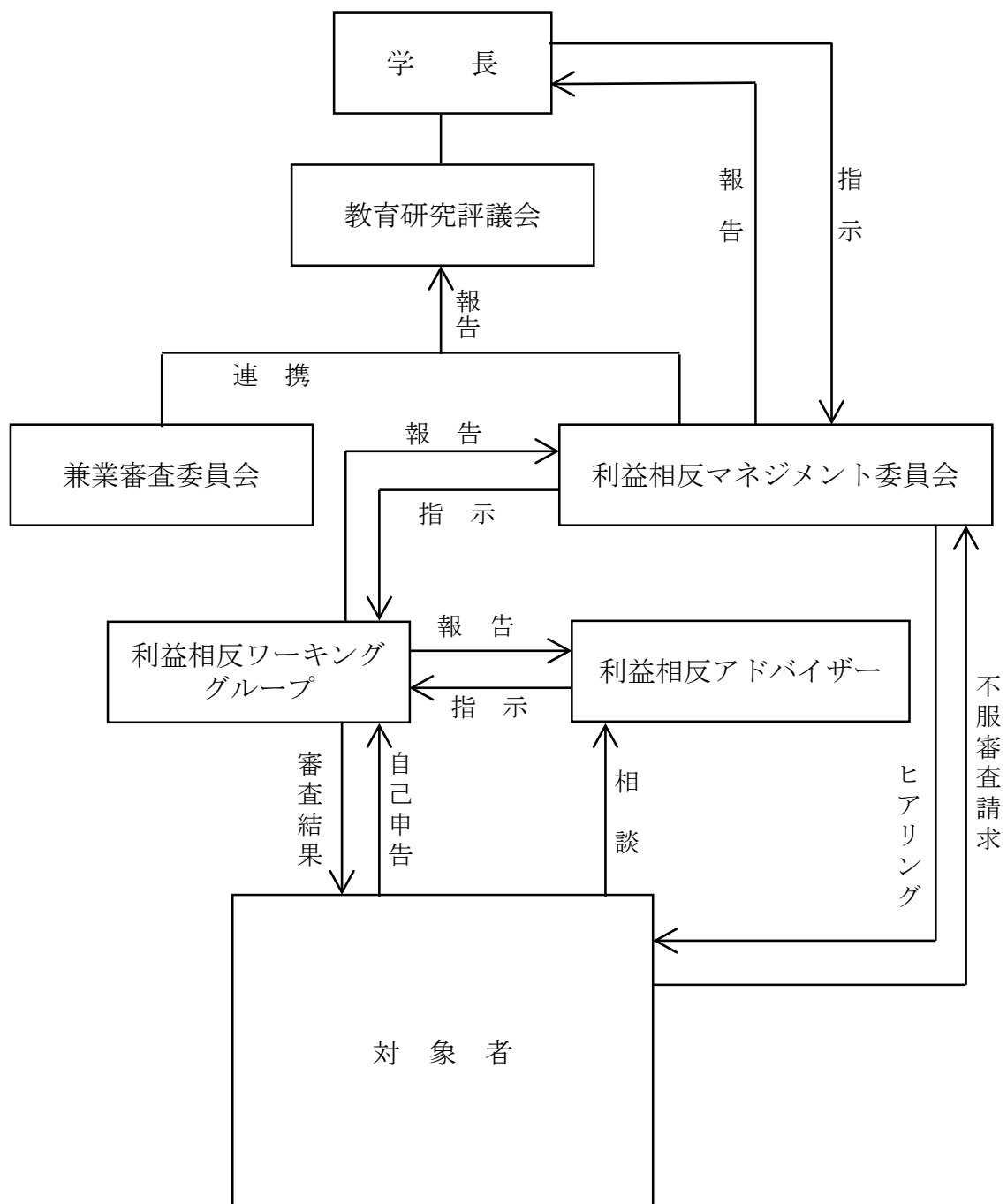
②職員等が株式を所有しているか、それに類似した個人的利益を有する企業に対して学生、ポスドク若しくは大学の職員等をその営利企業がスポンサーとなっている研究に従事させる場合。(便宜供与)

③職員等が経済的利益を有する企業が研究資金の提供者である場合に、その職員等が発明した技術に基づいて当該企業についての技術評価に関与する場合。(公平性)

④大学において指導的行動をとることが可能な職員等が、個人的に経済的利益を有している事業に対して大学による支援活動を行う場合。(便宜供与、投資の範囲)

なお、継続して、岡山大学の利益相反事例の蓄積を行い、適切な利益相反マネジメントが行えるようにする。

岡山大学利益相反マネジメント体制



利益相反マネジメント委員会が指定する者

1. 常勤役員
2. 部局長
3. 研究推進産学官連携機構
 - (1) 副機構長
 - (2) 研究推進本部長
 - (3) 産学官連携本部長
 - (4) 知的財産本部長
 - (5) 産学官融合センター長
 - (6) 新技術研究センター長
4. 事務局長
5. 総務・企画部
 - (1) 部長
 - (2) 人事課長
6. 研究交流部
 - (1) 部長
 - (2) 研究交流企画課長
 - (3) 産学連携推進課長
 - (4) 研究交流企画課総括主査
 - (5) 産学連携推進課総括主査
7. 財務部
 - (1) 部長
 - (2) 財務企画課長
 - (3) 経理課長
 - (4) 契約課長
8. 岡山大学病院事務部
 - (1) 部長
 - (2) 研究推進課長
9. 委員長が特に指定する者
 - (1) 企業の役員に就任している者（指針1－(1)－①関係）
 - (2) 一件当たり100万円以上の企業との共同研究代表者（指針1－(2)－①関係）
 - (3) 一件当たり100万円以上の企業との受託研究代表者（指針1－(2)－②関係）
 - (4) 寄付講座、共同研究講座、寄付研究部門、共同研究部門の代表者（相手方が公的機関の場合を除く）（指針1－(2)－③関係）
 - (5) 企業からの受託研究員受入責任者（指針1－(2)－④関係）
 - (6) 企業等から一件当たり100万円以上の寄付金を受けた職員（指針1－(3)－①関係）
 - (7) 大学発ベンチャー企業の起業者（指針1－(4)－①関係）

岡山大学医療系部局臨床研究における利益相反マネジメントポリシー

平成21年7月28日制定

平成27年11月1日改正

岡山大学医療系部局臨床研究における利益相反マネジメントポリシー（以下「本ポリシー」という。）は、岡山大学利益相反マネジメントポリシーが大学の構成員全体に広く適用されることを前提とし、臨床研究に関係する研究者等の利益相反については、その特性に鑑み制定するものである。よって、本ポリシーの対象者は、岡山大学利益相反マネジメントポリシーと本ポリシーの双方について遵守することが求められる。

1. 目的・方針

臨床研究は、ヘルシンキ宣言に基づき行われており、開かれた正当な臨床研究が国民の健康維持に関して多大な貢献をしてきたことは、歴史的に見ても間違いない事実である。

日本における臨床研究の実施については、『医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令』、『医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令』、『人を対象とする医学系研究に関する倫理指針』、『ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針』、『遺伝子治療臨床研究に関する指針』等関係法令・諸規則に則り、その倫理性や科学性などが審査され運営されてきた。これらの指針等には利益と責務の衝突について触れている部分もあるが、利益相反に関する明らかな指針となるものではない。

本ポリシーは、本学の教職員等と、研究対象者や大学を取り巻く利益相反の存在を明らかにし、社会の理解と信頼を得て、臨床研究の適正な推進を図るものである。

2. 利益相反の定義

臨床研究に係る利益相反とは、本学の教職員等が、研究対象者や大学と連携をとりながら行なう臨床研究によって得られる直接的利益及び間接的利益と、社会に開かれた教育・研究を实践する教職員としての責務または患者の希望する最善の治療を提供する医療関係者としての責務などが衝突・相反している状況をいう。

3. 方針

研究対象者の保護を最優先しつつ、大学（病院）や本学の教職員等の正当な権利を認め、大学の社会的信頼を守り、適正な臨床研究を進める。

4. 利益相反の判断基準

次に掲げる(1)から(5)を、利益相反の基本的な判断基準とする。

(1) 産学官連携活動がある。

(2) 医薬品や医療機器の有効性又は安全性に関する研究等、商業活動に関連する可能性がある。

- (3) 産学連携活動の相手先エクイティ（株式等）の保有がある。
- (4) 企業・団体からの無償の役務提供がある。
- (5) 企業・団体からの無償での薬剤・機材等の提供がある。

5. 利益相反マネジメント体制

「岡山大学医療系部局臨床研究における利益相反マネジメント委員会内規」に従って実施するものとする。

組織としての利益相反マネジメントガイドライン

平成30年7月9日

利益相反マネジメント委員会決定

組織としての利益相反を適切に管理するため、以下のガイドラインを定め実施することとする。

1. 組織としての利益相反マネジメントの対象

国立大学法人岡山大学利益相反マネジメント規程（以下「マネジメント規程」という。）第4条に規定される行為について、次に掲げる場合の対象となる企業等（企業その他外部の機関（個人を含む）。以下同じ。）との関係について留意するものとする。

ただし、金額等の基準については、利益相反マネジメント委員会がマネジメント規程第12条に基づき情報を求める場合に一般的に想定する基準として特に留意を求めるものであり、この基準以下について利益相反に対する考慮を行わなくてもよいというものではない。

(1) 本学（本学から権限が委譲されている場合の部局等を含む。）が、次に掲げる行為を行う場合に生じる利益相反

ア. 本学が実施主体となる①から⑥に掲げる産学官連携活動、寄付金受入れ又は包括協定等の組織間連携

①単年度の契約額が200万円以上の共同研究、受託研究を行う場合

②寄付講座、共同研究講座、寄付研究部門、共同研究部門を受け入れる場合

③1件当たり200万円以上の研究助成金を受け入れる場合

④単一の企業等から単年度での合計額が500万円以上の寄付金を受け入れる場合

⑤企業等と包括連携協定を締結する場合

⑥本学が保有する知的財産権を実施許諾等する場合

イ. 国立大学法人法第22条第1項第6号及び第7号に基づく出資をする場合

ウ. 企業等から株式等を取得する場合

エ. 単一の企業等から単年度での合計額が1,000万円以上の設備、機器、試料、試薬等の無償提供を受ける場合

オ. その他利益相反マネジメント委員会が対象として認めた行為

(2) マネジメント委員会が定める本学のために意思決定を行う権限を有する学長、理事、副学長、部局長等（以下「組織の長」という。）が、次に掲げる個人的な利益を得る場合及び株式等を保有する場合に生じる利益相反（この場合の「組織の長」には、生計を一にする配偶者及び1親等の者を含む。）

- ア. 単一企業等から単年度当たり合計 100 万円以上の個人的な利益を得る場合
- イ. 未公開株、新株予約権を保有する場合
- ウ. 発行済み株式総数の 5 %以上を保有する場合（合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。）

2. 組織としての利益相反マネジメントの必要性

「組織としての利益相反」とは、マネジメント規程第 2 条第 6 号に定める次のいずれかに該当するものである。

- ア. 本学（本学から権限を移譲されている場合の部局等を含む。）が企業等と経済的な利益関係にあること又は特別な関係にあることが、研究及び教育その他本学の活動に影響を及ぼすおそれがあると見えること。
- イ. 組織の長が企業等と経済的な利益関係にあること又は特別の関係にあることが、研究及び教育その他法人の活動に影響を及ぼすおそれがあると見えること。

これらの状況では、資金提供等を受けた研究の内容について、組織としての意向による影響があると見られるなどの客観性に疑念を持たれる場合や、資金提供等を受けた企業に対して調達や知的財産権の実施許諾、共同研究契約の締結等において便宜が図られたといった疑念を持たれる場合がある。

このため、組織としての意思決定の信頼性を高めるため、意思決定に係る組織の長の認識を高めるとともに、意思決定プロセスについての透明性、公平性、トレーサビリティを十分確保することとする。

3. 組織としての利益相反の防止方針

（1）組織の長の責任への認識

大学の職員等の中でも、特に組織の長は、他の職員等に比較して、利益相反に関して重い責任を負っている。したがって、一般の職員等であれば問題のないような事柄でも、これらの職員等については、場合によっては、利益相反関係の解消を求めることがあり得ることを認識する。（例えば、株式の譲渡や、兼業先の役員辞任等）

また、個人の経済的利益については、利益相反マネジメント委員会からの調査があった場合に対応できるよう、組織の長は、過去 3 年分の関係資料を保存するものとする。

（2）研究の客観性の確保

「岡山大学研究ポリシー」（平成 16 年 4 月 1 日制定）を遵守し、特に、次の規定に留意するよう、職員に対して研修等を行う。

「研究の遂行

研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において誠実に行動し、不正行為であるねつ造、改ざん、盗用を行わない。また、研究者倫理に反するような重複投稿や不適切なオーサiershipなども行わない。

また、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合にはこれを開示するなど、研究活動の正当性の証明手段を確保する。(以下略)」

「利益相反の回避

研究者は、自らの行動において利益相反の有無に十分注意を払い、そのような立場を回避する。さらに、国立大学法人岡山大学利益相反ポリシーを遵守する。」

(3) 調達等の手続きの適正性の確保

①対象

本ガイドライン1-(1)-アに掲げる産学官連携活動等の対象となる企業等との間の、調達(物品、役務)、共同研究契約、知的財産権の実施許諾、大学の施設等の提供、学生の派遣

②適正性の確保

調達については原則として競争入札を行うなどとしている本学の会計に関する規程を遵守する。その他についても諸規程を遵守して行う。

意思決定についての文書は、本学の文書規程に基づき作成、保存、管理を行い、トレーサビリティを確保する。

これらの手続き等が的確に実施されるよう研修等を行うとともに、諸規程に基づく実施状況の確認等が適切になされているか適宜確認する。

(4) 関連規程の順守

①国立大学法人岡山大学役職員倫理規程

同規程では、第3条に倫理行動基準として、「役職員は、法令及び法人の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の社会的疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。」(第3号)などを定めており、この基準を遵守するものとする。

なお、役員については、利害関係者以外も含めた株取引等の報告をする(同第11条)こととしており、この報告は、上記(1)で3年間保存することと定めている資料の一部となる。

②国立大学法人岡山大学寄付金受入規程

同規程では、第4条に受け入れの制限に係る規定を設けており、「知的財産権その他これらに準ずる権利を寄付者に譲渡し、又は使用させることが条件に付せられているもの、及びその他学長が特に教育研究及び運営上支障があると認める場合は、受け入れ

ることができない。」としており、この検討の際には、利益相反の観点も含めて検討する。

③岡山大学寄付講座及び寄付研究部門規程

同規程では、第6条に、「申請内容が本学の教育研究の進展に寄与すると認められる場合は、当該寄付講座等の設置を決定する。」としており、この検討の際には、利益相反の観点も含めて検討する。

④岡山大学受託研究取扱規程

同規程では、第3条に、「本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないこと。」としており、この検討の際には、利益相反の観点も含めて検討する。

⑤岡山大学共同研究取扱規程

同規程では、第8条に、「本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないこと。」としており、この検討の際には、利益相反の観点も含めて検討する。

⑥岡山大学共同研究講座及び共同研究部門規程

同規程では、第10条に、「申請内容が本学の教育研究の進展に寄与すると認められる場合は、当該共同研究講座等の設置を決定する。」としており、この検討の際には、利益相反の観点も含めて検討する。

⑦国立大学法人岡山大学会計規則

同規則では、第39条に、「売買，賃貸借，請負，その他の契約を締結する場合は、公告して申込みをさせることにより一般競争に付さなければならない。」としている。この例外として、指名競争契約（第40条）、随意契約（第41条）を設けているが、これらを適用する場合には、同規則に規定する要件を遵守する。

国立大学法人岡山大学利益相反マネジメント規程

平成30年4月17日
岡大規程第39号

改正 平成31年3月29日規程第51号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学利益相反マネジメントポリシーに基づき、国立大学法人岡山大学（以下「本学」という。）が、産学官連携活動その他の社会貢献活動（以下「産学官連携活動等」という。）を行うことに伴う経済的利益又は責務と、本学で行う活動との利益相反を適正に管理するため必要な事項を定めることにより、本学及び職員等の社会的信頼を確保するとともに、本学の産学官連携活動等を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 職員等 本学の役員及び職員をいう。ただし、第5条に規定する利益相反マネジメント委員会（以下この条、第3条及び第4条において同じ。）が必要と認める場合には、関連する経済的利益がある場合の職員の配偶者等（職員等と生計を一にする配偶者及び一親等の者（親及び子）をいう。）を含むものとする。
- 二 企業等 企業その他外部の機関（個人を含む）をいう。
- 三 経済的な利益関係 企業等から給与等を受け取るなどの関係を持つことをいう。「給与等」には、給与の他に、報酬、役務又は委任による対価（コンサルタント料、謝金等）、産学官連携活動（受託研究、共同研究、寄付講座、共同研究講座、寄付研究部門、共同研究部門、受託研究員、各種団体からの研究助成、知的所有権の移転、依頼分析等）に係る人材・資金、株式等（株式、株式買入れ選択権（ストックオプション）等）、寄付金、設備・物品の供与等を含むが、これらに限定はされず、何らかの金銭的価値を持つものはこれに含まれる。ただし、公的機関から受領する謝金等は除く。
- 四 特別な関係 企業等の経営への参加、企業等の株式等の取得、出資、包括連携協定等締結先企業等の活動への関係を有することをいう。
- 五 個人としての利益相反 次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - ア. 職員等の経済的な利益関係が、本学における当該職員等の責務と相反する状況にあること。
 - イ. 職員等の兼業先に対する責務が、本学における当該職員等の責務と相反する状況に

あること。

六 組織としての利益相反 次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア. 本学（本学から権限が委譲されている場合の部局等を含む。）が企業等と経済的な利益関係にあること又は特別な関係にあることが、研究及び教育その他本学の活動に影響を及ぼすおそれがあると見えること。

イ. 利益相反マネジメント委員会が定める本学のために意思決定を行う権限を有する学長、理事、副学長、部局長等（以下「組織の長」という。）が企業等と経済的な利益関係にあること又は特別な関係にあることが、研究及び教育その他本学の活動に影響を及ぼすおそれがあると見えること。

七 臨床研究 大学院医歯薬学総合研究科、大学院保健学研科、医学部、歯学部、薬学部、岡山大学病院（以下「医療系部局」という。）が行う臨床研究法（平成29年法律第16号）に定める臨床研究をいう。

（個人としての利益相反マネジメントの対象）

第3条 個人としての利益相反マネジメントは、職員等が次の各号に掲げる行為を行う場合に生じる利益相反を対象とする。

- 一 国立大学法人岡山大学職員兼業規程（平成16年岡大規程第12号）により承認を得て行う兼業
- 二 産学官連携活動等（活動の内容に応じ一定金額以上のもの）への参加
- 三 企業等からの一定金額以上の寄付金、設備・物品、株式等の供与を受ける行為
- 四 その他利益相反マネジメント委員会が利益相反マネジメントの対象と認めた行為

（組織としての利益相反マネジメントの対象）

第4条 組織としての利益相反マネジメントは、本学（本学から権限が委譲されている場合の部局等を含む。）が次の各号に掲げる行為を行う場合に生じる利益相反及び組織の長が企業等から一定金額以上の個人的な経済的利益を得る場合に生じる利益相反を対象とする。

- 一 一定金額以上の収入を伴う、産学官連携活動等、寄付金受入れ又は包括協定等の組織間連携
- 二 国立大学法人法第22条第1項第6号及び第7号に基づく出資
- 三 企業等からの株式等の取得
- 四 その他利益相反マネジメント委員会が利益相反マネジメントの対象と認めた行為

2 前条及び前項に示す一定金額の基準額等の細目は、利益相反マネジメント委員会で定める。

第2章 利益相反マネジメント体制

(利益相反マネジメント委員会)

第5条 本学に、個人及び組織に係る利益相反を適正に管理するため、利益相反マネジメント委員会(以下「マネジメント委員会」という。)を置く。

2 マネジメント委員会については、別に定める。

(利益相反アドバイザー)

第6条 本学に、次の業務を行うため利益相反アドバイザーを置く。

- 一 職員等からの利益相反マネジメントに係る相談に対する助言、指導等
- 二 利益相反問題に対する調査活動、面談の実施及びその結果のマネジメント委員会への報告(職員等のプライバシー保護の観点から、報酬、資産等に関する自己申告の確認については、本学顧問弁護士による面談を活用)

2 利益相反アドバイザーは、本学の職員等又は学外の専門家のうちからマネジメント委員会の意見を聴いて、学長が委嘱する。

3 利益相反アドバイザーの任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、利益相反アドバイザーの任期は、利益相反アドバイザーを委嘱する学長の任期を超えないものとする。

4 前項の規定にかかわらず、利益相反アドバイザーに欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨床研究に係る利益相反体制)

第7条 前2条に掲げる利益相反マネジメント体制について、臨床研究に関する事項を対象とするものについては、その特性に鑑み、医療系部局の長が定めるところにより、医療系マネジメント委員会及び医療系利益相反アドバイザーを置くことができる。この場合、マネジメント委員会は、当該委員会については所掌しないものとする。

2 前項の医療系マネジメント委員会が設置される場合、第8条から第10条の規定に基づきなされる臨床研究に関する事項は、同委員会が所掌する。

第3章 利益相反マネジメントの実施方法

第1節 個人としての利益相反マネジメントの実施方法

(個人に係る利益相反の提出等)

第8条 職員等のうちマネジメント委員会が別に定める者は、同委員会が別に定めるところにより、利益相反自己申告書を同委員会に提出しなければならない。

2 厚生労働科学研究費補助金、厚生労働行政推進調査事業費補助金及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「AMED」という。)が配分する研究資金等(以下「医療系外部資金」という。)を利用する者にあつては、医療系マネジメント委員会が定める

ところにより、交付申請書提出時までには利益相反自己申告書を同委員会に提出し、審査を申し出なければならない。研究期間中は、毎年度及び新しく報告すべき行為が発生するごとに、同委員会に利益相反自己申告書を提出しなければならない。

(審査等)

第9条 マネジメント委員会は、前条第1項に基づき提出を受けた内容に係る利益相反について審査し、当該申告を行った職員等に対し、事前における審査にあつては承認又は回避要請を、事後における審査にあつて弊害が生じるおそれのある場合は是正要請を通知する。

2 マネジメント委員会は、前項の審査において疑義が生じた場合には、利益相反アドバイザーに事実関係の検討を依頼することができる。

3 前項に定めるもののほか、マネジメント委員会は、第1項の規定により回避要請又は是正要請の通知を行った職員等について、これらに係る措置の実施状況等を確認するため必要と認めた場合には、当該職員等に対し、調査を行うことができる。

4 職員等は、第1項の規定により回避要請又は是正要請の通知を受けた場合には、当該通知の内容を踏まえ、適切な措置を講じなければならない。

(不服申立て)

第10条 前条第1項の回避又は是正の要請の通知を受けた職員等は、当該審議結果に不服があるときは、マネジメント委員会に対して不服申立てをすることができる。

2 前項の不服申立ては、前条第1項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。

3 マネジメント委員会は、第1項の不服申立てを受けたときは、速やかに再審査を行うものとする。

第2節 組織としての利益相反マネジメントの実施方法

(組織としての利益相反マネジメントガイドラインの策定)

第11条 マネジメント委員会は、組織としての利益相反マネジメントに係る留意点等についてガイドラインを策定するものとする。

(利益相反状況の把握と管理)

第12条 組織の長は、マネジメント委員会から求めがあったときは、第4条に定める行為等の状況について情報を提供しなければならない。

2 マネジメント委員会は、個人としての利益相反に関して得られた情報及び組織としての利益相反の状況を把握し、それらの情報を適正に管理するものとする。

(是正措置等)

第13条 マネジメント委員会は、前条により得られた情報に基づき必要があると認めた場合には、組織の長に対して回避要請又は是正要請の通知を行うことができる。この場合には、学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を踏まえ、必要があると認めるときは、組織の長に対し、当該報告に係る行為の回避又は是正を指示するものとする。

(不服申し立て)

第14条 前条第1項の回避又は是正の要請に対する不服については、第10条の規定を準用する。

第4章 利益相反マネジメント後の対応等

(外部からの指摘への対応)

第15条 職員等に関して、外部から利益相反の指摘があったときにおいて、マネジメント委員会(臨床研究に係るものについては医療系マネジメント委員会)が必要と認める場合には、同委員会委員長及び指摘を受けた組織の長が対応を協議の上、適宜適切な措置を講じるとともに、本学として外部へ必要な説明を行うものとする。

(厚生労働省等への報告)

第16条 学長は、医療系外部資金を用いる研究において利益相反に関する弊害が生じた場合、弊害が生じているとみなされる可能性がある判断した場合又は医療系マネジメント委員会による管理がなされず研究が実施されていたことを知った場合には、厚生労働省、補助金配分機関又はAMEDに、当該機関の定めるところにより、速やかに報告するものとする。

(研修の実施)

第17条 マネジメント委員会(医療系マネジメント委員会を含む。)は、職員等に対し、利益相反について理解を深め、利益相反マネジメントに関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

(個別相談)

第18条 職員等は、利益相反を回避するため、利益相反自己申告時その他の機会において、利益相反アドバイザー(臨床研究に係るものについては医療系利益相反アドバイザー)に個別に相談することができる。

2 相談に関する手続き等は、利益相反マネジメント委員会(臨床研究に係るものについて

は医療系マネジメント委員会)で定める。

(検証と評価)

第19条 マネジメント委員会は、その活動内容について必要に応じて検証又は評価を受けるものとする。

(秘密情報及び個人情報の保護)

第20条 本学における利益相反マネジメント業務に関与する者は、職務上知り得た一切の秘密情報及び個人情報を、本学の利益相反マネジメントの業務の履行のためにのみ使用するものとし、他に漏えいし、又は提供してはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(記録の保管)

第21条 利益相反に係る文書のうち、審査に関する文書については、国立大学法人岡山大学法人文書管理規程(平成21年岡大規程第55号)で保存期間が5年未満とされている場合にあっては5年間保存しなければならない。

第5章 雑則

(事務)

第22条 この規程による利益相反マネジメントに関する事務は、別に定める場合を除き、関係部局の協力を得て研究協力部産学連携課において行う。ただし、第7条の規定に係る事項に関する事務は、岡山大学病院研究推進課において行う。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は別に定める。ただし、第7条の規定に係る事項については医療系部局の長が定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月17日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 第2条第7号の「臨床研究」の定義に該当しない部局において、臨床研究法の適用を受ける研究を行う場合又は医療系外部資金により研究を行う場合には、当分の間、第2条第7号の定義による「臨床研究」に該当するものとみなす。
- 3 平成30年3月31日において、岡山大学利益相反マネジメント委員会内規(平成16年8月20日学長裁定)第6条の規定に基づき任命された利益相反アドバイザーであった者は、引き続き、第6条に定める利益相反アドバイザーとなるものとし、その任期は、

第6条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

国立大学法人岡山大学利益相反マネジメントポリシー

平成16年4月1日制定

平成30年4月1日改定

岡山大学の理念は、高度な知の創成(研究)と的確な知の継承(教育と社会還元)であり、これを通じて社会の発展への貢献、特に、SDGs(持続可能な開発目標)の達成に貢献する活動に取り組み、持続可能な社会の実現を牽引していくこととしています。

産学官連携は教育・研究の成果を社会貢献に活かすための一形態であり、大学が産学官連携を通じて研究成果の社会還元を進めることは、大学がその存在理由を明らかにし、大学に対する国民の理解と支援を得るという観点からも重要です。

しかし、大学や教職員が特定の企業等から正当な利益を得ること、又は特定の企業等に対し必要な範囲での責務を負うことにより、大学、教職員が行うべき公正な活動の信頼性(インテグリティ)を損なわせ、産学官連携による利益や責務が大学における責務と衝突する相反関係が生じる可能性があります。

岡山大学は、教育・研究・社会貢献活動に対する信頼性を確保し、産学官連携活動を推進するため、次に示すように適切に利益相反を管理します。

特に、臨床研究については研究の対象が人間であることから、より厳格な臨床研究利益相反マネジメントを行うこととします。

- 1 岡山大学は、透明性の高い産学官連携活動を行い、説明責任を果たします。
- 2 岡山大学は、利益相反マネジメント制度を構築し、その適用のもとに社会貢献を行います。
利益相反に係る社会的要請が特に高い臨床研究においては、その特性に鑑み、臨床研究に関係する教職員を対象とした利益相反マネジメント制度を構築します。
- 3 岡山大学は、産学官連携に関する情報を記録、保存し、必要な場合には利益相反回避のための措置を取ります。
- 4 産学官連携活動を行う教職員に対して社会から疑義が提起された場合には、本学が利益相反マネジメントについての説明責任を果たします。
- 5 岡山大学は、教職員が利益相反の生じる可能性を常に意識し、適正な産学官連携を務めることができるよう、利益相反に関する啓発活動を積極的に行います。

岡山大学組換えDNA実験安全管理規則

〔平成16年4月1日〕
岡大規則第24号

改正 平成17年2月24日規則第2号
平成18年3月30日規則第11号
平成19年2月22日規則第9号
平成20年3月27日規則第18号
平成21年3月27日規則第14号
平成22年3月31日規則第14号
平成24年3月22日規則第4号
平成24年12月26日規則第24号
平成28年3月29日規則第24号
平成30年3月27日規則第18号
平成31年3月28日規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「法」という。）に基づき、岡山大学（以下「本学」という。）における組換えDNA実験（以下「実験」という。）の計画及び実施に関し必要な事項を定め、もって、実験の安全かつ適切な実施と組換えDNA研究の推進を図ることを目的とする。

(部局の定義)

第2条 この規則において「部局」とは、実験を計画し、実施しようとする各学部、各研究科、各研究所、岡山大学病院、各全学センター及び各機構をいう。

2 この規則において「部局長」とは、前項の各部局の長をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学における実験の安全確保に関し総括する。

(安全管理委員会)

第4条 実験の安全かつ適切な実施を確保するため、組換えDNA実験安全管理委員会（以下「安全管理委員会」という。）を置く。

2 安全管理委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 実験に関する規則等の立案
- 二 実験計画の法及びこの規則に対する適合性の審査
- 三 実験に係る教育訓練及び健康管理
- 四 事故発生の際の必要な処置及び改善策
- 五 その他実験の安全確保

3 安全管理委員会は、次の各号で掲げる者で組織する。

- 一 安全主任者
- 二 自然生命科学研究支援センターゲノム・プロテオーム解析部門長
- 三 保健管理センター長
- 四 研究協力部長
- 五 その他学長が必要と認めた者

4 安全管理委員会に委員長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

5 委員長は、安全管理委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

7 委員長が必要であると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことがで

きる。

(部局長の責務)

第5条 部局長は、法及びこの規則に定めるところに従い、当該部局における実験の安全確保に関し必要な措置を講じなければならない。

(安全主任者等)

第6条 部局に、部局長を補佐するため、安全主任者を置くものとする。

2 安全主任者は、法を熟知するとともに、遺伝子組換え生物の環境中への拡散を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に習熟した者のうちから、部局長の推薦に基づき、学長が命ずる。

3 安全主任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 実験計画ごとに実験を実施する施設・設備が法に定める拡散防止措置に適合することを確認すること。

二 実験が法及びこの規則に従って適正に遂行されていることを確認すること。

三 実験の安全確保のため、実験責任者に対し、指導助言を行うこと。

四 その他実験の安全確保に関し必要な事項を実施すること。

4 部局長が必要があると認めたときは、安全主任者の業務を補佐する者を置くことができる。

(実験責任者)

第7条 実験を実施しようとする場合は、実験計画ごとに当該実験計画に係る実験従事者のうちから実験責任者を定めなければならない。

2 実験責任者は、法及びこの規則を熟知するとともに、遺伝子組換え生物の環境中への拡散を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に習熟した者でなければならない。

3 実験責任者は、当該実験計画の遂行及び安全確保について責任を負うとともに、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 実験計画の立案及び実施に際して法及びこの規則を十分に遵守し、安全主任者との緊密な連絡の下に、実験全体の適切な管理及び監督に当たること。

二 実験従事者に対し、実験開始前に法及びこの規則について教育指導を行うこと。

三 その他実験の安全確保に関し必要な事項を行うこと。

(実験従事者)

第8条 実験従事者は、実験を計画し、実施するに当たっては、安全確保について十分自覚し、必要な配慮をするとともに、あらかじめ、微生物に係る標準的な実験方法並びに実験に特有な操作方法及び関連する実験方法に精通し、習熟していなければならない。

(教育訓練)

第9条 安全管理委員会は、実験責任者及び実験従事者に対し、次の各号に掲げる教育訓練を実施する。

一 危険度に応じた遺伝子組換え生物の安全取扱い技術

二 拡散防止措置に関する知識及び技術

三 実施しようとする実験の危険度に関する知識

四 事故発生の場合の措置に関する知識

(教育訓練受講者の登録)

第10条 実験に従事しようとする者は、あらかじめ前条に規定する教育訓練を受講し、教育訓練受講者の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、5年以内ごとに前条に規定する教育訓練を受講しなければ、その期間の経過によって、効力を失う。

(施設・設備の確認及び保全)

第11条 実験責任者は、実験の危険度に応じ、実験の実施前に、使用する施設・設備が

法に定める基準を満たすものであることを確認しなければならない。

- 2 実験責任者は、前項の施設・設備の保全については、実験開始から完了までの間、法に定める基準を遵守しなければならない。

(実験計画の承認申請等)

第12条 実験責任者は、文部科学大臣の確認及びこれに基づく学長の承認を必要とする実験（以下「大臣確認実験」という。）若しくは学長の承認を必要とする実験（以下「機関実験」という。）を実施しようとするとき又は承認された実験計画を変更しようとするときは、別表に定めるところにより、あらかじめ実験計画を安全主任者を經由して学長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の実験計画の実施期間は5年を限度とする。

- 3 実験を実施する部局の安全主任者は、実験責任者から新たに実験の申請があった場合は、その施設・設備が法に定める基準を満たしていることの確認を行うものとする。

- 4 学長は、大臣確認実験の申請があったときは、安全管理委員会に諮問し、その審査を経て、文部科学大臣に確認を求めるとともに、当該確認に基づいて承認の可否を決定するものとする。

- 5 学長は、機関実験の申請があったときは、安全管理委員会に諮問し、その審査を経て、承認の可否を決定するものとする。

- 6 学長は、前2項の決定を行ったときは、部局長を經由して実験責任者に通知するものとする。

- 7 実験責任者は、実験を完了又は廃止したときは、別表に定めるところにより、安全主任者を經由して学長に報告しなければならない。

(実験に係る標識)

第13条 実験責任者は、実験を実施する場合は、法に基づき、次の表のとおり実験に係る標識を表示しなければならない。

拡散防止措置の区分	掲示しなければならない標識	掲 示 場 所
P 2 レベル	「P 2 レベル実験中」と表示した標識	実験室の入口
P 3 レベル	「P 3 レベル実験中」と表示した標識	実験室の入口
L S C レベル	「L S C レベル大量培養実験中」と表示した標識	実験区域
L S 1 レベル	「L S 1 レベル大量培養実験中」と表示した標識	実験区域
L S 2 レベル	「L S 2 レベル大量培養実験中」と表示した標識	実験区域
P 1 A レベル	「組換え動物等飼育中」と表示した標識	実験室の入り口
P 2 A レベル	「組換え動物等飼育中（P 2）」と表示した標識	実験室の入り口
P 3 A レベル	「組換え動物等飼育中（P 3）」と表示した標識	実験室の入り口
特定飼育区画	「組換え動物等飼育中」と表示した標識	飼育区画の入り口
P 1 P レベル	「組換え植物等栽培中」と表示した標識	実験室の入り口

P 2 P レベル	「組換え植物等栽培中（P 2）」と表示した標識	実験室の入り口
P 3 P レベル	「組換え植物等栽培中（P 3）」と表示した標識	実験室の入り口
特定網室	「組換え植物等栽培中」と表示した標識	網室の入り口

（実験の安全確認）

- 第 1 4 条 実験従事者は、実験の安全を確保するため、実験開始前及び実験中において、常時、法に定める拡散防止措置の基準を遵守しなければならない。
- 2 安全管理委員会は、法に定める拡散防止措置の適切な実施を図るため、必要に応じ、部局に対する立入調査を実施することができる。
- 3 安全管理委員会は、前項により当該施設・設備の安全を確認したときは、それを証する標識を実験室に貼付し、台帳に登録する。
- 4 安全管理委員会は、必要に応じ、安全主任者及び実験責任者に対し、実験の安全管理に関する報告を求めることができる。

（実験施設への出入管理）

- 第 1 5 条 実験責任者は、実験関係者以外の者の実験室、実験区域、飼育区画又は網室への出入管理について、法に定めるところに従って行わなければならない。
- 2 実験責任者は、実験従事者以外の者（安全主任者を除く。）を実験室、実験区域、飼育区画又は網室に立ち入らせたときは、別紙様式第 3 号の帳簿に必要な事項を記録し、実験終了後 5 年間保存しなければならない。

（実験の記録）

- 第 1 6 条 実験責任者は、実験期間中は別紙様式第 4 号の帳簿に実験の記録を行い、実験終了後 5 年間保存しなければならない。

（遺伝子組換え生物等の譲渡に関する手続）

- 第 1 7 条 遺伝子組換え生物等を譲渡しようとする者は、法の定めるところに従うとともに、譲渡先において明確な使用計画があること及び適切な管理体制が整備されていることを事前に確認した上で譲渡することとし、譲渡に際しては、別表に定めるところにより、あらかじめ、別紙様式第 5 号により譲渡先の大学等へ情報提供するとともに、別紙様式第 6 号により学長に届け出るものとする。
- 2 遺伝子組換え生物等の譲渡を受ける実験責任者は、法の定めるところに従うとともに、前条の規定に基づき、それらを用いる実験計画について、あらかじめ必要な手続を経て、譲渡を受けるとともに、別表に定めるところにより別紙様式第 6 号により学長に届け出るものとする。
- 3 実験責任者は、譲渡等に際して提供した又は提供を受けた情報等を記録し、譲渡等後 5 年間保存しなければならない。

（遺伝子組換え生物等の取扱い、保管及び運搬）

- 第 1 8 条 遺伝子組換え生物等は、法に定める実験の拡散防止措置の基準により、取り扱わなければならない。
- 2 遺伝子組換え生物等を保管及び運搬する時は、法の定めるところによる拡散防止措置を講じなければならない。
- 3 実験責任者は、前項に規定する遺伝子組換え生物等の保管及び運搬に当たっては、別紙様式第 7 号及び第 8 号の帳簿に必要な事項を記録し、実験終了後 5 年間保存しなければならない。ただし、拡散防止措置の区分が、P 2（A・P）レベル以下、LS 1 レベル以下、特定飼育区画又は特定網室の拡散防止措置を必要とする遺伝子組換え生物等の記録は、第 1 6 条に定める実験記録をもって代えることができる。

(健康管理)

第19条 部局長は、実験従事者の健康管理につき、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 実験従事者に対し、実験開始前及び開始後1年を超えない期間ごとに、健康診断を行うこと。ただし、本健康診断は本学における一般定期健康診断をもって代えることができる。
 - 二 実験従事者が病原体によって汚染の恐れが著しい実験を行う場合は、実験開始前に感染の予防治療の方策についてあらかじめ検討し、必要に応じて抗生物質、ワクチン、血清等を準備するものとする。この場合において、実験開始後6月を超えない期間ごとに、特定業務健康診断を行うこと。
 - 三 実験室内、実験区域内、飼育区画内又は網室内における感染の恐れがある場合は、直ちに健康診断を行い、適切な措置を講ずること。
- 2 実験責任者は、実験従事者が次の各号に該当するとき又は次項に規定する報告を受けたときは、直ちに事実の調査をし、必要な措置を講ずるとともに、これを部局長及び安全主任者に報告しなければならない。
- 一 遺伝子組換え生物等を誤って飲み込んだとき又は吸い込んだとき。
 - 二 遺伝子組換え生物等により皮膚が汚染され、除去できないとき又は感染を起こす恐れのあるとき。
 - 三 遺伝子組換え生物等により実験室、実験区域、飼育区画又は網室が著しく汚染された場合に、その場に居合わせたとき。
- 3 実験従事者は、絶えず自己の健康について注意することとし、健康に変調を来した場合又は重症若しくは長期にわたる病気にかかった場合は、その旨を実験責任者に報告しなければならない。また、他の実験従事者が当該事実を知った場合も同様とする。
- 4 第1項第2号に規定する特定業務健康診断の検査項目は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の定めるところによる。

(事故等発生時の措置)

- 第20条 実験責任者は、事故等が発生したときは、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに、部局長及び安全主任者に報告しなければならない。
- 2 部局長及び安全主任者は、前項の報告を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、部局長にあつては、安全主任者と連携して、事故等の状況、経過等について調査を行い、学長及び安全管理委員会委員長に報告しなければならない。
 - 3 学長は、前項の報告を受けたときは、安全管理委員会と連携して、必要な処置、改善策等について、部局長に対し指示するとともに、速やかにその事故の状況及び執った措置の概要を文部科学大臣に届け出なければならない。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、実験の安全確保に関し、必要な事項は、安全管理委員会の議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前において、既に岡山大学組換えDNA実験安全管理要項（平成16年2月19日学長裁定）により所定の手続を経ている実験計画については、この規則による所定の手続を経たものとみなすものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 24 年 12 月 26 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 12 条及び第 17 条関係）

申 請 及 び 届 出 の 手 続

事 項	提出書類及び部数	提出期限
(1) 遺伝子組換え実験 (イ) 微生物使用実験 (ロ) 大量培養実験 (ハ) 動物使用実験 (ニ) 植物使用実験	① 組換え DNA 実験計画書 （別紙様式第 1 号） ② その他必要に応じ実験計画の内容を説明する資料 ① から ② までのうち必要な書類を選択し提出のこと 〔提出部数〕 各 1 部	ア. 大臣確認実験 実験開始予定日の 3 か月前まで イ. 機関実験 実験開始予定日の 1 か月前まで
(2) 細胞融合実験		
(3) 遺伝子組換え生物等の譲渡	遺伝子組換え生物等の譲渡に係る情報提供書（別紙様式第 5 号）	譲渡前（譲渡先大学等へ）
	遺伝子組換え生物等の譲渡等届出書（別紙様式第 6 号） 〔提出部数〕 1 部	譲渡後
(4) 遺伝子組換え生物等の譲受	遺伝子組換え生物等の譲渡等届出書（別紙様式第 6 号） 〔提出部数〕 1 部	譲受後
(5) 実験の完了又は廃止	組換え DNA 実験完了等報告書（別紙様式第 2 号） 〔提出部数〕 1 部	実験完了又は廃止後

組換えDNA実験計画書

岡山大学長 殿

年 月 日

第二種使用等の名称				
第二種使用等の実施予定期間		年 月 から 年 月 まで		
第二種使用等をする場所	名称			
	所在地			
実験責任者	所属部局及び職			
	氏名			
	連絡先等		Tel:	E-mail:
実験従事者				
氏 名	所属部局・職	宿主及びその取扱い 経験年数	組換えDNA実験 経験年数	教育訓練の 受講状況 及び受講年月
	部局等: 職:	微生物: 年 動物: 年 植物: 年	年	☐ 受講 (20 年 月)
第二種使用等の 目的及び概要	種類	☐ 1.微生物使用実験 ☐ (1) 動物作成実験 ☐ (2) 動物接種実験 ☐ 2.大量培養実験 ☐ 4.動物使用実験 ☐ (1) 植物作成実験 ☐ (2) 植物接種実験 ☐ (3) きのこ作成実験 ☐ 5.細胞融合実験		
	目的			
	概要			
確認を申請する使用等			機関実験／大臣確認実験	
拡散防止措置	区分	☐ 1. P1 ☐ 4. LSC ☐ 7. P1A ☐ 10. 特定飼育区画 ☐ 13. P3P ☐ 2. P2 ☐ 5. LS1 ☐ 8. P2A ☐ 11. P1P ☐ 14. 特定網室 ☐ 3. P3 ☐ 6. LS2 ☐ 9. P3A ☐ 12. P2P		
		選択理由:		
	施設等の概要			
	遺伝子組換え生物等を 不活化するための措置			

その他参考となる事項:	
遺伝子組換え生物等及び拡散防止措置の一覧表	
核酸供与体	
特性	
供与核酸	
特性	
ベクター等	
特性	
宿主等	
特性	
遺伝子組換え生物等の特性 (宿主等との相違を含む。)	
遺伝子組換え生物等を保有している動物、植物又は細胞等	
特性	
拡散防止措置の区分	
備考	

[記載要領]

本様式の各項目に記入する。記入できない場合は別紙を添付し、該当項目に別紙番号を記入すること。

- 「第二種使用等の名称」については、当該第二種使用等の目的及び概要を簡潔に表す名称を記載すること。
- 「第二種使用等の実施予定期間」については、予定している実験実施期間（5年を限度とする）を記入すること。
- 「第二種使用等をする場所」については、当該第二種使用等に用いる全ての実験室を拡散防止措置の区分と併せて記載すること。
- 「実験責任者」については、当該第二種使用等の実施場所において当該第二種使用等を直接管理し、計画の遂行及び安全確保について責任を負う者を記載すること。
- 「宿主及びその取扱い経験年数」については、使用する生物種の取扱い及び経験年数を宿主毎に記入すること。
- 「組換えDNA実験経験年数」については、組換えDNA実験の経験年数を記入すること。
- 「種類」については、該当するすべての項目を選ぶこと。
- 「概要」については、遺伝子組換え生物等及び拡散防止措置の区分について、当該第二種使用等の過程がわかるように記載すること。

また、「遺伝子組換え生物等及び拡散防止措置の一覧表」にも実験の一連の流れが分かるように記載すること。

- 「確認を申請する使用等」については、機関実験又は大臣確認実験のいずれかを選択すること。
- 「拡散防止措置」の「区分及び選択理由」については、原則として、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学・環境省令第1号）別表第二、別表第三、別表第四又は別表第五の上欄に掲げる拡散防止措置の区分のうち、当該第二種使用等をする間に執る拡散防止措置の区分をすべて記載し、選択した理由をそれぞれ具体的に記載すること。

- 11 「拡散防止措置」の「施設等の概要」については、主要な施設、設備及び機器の位置及び名称を記載した図面を添付することに加え、選択した拡散防止措置に関し、次に掲げる項目について記載すること。
- (1) 培養設備等の総容量（大量培養実験の場合に限る。）
 - (2) 施設等の確認状況
 - (3) 実験室において当該第二種使用等に関係しない動物が飼育され、又は植物が栽培されている場合には、当該動物の飼育又は植物の栽培の状況
 - (4) 第二種使用等をしようとする場所の周辺における組換え植物等と交雑する植物の存在の有無及び当該交雑を防止する措置
- 12 「拡散防止措置」の「遺伝子組換え生物等を不活化するための措置」については、当該第二種使用等をする間に執る拡散防止措置に関し、遺伝子組換え生物等を含む廃棄物並びに遺伝子組換え生物等が付着した機器及び器具について不活化するための措置並びにその有効性を記載すること。
- 13 「その他参考となる事項」については、次に掲げる項目について記載すること。
- (1) 動物を飼育する施設等の管理者による確認状況（動物使用実験の場合に限る。）
 - (2) 事故時等緊急時における対処方法（大量培養実験の場合に限る。）
- 14 「核酸供与体の特性」については、遺伝子組換え生物等の核酸供与体に関し、次に掲げる項目について記載すること。ただし、薬剤耐性遺伝子その他のマーカー遺伝子及び発現調節遺伝子（目的遺伝子に係るものを除く。）である供与核酸が由来する核酸供与体及び第22項に該当する場合は省略することができる。
- (1) 分類学上の位置及び実験分類
 - (2) 病原性、有害物質の産生性その他の特性
- 15 「供与核酸の特性」については、遺伝子組換え生物等の供与核酸に関し、次に掲げる項目について記載すること。ただし、薬剤耐性遺伝子その他のマーカー遺伝子及び発現調節遺伝子（目的遺伝子に係るものを除く。）である供与核酸が由来する供与核酸及び第22項に該当する場合は省略することができる。
- (1) 種類（ゲノム核酸、相補デオキシリボ核酸、合成核酸等）及び一般的名称
 - (2) 構成要素（目的遺伝子、発現調節遺伝子等）の機能、大きさ及び構成
 - (3) 塩基配列情報又は日本DNAデータバンク等の塩基配列データベースのアクセッションナンバー（供与核酸が同定済核酸である場合に限る。）
- 16 「ベクターの特性」については、遺伝子組換え生物等のベクターに関し、次に掲げる項目について記載すること。ただし、第22項に該当する場合は省略することができる。
- (1) 名称、由来する生物の分類学上の位置及び実験分類
 - (2) 構成
 - (3) 伝達性および宿主特異性
- 17 「宿主等の特性」については、遺伝子組換え生物等の宿主に関し、次に掲げる項目について記載すること。ただし、第22項に該当する場合は省略することができる。
- (1) 分類学上の位置及び実験分類
 - (2) 自然環境における分布状況及び生息又は生育が可能な環境
 - (3) 繁殖又は増殖の様式
 - (4) 病原性、有害物質の産生性その他の特性
 - (5) 栄養要求性、薬剤耐性及び至適生育条件（微生物である遺伝子組換え生物等の使用等をする場合に限る。）
 - (6) 伝達性および宿主特異性（宿主がウイルス及びウイロイドである場合に限る。）

- 18 「遺伝子組換え生物等の特性（宿主等との相違を含む。）」については、遺伝子組換え実験の場合にあっては、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等に新たに付与されることが予想される又は付与された特性を記載すること。ただし、第22項に該当する場合は省略することができる。
- 19 「遺伝子組換え生物等を保有している動物、植物又は細胞等の特性」については、次に掲げる項目のうち関係する項目を記載することに加え、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等を保有している動物、植物又は細胞等に新たに付与されることが予想される又は付与された形質について記載すること。ただし、第22項に該当する場合は省略することができる。
- (1) 分類学上の位置及び実験分類
 - (2) 自然環境における分布状況及び生息又は生育が可能な環境
 - (3) 繁殖又は増殖の様式
 - (4) 病原性、有害物質の産生性その他の特性
- 20 「遺伝子組換え生物等及び拡散防止措置の一覧表」の「拡散防止措置の区分」の欄には、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学・環境省令第1号）別表第二、別表第三、別表第四又は別表第五の上欄に掲げる拡散防止措置の区分を参考に、実験を実施する間に執る拡散防止措置の区分を記載する。
- 21 「遺伝子組換え生物等及び拡散防止措置の一覧表」の「備考」の欄には、以下の事項を記載すること。
- (1) 遺伝子組換え生物等及び拡散防止措置の組合せのうち大臣確認実験に該当する場合には、その旨
 - (2) 認定宿主－ベクター系を用いる場合には、そのレベル
 - (3) 各段階における主な目的等
- 22 特性の記載を省略することができる宿主－ベクター系及び供与核酸は次のとおりとする。
- 1 宿主－ベクター系
 - B1、B2レベルの認定宿主－ベクター系
 - 2 供与核酸
 - 一 以下の蛋白質をコードする遺伝子
 - amylase
 - cellulase
 - galactosidase
 - glucosidase
 - green fluorescent protein
 - luciferase
 - phosphatase
 - 二 以下の抗生物質の耐性をコードする遺伝子
 - ampicillin
 - chloramphenicol
 - kanamycin
 - tetracycline
- 23 特定飼育区画又は特定網室を使用する場合及び細胞融合実験を実施する場合は、部局の安全主任者に相談の上、申請すること。

組換えDNA実験完了等報告書

年 月 日

岡山大学長 殿

課 題 番 号	
第二種使用等の名称	
実 験 責 任 者 所 属 ・ 職 ・ 氏 名	
第二種使用等を行った 場所の名称および所在地	
完 了 上記組換えDNA実験の実施を 年 月 日付け し、 廃 止 遺伝子組換え生物については、☐適正に不活化をする措置を行った後に廃棄したことを報告します。 ☐転出先機関で引き続き使用することを報告します。 ☐学内教員等に譲渡したことを報告します。 (譲渡教員等所属部局・職・氏名) ☐学外研究者に譲渡したことを報告します。 (譲渡教員等所属機関・部局・職・氏名) 廃棄した なお、計画書に記載の組換えプラスミドについては、 今後は使用せず保管する ことを併せて報告します。	
上記の報告事項を確認いたしました。 安全主任者所属・職・氏名 印	

実験従事者以外の者の実験施設への出入管理簿

第二種使用等の名称	
実 験 責 任 者	
拡 散 防 止 措 置	

出 入 者 (所 属・氏 名)	出 入 年 月 日 及 び 時 間	出 入 場 所	出 入 目 的	備 考

実 験 記 録 簿

第二種使用等の名称	
実 験 責 任 者	
拡 散 防 止 措 置	

実験の実施年月日	平成 年 月 日（ ）～平成 年 月 日（ ）
実 験 従 事 者	
実 験 の 実 施 内 容	
実 験 の 結 果	
遺伝子組換え生物等の 廃 棄 の 方 法	
備 考	

注1 第18条第3項のただし書に該当する場合は、遺伝子組換え生物等の保管又は運搬に関して必要な事項を備考欄に記入すること。

注2 同一の内容を含む実験記録等をもって本様式の実験記録簿に代えることができる。

遺伝子組換え生物等の譲渡に係る情報提供書

年 月 日

大学
殿

岡山大学

所属・職

実験責任者氏名 印

連絡先 住所 〒

TEL :

FAX :

E-mail :

譲渡対象の遺伝子組換え生物等は、第二種使用を行っておりますので、下記のとおり情報を提供します。

記

遺伝子組換え生物等の第二種使用等に関する情報提供	
譲 渡 予 定 日	年 月 日
遺伝子組換え生物の種類と名称	
大臣確認手続き	☐ 要 ☐ 不要
宿主の名称・ベクター系（遺伝子組換え生物等を接種した動植物についてはその旨も記載）	
供 与 核 酸	
拡散防止措置の区分	
その他（特記事項）	

（注1） E-mailによる情報提供を行う場合、押印は不要。

（注2） 譲渡先大学等において当該遺伝子組換え生物等に係る遺伝子組換え実験の手続きが完了していることを事前に確認すること。

（注3） 情報提供後は、別紙様式第6号によりその旨を学長に届け出ること。

別紙様式第 6 号（第 1 7 条関係）
遺伝子組換え生物等の譲渡等届出書

年 月 日

岡 山 大 学 長 殿

実験責任者
所属・職
氏名 印
TEL :
FAX :
E-mail :

下記のとおり、遺伝子組換え生物等 を譲渡しましたので 届け出ます。
の譲渡を受けましたので

相手方の所属・職・氏名	
住 所	〒
T E L	
F A X	
E-mail	
情報提供の方法	☐ 文書 ☐ 包装への表示 ☐ 容器への表示 ☐ F A X ☐ 電子メール
譲渡先に係る 確認事項	☐ 譲渡先において明確な使用計画があること及び適切な管理体制が整備されていることを確認しました。
遺伝子組換え生物 の名称および特性	
核酸供与体	
供与核酸	
宿 主	
拡散防止措置の区分	
本遺伝子組換え生物 に係る実験計画の承認 番号および第二種 使用等の名称	
運搬方法・運搬容器	
その他	

遺 伝 子 組 換 え 生 物 等 保 管 管 理 簿

第二種使用等の名称	
実 験 責 任 者	
拡 散 防 止 措 置	

保 管 に 係 る 遺 伝 子 組 換 え 生 物 等		異 動 事 項 (年 月 日)	保 管 場 所	保 管 に 従 事 し た 者	備 考
種 類	数 量				

（注）遺伝子組換え生物等を廃棄した場合は、備考欄に廃棄方法及び廃棄場所を記入すること。

遺 伝 子 組 換 え 生 物 等 等 運 搬 管 理 簿

第二種使用等の名称	
実 験 責 任 者	

運搬に係る遺伝子 組換え生物等		運搬年月日 及び時間	運搬方法	運搬先		運搬に従事 した者	備考
種類	数量			機関名	責任者名		

(注) 遺伝子組換え生物等を廃棄した場合は、備考欄に廃棄方法及び廃棄場所を記入すること。

岡山大学医療系部局における人を対象とする研究の実施に関する規程

平成27年4月8日
岡大院医歯薬・岡大病規程第2号

(趣旨)

第1条 大学院医歯薬学総合研究科（以下「研究科」という。）、岡山大学病院（以下「病院」という。）、大学院保健学研究科、医学部、歯学部及び薬学部（以下「医療系部局」という。）において実施される人を対象とする研究の実施に関する取扱いは、関係法令、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号。以下「指針」という。）その他別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、指針において定めるところによる。

(研究科長及び病院長の責務)

第3条 研究科長及び病院長は、実施を許可した研究について、適正に実施されるよう必要な監督を行うとともに、最終的な責任を負うものとする。

2 研究科長及び病院長は、研究の実施に携わる関係者に、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して研究を実施することを周知徹底しなければならない。

3 研究科長及び病院長は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も、同様とする。

4 研究科長及び病院長は、研究に関する業務の一部を委託する場合には、委託を受けた者が遵守すべき事項について、文書による契約を締結するとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(倫理審査委員会)

第4条 研究科長及び病院長は、岡山大学における生命倫理関係指針に係る学長の権限及び事務の委任等について（平成27年3月13日学長裁定）第4条の規定に基づき、岡山大学医療系部局生命倫理審査委員会（以下「倫理審査委員会」という。）を置く。

2 倫理審査委員会に関する事項は、別に定める。

(研究者等の基本的責務)

第5条 研究者等は、法令、指針等を遵守し、倫理審査委員会の審査及び研究科長及び病院長の許可を受けた研究計画書に従って、適正に研究を実施しなければならない。

(研究責任者の責務)

第6条 研究責任者は、研究の実施に先立ち、適切な研究計画書を作成しなければならない。研究計画書を変更するときも同様とする。

2 研究責任者は、研究の倫理的妥当性及び科学的合理性が確保されるよう、研究計画書を作成しなければならない。また、研究計画書の作成に当たって、研究対象者への負担並びに予測されるリスク及び利益を総合的に評価するとともに、負担及びリスクを最小化する対策を講じなければならない。

3 研究責任者は、侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって通常の診療を超える医療行為を伴う研究を実施しようとする場合には、当該研究に関連して研究対象者に生じ

た健康被害に対する補償を行うために、あらかじめ、保険への加入その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

4 研究責任者は、研究の結果について、これを公表しなければならない。

5 研究責任者は、研究計画書に従って研究が適正に実施され、その結果の信頼性が確保されるよう当該研究の実施に携わる研究者をはじめとする関係者を指導・管理しなければならない。

(インフォームド・コンセント等)

第7条 研究者等が研究を実施しようとするとき、又は既存試料・情報の提供を行う者が既存試料・情報を提供しようとするときは、研究科長及び病院長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより、原則としてあらかじめインフォームド・コンセントを受けなければならない。ただし、法令の規定による既存試料・情報の提供については、この限りでない。

2 研究者等又は既存試料・情報の提供を行う者が既存試料・情報を他の研究機関に提供しようとするときは、別に定めるところにより提供の記録を残すものとする。

(教育訓練)

第8条 研究科長及び病院長は、研究に関する倫理並びに研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を研究者等が受けることを確保するための措置を講じなければならない。また、自らもこれらの教育・研修を受けなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 研究科長及び病院長は、研究の実施に際し、国立大学法人岡山大学の保有する個人情報の適切な管理に関する規程(平成17年岡大規程第10号)その他の法令に基づき、個人情報の保護並びにその安全管理のため必要な措置を取るものとする。

(保有個人情報の開示等に係る請求の取扱い)

第10条 研究責任者は、研究に関し、被験者又は代理人から、保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る請求があった場合は、指針及び国立大学法人岡山大学の情報公開に関する規程(平成16年岡大規程第2号)に基づき取り扱うものとする。

(指針及びこの規程の遵守)

第11条 研究に従事するすべての者は、指針及びこの規程を遵守しなければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、研究科長及び病院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

岡山大学医療系部局生命倫理審査委員会規程

平成26年3月27日		
岡大院医歯薬・岡大病規程第1号		
改正	平成27年3月31日	規程第1号
	平成27年4月8日	規程第3号
	平成27年9月29日	規程第4号
	平成28年9月7日	規程第1号
	平成29年2月28日	規程第1号
	平成31年1月9日	規程第1号
	令和元年6月25日	規程第2号

(趣旨・設置)

第1条 この規程は、岡山大学における生命倫理関係指針に係る学長の権限及び事務の委任等について（平成27年3月13日学長裁定）第4条及び岡山大学医療系部局における人を対象とする研究の実施に関する規程（平成27年岡大院医歯薬・岡大病規程第2号）第4条第2項の規定に基づき、大学院医歯薬学総合研究科（以下「研究科」という。）と岡山大学病院（以下「病院」という。）は連携して、研究科、病院、大学院保健学研究科、医学部、歯学部及び薬学部（以下「医療系部局」という。）のほか本学の各部局等及び本学以外において行われる人間を直接・間接対象とする医学の研究（以下「臨床研究」という。）において、ヘルシンキ宣言（2013年世界医師会フォタレザ総会で修正）の趣旨に添った倫理的配慮を図るため、岡山大学医療系部局生命倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(責務)

第2条 委員会は、医療系部局等において行われる臨床研究について、研究対象者の人間の尊厳及び人権を守るとともに、研究対象者の福利に対する配慮が科学的及び社会的利益よりも優先するべく機能するとともに、研究者等がより円滑に臨床研究を行うことができるよう配慮しなければならない。

(審査専門委員会)

第3条 委員会に、次の各号に掲げる審査専門委員会を置き、臨床研究に関して定められている指針等（以下「倫理指針」という。）に規定する倫理審査を行わせるものとする。

- 一 臨床研究審査専門委員会
- 二 遺伝子治療等審査専門委員会

2 前項各号に掲げる審査専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(業務)

第4条 委員会は、研究科長及び病院長の諮問に応じて、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 審査を諮問する審査専門委員会を決定すること。
- 二 その他委員会が必要と認める事項

2 研究科長及び病院長は、臨床研究を計画する本学の他の部局等の長からの依頼に基づき、当該部局等において行う臨床研究について、審査専門委員会に諮問することができるものとする。

- 3 研究科長及び病院長は、臨床研究を計画する本学以外の機関の長からの依頼に基づき、当該機関において行われる臨床研究について審査専門委員会に諮問することができるものとする。

(組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 審査専門委員会の委員長
- 二 病院新医療研究開発センターの教員から若干名
- 三 その他委員長が必要と認めた者

- 2 委員は、研究科長及び病院長が委嘱する。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によるものとする。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。また、委員長の指名により、委員の中から議長代行を命ずることができるものとする。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 委員自らが実施する臨床研究等が審査を受けるときは、当該臨床研究の審査に委員として加わることはできない。この場合において、当該臨床研究に係る審査を行う間は、委員の数から除くものとする。ただし、委員会の求めに応じて、委員会に出席し、説明することはできるものとする。
- 3 委員会が必要と認めたときは、研究科長及び病院長に出席を求め、その意見を聴くことができる。ただし、委員になること及び審査に加わることはできない。

(議決方法)

第8条 審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。

(意見の聴取)

第9条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(審査費用)

第10条 第4条第3項の規定に基づき審査を依頼する機関は、指定の期日までに審査費用を納入しなければならない。

- 2 審査費用及び請求方法等については、「岡山大学病院新医療研究開発センター研究支援業務要項」によるものとする。
- 3 指定の期日までに支払いが行われなかった場合は、納入が完了するまで審査は行わない。
- 4 既納の審査費用は返納しない。

(秘密の保護)

第11条 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第12条 委員会の事務は、病院研究推進課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第3項の規定は、当分の間、臨床研究審査専門委員会に付託する依頼に限り適用する。

附 則

この規程は、平成28年9月7日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年2月28日から施行する。
- 2 改正後の第4条第3項の規定は、当分の間、臨床研究審査専門委員会及び研究倫理審査専門委員会に付託する依頼に限り適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

国立大学法人岡山大学環境管理規則

〔平成16年4月1日〕
岡大規則第31号

改正 平成17年2月24日規則第2号
平成19年3月30日規則第14号
平成20年3月27日規則第19号
平成21年3月27日規則第15号
平成22年3月31日規則第15号
平成28年3月29日規則第26号

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）における修学上及び就業上の良好な環境を実現することを目的とする環境保全及び環境改善に関する基本的事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「環境管理」とは、前条の目的を達成するために、法人における教育研究及び諸活動が環境に及ぼす影響を把握し、評価し、及び是正するとともに、継続的な改善を行うことをいう。

2 この規則において「部局」とは、法人における環境管理を行う単位をいい、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大規則第1号）における学部、大学院、研究所、岡山大学病院、全学センター、附属学校、附属図書館、機構及び国立大学法人岡山大学事務組織規程（平成16年岡大規則第1号）に定める本部の各部を基本とし、別に定める。

3 この規則において「部局長」とは、前項に定める部局の長をいう。

（学長の総括）

第3条 学長は、法人における環境管理を総括する。

（環境マネジメント委員会）

第3条の2 環境管理の継続的な推進を確保するため、環境マネジメント委員会を置く。

2 環境マネジメント委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（部局長の責務）

第4条 部局長は、部局における環境管理の責任者として法令等の定めるところに従い、かつ、自主的に当該部局における環境管理を行わなければならない。

2 部局長は、部局における教育研究及び諸活動が環境に及ぼす影響を把握し、定期的に点検を行うとともに、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

（部局長の業務）

第5条 部局長は、当該部局における環境管理に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 部局の職員、学生等への環境管理に関する指導・監督
- 二 教育研究及び諸活動が環境に及ぼす影響の把握・点検・評価
- 三 環境管理にかかわる施設の維持・管理
- 四 環境マネジメント委員会の施策実施のため必要な業務及び協力
- 五 その他環境管理のため必要な業務
(環境管理員)

第6条 各部局に環境管理員を置く。

2 部局長は、当該部局の教員及び職員のうちからそれぞれ1人以上（専任教員がいない部局においては職員1人以上）を環境管理員に指名し、定期的に環境管理センター長を経由して学長に報告しなければならない。

3 環境管理員は、前条各号に掲げる部局長の業務を補佐する。
(環境管理センター)

第6条の2 環境管理センターは、環境管理員に対し、必要な知識を教授するため、定期的に講習会を開催するものとする。

(部局委員会の設置)

第7条 部局長が環境管理のため必要があると認めたときは、当該部局における環境管理について必要な事項を審議するために委員会（以下「部局委員会」という。）を置くことができる。

2 部局委員会に関し必要な事項は、当該部局の長が定める。
(職員、学生等の責務)

第8条 職員、学生等は、法令等の定めるところ及び部局長の講ずる措置に従うとともに、自ら環境管理を行わなければならない。

(報告)

第9条 部局長は、法令等に定める報告のほか、当該部局における環境管理に関する状況を定期的に学長に報告しなければならない。

2 学長が必要と認めたときは、環境管理に係る事項について部局長に随時報告を求めることができる。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、環境管理に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

国立大学法人岡山大学化学物質管理規程

〔平成26年3月31日
岡大規程第8号〕

改正 平成28年3月31日規程第55号

改正 平成30年3月30日規程第23号

改正 平成31年3月29日規程第27号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学環境管理規則（平成16年岡大規則第31号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）における化学物質の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「化学物質」とは、法人における教育研究及びその他諸活動で用いる元素及び化合物のうち、法令等により規制をうけるものであって、次の各号に掲げるものをいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品及び他の規程等により管理がなされているものを除く。

- 一 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「毒劇法」という。）に定める毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）
- 二 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。）に定める「第一種指定化学物質」
- 三 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）において「危険物」又は「有害物」として規制されるもの
- 四 消防法（昭和23年法律第186号）に定める「危険物」
- 五 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に定める「高圧ガス」
- 六 水質汚濁防止法（昭和45年12月法律第138号）に定める「有害物質」及び「指定物質」
- 七 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）に定める「水銀等」

(部局)

第2条の2 この規程において「部局」とは、別表のとおりとする。

(学長の総括)

第3条 学長は、法人における化学物質の管理を総括する。

(部局長の責務)

第4条 第2条の2に規定する部局の長（以下「部局長」という。）は、当該部局の

管理区域における化学物質の管理が適正に実施されるよう管理監督し、年1回、その管理状況について、環境管理センター長を経由して、学長に報告するものとする。

2 部局長は、当該部局の管理区域における化学物質の管理状況について、前項の規定とは別に、学長又は環境管理センター長の求めに応じて、報告しなければならない。

3 部局長は、当該部局において化学物質を取り扱う者の安全を確保し、化学物質による事故及び化学物質による健康被害を防止するために、必要な措置を講じなければならない。

4 第1項の化学物質の管理に係る部局の管理区域については、環境管理センター長が別に定める。

(環境管理員)

第5条 部局長は、規則第6条に定める環境管理員に、当該部局における化学物質管理に関する業務を補佐させる。

(管理体制)

第6条 化学物質を取り扱う部局は、部局長が指定する組織の単位（以下「指定組織単位」という。）ごとに、化学物質管理責任者を置くものとし、化学物質を使用する職員のうちから、1人を選任する。

2 各指定組織単位においては、化学物質を取り扱う部屋等の物理的に明確に区分できる区域（以下「部屋等」という。）ごとに、化学物質を使用する職員のうちから化学物質取扱・保管責任者を1人選任する。

3 部局長は、部屋等において毒劇物専用の保管庫を設置し、毒劇物を保管する場合は、当該保管庫の毒劇物を使用する職員のうちから毒劇物取扱責任者を選任する。

4 部局長は、化学物質管理責任者の業務を補佐する者として、化学物質を使用する職員のうちから、化学物質管理責任者の推薦により、指定組織単位ごとに化学物質管理推進者を1人選任することができる。

5 部局長は、前4項の選任又は変更について、その履歴を記録し、かつ、環境管理センター長を経由し、学長に報告する。また、毎年度当初の選任状況についても、同様に報告するものとする。

(化学物質管理責任者等)

第7条 化学物質管理責任者は、化学物質が適正に管理・使用されるよう、化学物質取扱・保管責任者及び毒劇物取扱責任者に対し、必要な指揮命令を行うとともに、化学物質の管理状況等について把握し、その結果を部局長に報告しなければならない。

2 化学物質管理推進者は、化学物質管理責任者の業務を補佐する。

(化学物質取扱・保管責任者)

第8条 化学物質取扱・保管責任者は、部屋等の化学物質が適切に使用されるよう化学物質の性状及び取扱いに関する情報を入手し、化学物質を使用する者（以下「化

学物質使用者」という。)に当該情報を周知するとともに、化学物質を適切に管理・保管しなければならない。

2 化学物質取扱・保管責任者は、部屋等に設置した保管庫の鍵を管理し、化学物質管理システムを用いて、常に化学物質の使用状況及び保管状況を把握するとともに、使用見込みのない化学物質については、速やかに廃棄処分等の処置を講じなければならない。

3 化学物質取扱・保管責任者は、毒劇物専用の保管庫を設置した場合には、前2項の規定にかかわらず、当該保管庫に係る管理を、第5条第3項に規定する毒劇物取扱責任者に委任する。

(毒劇物取扱責任者)

第9条 毒劇物取扱責任者は、化学物質管理責任者及び化学物質取扱・保管責任者の指示に従い毒劇物の管理・保管を行い、その管理に係る毒劇物を使用する者に対し、毒劇物の安全な取扱い方法等について教育訓練を行わなければならない。

(化学物質使用者の責務)

第10条 化学物質使用者は、関係法令等を遵守して化学物質を適正に使用するとともに、部局長、化学物質管理責任者及び化学物質取扱・保管責任者(毒劇物を使用する場合にあっては、毒劇物取扱責任者を含む。)の講ずる措置に従わなければならない。

(事故の際の措置)

第11条 化学物質取扱・保管責任者、毒劇物取扱責任者及び化学物質使用者は、その保管若しくは使用に係る化学物質の飛散若しくは漏えい等により保健衛生上の危害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、化学物質管理責任者に報告しなければならない。

2 化学物質取扱・保管責任者、毒劇物取扱責任者及び化学物質使用者は、その保管若しくは使用に係る化学物質が盗難に遭い、又は紛失したときは、直ちに化学物質管理責任者に報告しなければならない。

3 化学物質管理責任者は、前2項の報告を受けたときは、直ちに部局長に報告しなければならない。

4 部局長は、前項の報告を受けたときは、その事故の状況及び講じた措置の概要を、遅滞なく環境管理センター長を経由して学長に報告し、その他必要事項を関係機関に届け出なければならない。

(教育訓練)

第12条 部局長は、環境管理センターの指導の下、化学物質管理に関し、当該部局の職員、学生等に対して、必要な教育訓練を行わなければならない。

2 環境管理センターは、法人の化学物質管理に関して教育訓練に協力する。

(相談窓口)

第13条 化学物質管理に関して明確かつ円滑な運用を図るため、環境管理センター

に相談窓口を置く。

- 2 環境管理センターは、法人における化学物質管理に係る問い合わせに誠意を持って対応し、法人における適切な化学物質管理を支援するよう努めるものとする。

(監査)

- 第14条 学長は、法人の化学物質の適正管理を推進するために、環境管理センター長に監査を行わせるものとする。

(懲戒等)

- 第15条 この規程に違反する行為を行った場合は、就業規則及び学則等に定めるところにより、懲戒処分等を行う。

(雑則)

- 第16条 この規程に定めるもののほか、化学物質の管理に関し、必要な事項は環境管理センター長が別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項の報告は、平成27年4月1日から適用することとし、平成26年度における報告は、国立大学法人岡山大学化学物質管理規程（平成21年岡大規程第2号）第11条により行う。
- 3 第8条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「化学物質管理システム」とあるのは「化学物質の受入れ、使用、廃棄又は譲渡の年月日及び数量の履歴が把握できる受払簿、電子的記録システム等で、部局長が適当であると認めるもの」とする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条の2関係）

部 局 名
大学院教育学研究科
大学院社会文化科学研究科
大学院自然科学研究科
大学院医歯薬学総合研究科

教育学部
理学部
薬学部
工学部
環境理工学部
農学部
資源植物科学研究所
惑星物質研究所
岡山大学病院
保健管理センター
環境管理センター
情報統括センター
教師教育開発センター
自然生命科学研究支援センター
埋蔵文化財調査研究センター
附属図書館
研究推進機構
総務・企画部
財務部
学務部
国際部
安全衛生部
施設企画部

国立大学法人岡山大学水質管理規程

〔平成26年9月26日〕
岡大規程第62号

改正 平成28年3月31日規程第56号

平成31年3月29日規程第32号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学環境管理規則（平成16年岡大規則第31号。以下「規則」という。）第10条に基づき、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）における水質管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「水質管理」とは、法人における教育研究及びその他諸活動に伴い廃棄、排出され、水質を汚濁するおそれがある物質（放射性物質及びこれにより汚染された物を除く。以下「水質汚濁物質」という。）を管理し、必要な措置を講ずることをいう。

2 この規程において「実験洗浄排水」とは、実験室に設置されている特定施設である実験洗浄系流しから排出される排水をいう。

3 この規程において「生活排水」とは、トイレ及び生活系流しから排出される排水をいう。

4 この規程において「放流水」とは法人の施設から公共下水道又は公共用水域に放流される排水をいう。

5 その他、この規程において用いる用語の定義は、下水道法（昭和33年法律第79号）及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。）によるものとする。

(部局)

第2条の2 この規程において「部局」とは、別表のとおりとする。

(水質管理の総括)

第3条 学長は、法人における水質の管理を総括する。

2 学長は、公共下水道に放流水を排出するに当たっては、当該公共下水道を管理する地方公共団体の条例等の定めるところに従い、水質管理責任者を置かなければならない。

(水質管理責任者等)

第4条 水質管理責任者は、第2条の2に定める部局の長（以下「部局長」という。）と協力し、法令等に基づき適当な水質管理及び測定を行わなければならない。

2 部局長は、当該部局の管理区域内に設置された流しから排出される実験洗浄排水及び生活排水（以下「排水」という。）の水質管理に必要な施設を設置し、維持管理を

行わなければならない。

3 規則第6条に定める環境管理員は、当該部局における水質管理に関し、部局長の業務を補佐する。

4 第2項の管理区域については、環境管理センター長が別に定める。

(排水の取扱い)

第5条 排水を排出する場合には、次の各号に掲げる事項に従わなければならない。

一 排水を排出する者は、法令等に定められた基準に適合しない排水を排出してはならない。

二 排水を排出する者は、有害物質及び指定物質を含有する排水を地下に浸透させてはならない。

三 排水を排出する者は、環境管理センター長が別に定める区分に従い、分別して排出しなければならない。

2 職員及び学生等は、規則、本規程及び法令等の定めるところに従い水質汚濁物質を取り扱うとともに、部局長及び水質管理責任者の講ずる措置に従わなければならない。

(水質測定)

第6条 水質管理責任者は、法令及び公共下水道を管理する地方公共団体の条例等の定めるところにより水質測定を行い、その結果を記録し、5年間保存しなければならない。

2 水質管理責任者は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)第2条で定める有害物質(水質管理責任者の管理区域内で使用している項目に限る。)について、年に1回以上排水口等で水質測定を行い、有害物質が検出されていないことの確認を行うとともに、その結果を記録し、5年間保存しなければならない。

3 部局長は、水質管理責任者又は環境管理センター長の指示に基づき、排水の水質測定を行うとともに、その結果を記録し、5年間保存しなければならない。

(事故時の措置)

第7条 部局長は、当該部局において水質汚濁物質を含む排水が排出されるおそれがある場合は、直ちに、引き続く水質汚濁物質を含む排水の排出防止のための応急の措置を講じなければならない。

2 部局長は、前条第3項における排水の測定において、法令等に適合しない排水が排出されたと認められる場合は、直ちに、その原因を究明するとともに、再発防止の措置を講じなければならない。

3 学長は、行政機関から排水基準に適合しない排水が排出されたと認められ、改善命令を受けた場合は、その原因を究明するとともに、当該水質管理責任者及び関係する部局長に改善計画の作成を命じ、再発防止の措置を講じなければならない。

(教育訓練)

第8条 部局長は、水質の管理に関し、当該部局の職員及び学生等に対して必要な教育

訓練を行うとともに、排水の排出に関して水質管理責任者と協力し、指導及び監督を行わなければならない。

- 2 環境管理センターは、部局長の求めに応じて、排水管理の教育訓練に関し協力する。
(届出・申請・報告)

第9条 部局長は、第7条第1項の事故が生じた場合には、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要について環境管理センター長を経由し、学長に報告するとともに、関係機関に届け出なければならない。

- 2 部局長は、第7条第2項の原因究明及び再発防止措置を行った場合、その結果について環境管理センター長を経由し、学長に報告しなければならない。

- 3 学長は、第7条第3項の改善命令を受けた場合には、当該部局長に改善計画を、水質管理責任者及び環境管理センター長と協議の上作成させ、当該改善計画を関係機関に届け出なければならない。

(指導・助言等)

第10条 環境管理センター長は、放流水の水質が環境に対して悪影響を与えると認めるときは、部局長に対して適切な排水を排出するよう指導・助言することができる。

- 2 環境管理センター長は、放流水の水質が法令等に適合しない排水を排出するおそれがある部局に対して、特定施設の構造若しくは使用方法若しくは水質管理に関わる施設の改善を指導・助言し、又は排水の排出の一時停止を指導することができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、水質の管理に関し、必要な事項は環境管理センター長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成26年9月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表

部 局 名
大学院教育学研究科
大学院社会文化科学研究科
大学院自然科学研究科
大学院医歯薬学総合研究科
教育学部
理学部
薬学部
工学部
環境理工学部
農学部
資源植物科学研究所
惑星物質研究所
岡山大学病院
保健管理センター
環境管理センター
情報統括センター
教師教育開発センター
自然生命科学研究支援センター
埋蔵文化財調査研究センター
附属図書館
研究推進機構
総務・企画部
財務部
学務部
国際部
安全衛生部
施設企画部

国立大学法人岡山大学廃棄物管理規程

平成16年4月1日
岡大規程第62号

改正 平成20年3月31日規程第15号

平成28年3月31日規程第31号

平成31年3月29日規程第20号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学環境管理規則（平成16年岡大規則第31号。以下「規則」という。）第10条に基づき、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）における廃棄物管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「廃棄物」とは、法人における教育研究活動その他諸活動に伴い廃棄又は排出された物質（放射性物質及びこれにより汚染された物を除く。）で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。

2 この規程において、「廃棄物管理」とは、廃棄物を管理し、必要な措置を講ずることをいう。

(部局)

第2条の2 この規程において「部局」とは、別表のとおりとする。

(部局長の業務)

第3条 前条に定める部局長（以下「部局長」という。）は、当該部局の廃棄物の発生を抑制し、廃棄物の再資源化及び減量化に努めなければならない。

2 部局長は、当該年度の当該部局における廃棄物の再資源化及び減量化計画を作成しなければならない。

3 部局長は、廃棄物を適正に保管及び管理するため、必要な保管施設を設置し、災害及び環境汚染を防止しなければならない。

4 部局長は、学内で廃棄物を処理しようとする場合は、適切な処理施設を設置し、維持管理を行わなければならない。

5 部局長は、廃棄物を区分し、適正な管理及び処理を行わなければならない。ただし、部局の事情に応じて区分を変更することができるものとする。

6 部局長は、廃棄物の保管施設及び処理施設（以下「施設」という。）における保健及び安全保持に関し、国立大学法人岡山大学職員労働安全衛生管理規程（平成16年岡大規程第21号）等の規定により、必要な措置を講じなければならない。なお、施設の責任者等及び事故発生時の緊急連絡先を表示しなければならない。

- 7 部局長は、特別管理産業廃棄物を排出する場合は、法第12条の2第6項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。
- 8 部局長は、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置する場合は、法第12条第8項に規定する産業廃棄物処理責任者を置かなければならない。
- 9 部局長は、前項に定める産業廃棄物処理施設を設置した場合は、法第21条第1項に規定する技術管理者を置かなければならない。
- 10 部局長は、法令等に定める報告のほか、廃棄物の処理状況等に関する報告を、環境管理センター長を通じ学長へ定期的に行わなければならない。

(環境管理員)

第4条 部局長は、規則第6条に定める環境管理員に、当該部局における廃棄物管理に関する業務を補佐させる。

(特別管理産業廃棄物管理責任者)

第5条 特別管理産業廃棄物管理責任者は、法令等に基づき特別管理産業廃棄物の適正な管理を行わなければならない。

(産業廃棄物処理責任者及び技術管理者)

第6条 産業廃棄物処理責任者は、法令等に基づき産業廃棄物の適正な処理に関する業務を行わなければならない。

- 2 職員及び学生等は、産業廃棄物処理施設において廃棄物を処理する場合は、技術管理者の指示に従わなければならない。

(廃棄物の保管及び処理)

第7条 部局長は、廃棄物の保管及び処理に当たり、次の各号に掲げる事項に従わなければならない。

- 一 廃棄物の保管においては、法令等に定められた保管基準を遵守し、事故の防止に努めなければならない。
- 二 廃棄物の飛散、流出、地下への浸透及び悪臭の発散を防止し、これらのおそれのある場合は、直ちに防止のための適切な措置を講じなければならない。
- 三 特別管理産業廃棄物は、種類ごとに専用の保管庫に保管しなければならない。
- 四 保管されている特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状等を常に把握しなければならない。

五 廃棄物の処理に関する業務を適切に管理し、すべての廃棄物について処理状況を把握するため、廃棄物管理簿を年度ごとに作成し、5年間保存しなければならない。

- 2 部局長は、廃棄物を委託処理することができる。この場合、関係法令等に基づき、適正な処理を行い、その確認を行わなければならない。
- 3 職員及び学生等は、部局長、環境管理員、特別管理産業廃棄物管理責任者及び産業廃棄物処理責任者の講ずる措置に従わなければならない。

(教育訓練)

第8条 部局長は、廃棄物の管理及び処理に関し、当該部局の職員及び学生等に対して、必要な教育訓練を行わなければならない。

2 環境管理センターは、部局長の求めに応じ、廃棄物の管理及び処理並びに教育訓練に関し協力する。

(事故時の措置)

第9条 廃棄物取扱者等は、施設において事故が発生した場合は、緊急連絡先に通報するとともに、負傷者等の保護及び事故の拡大防止のための応急措置を講ずるとともに、事故時の状況等について遅滞なく環境管理員、特別管理産業廃棄物管理責任者及び産業廃棄物処理責任者に報告しなければならない。

2 前号の報告を受けた環境管理員、特別管理産業廃棄物管理責任者及び産業廃棄物処理責任者は、部局長に報告するとともに、適切な措置を講じなければならない。

3 部局長は、当該部局の施設における事故の発生原因、発生状況、講じた措置及び今後の防止対策について、環境管理センター長を経由して学長に報告しなければならない。

(環境管理センター)

第10条 環境管理センター長は、廃棄物管理に関し、部局長に対して改善の措置をとるよう指導することができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、廃棄物の処理に関し、必要な事項は、環境管理センター長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条の2関係）

部 局 名
大学院教育学研究科
大学院社会文化科学研究科等
大学院自然科学研究科
大学院医歯薬学総合研究科等
教育学部附属小学校
教育学部附属中学校
教育学部附属特別支援学校
理学部
薬学部
工学部
環境理工学部
農学部
資源植物科学研究所
惑星物質研究所
岡山大学病院
保健管理センター
環境管理センター
情報統括センター
自然生命科学研究支援センター
附属図書館
研究推進機構
本部（学務部及び国際部を除く）
学務部
国際部

- 備考 1 大学院社会文化科学研究科等とは，法務研究科を含む単位とする。
- 2 大学院医歯薬学総合研究科等とは，保健学研究科を含む単位とする。

国立大学法人岡山大学における環境物品等の調達の推進に関する規程

〔平成16年4月1日〕
〔岡大規程第66号〕

改正 平成20年3月31日規程第19号

平成28年3月31日規程第32号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学環境管理規則（平成16年岡大規則第31号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）における環境物品等の調達の推進に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「環境物品等」とは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する物品又は役務をいう。

2 この規程において「特定調達物品等」とは、法第6条第2項第2号に規定する物品等をいう。

(部局)

第2条の2 この規程において「部局」とは、国立大学法人岡山大学予算・決算事務取扱規程（平成16年岡大規程第27号）の別表に定める予算単位をいい、「部局長」とは、部局の長（以下「部局長」という。）をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、法第6条に規定する環境物品等の調達の推進に関する基本方針に即して、毎年度、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「環境物品等調達方針」という。）を作成する。

2 前項の方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 特定調達物品等の当該年度における調達の目標
- 二 特定調達物品等以外の当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標
- 三 その他環境物品等の調達の推進に関する事項

3 学長は、環境物品等調達方針の作成に当たり、関係部課長及び環境管理センター長の意見を聴取するものとする。

4 学長は、環境物品等調達方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表する。

(部局長の業務)

第4条 部局長は、環境物品等調達方針に基づき、当該年度における環境物品等の調達を行うよう、職員を指導するものとする。

2 部局長は、教育活動、広報活動等を通じて、環境物品等への需要の転換を促進する意義に関して、職員の理解を深めるとともに、環境物品等への需要の転換を図る活動を促進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(職員の責務)

第5条 職員は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、部局長の指導に従い、環境物品等への需要の転換を図る活動を促進するための必要な施策に協力しなければならない。

(環境物品等の調達の推進)

第6条 物品及び役務を調達する者（以下「契約担当者」という。）は、環境物品等調達方針に基づき、当該年度における物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達を行わなければならない。

- 2 契約担当者は、物品等の調達に当たっては、環境物品等への需要の転換を促進するため、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努めなければならない。

(報告)

第7条 部局長は、毎年5月15日までに、前年度の環境物品等の調達の実績を取りまとめ、環境管理センター長を経由し、学長に報告するものとする。

(調達実績の概要の公表等)

第8条 学長は、毎年5月31日までに、前年度の環境物品等の調達の実績を取りまとめ、公表するとともに、文部科学大臣に報告するものとする。

(環境管理センター)

第9条 環境管理センター長は、環境物品等の調達の推進が適切でないと認めるときは、部局長に対して、環境物品等の調達の推進に関して指導及び助言することができる。

- 2 環境管理センターは、環境物品等の調達を推進するために必要な事項を検討し、その成果の普及に努めなければならない。
- 3 環境管理センターは、部局長の求めに応じて、第4条第2項に定める必要な措置の企画及び実施に関し協力する。
- 4 環境管理センターは、環境物品等に関して情報を収集し、学内に対して適切な情報を提供するよう努めるものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、環境物品等の調達の推進に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

国立大学法人岡山大学におけるエネルギーの使用の合理化等に関する規程

〔平成22年3月31日〕
岡大規程第31号

改正 平成23年3月31日規程第54号

平成26年3月31日規程第28号

平成27年3月31日規程第30号

平成28年3月31日規程第48号

平成29年4月28日規程第36号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学環境管理規則（平成16年岡大規則第31号）第10条の規定、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「法」という。）及び工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号。以下「判断基準」という。）等の関係法令に基づき、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化（以下「エネルギーの使用の合理化等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「団地」とは、別表1に示すものをいう。

2 この規程において「部局」とは、国立大学法人岡山大学予算・決算事務取扱規程（平成16年岡大規程第27号）の別表に定める予算単位をいい、「部局長」とは、部局長をいう。

(管理体制)

第3条 法人におけるエネルギーに関する管理体制は、別表2のとおりとする。

(学長の責務)

第4条 学長は、法人におけるエネルギーの使用の合理化等に関する業務を統括する。

2 学長は、判断基準に基づき、次の各号に掲げる事項を含むエネルギーの使用の合理化等に関する取組方針（以下「取組方針」という。）を定める。

- 一 エネルギーの使用の合理化に関する目標
- 二 設備の新設及び設備の更新に対する方針

3 学長は、法人における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行い、その評価結果が不十分である場合は、改善を指示する。

4 学長は、取組方針及び遵守状況の評価方法について、定期的に精査を行い、必要に応じて変更を行う。

5 学長は、構成員に取組方針の周知を図るとともに、エネルギーの使用の合理化に関する教育を行う。

6 学長は、エネルギー使用量、エネルギーの使用の合理化を図るための管理体制並びに第2項の取組方針及びその評価結果に係る書面を作成し、更新、保管することにより状況を把握する。

7 学長は、エネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、経済産業大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。

8 学長は、判断基準に基づき、法人におけるエネルギー管理標準（以下「管理標準」という。）を定める。

9 学長は、法人における次の各号に掲げる事項について、毎年度、経済産業大臣及び文部科学大臣に報告しなければならない。

一 エネルギーの使用量

二 エネルギーの使用の状況

三 エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況

（エネルギー管理統括者）

第5条 法人が法第7条第1項の指定を受けた場合、法第7条の2に規定するエネルギー管理統括者は、財務・施設担当理事をもって充てる。

2 エネルギー管理統括者は、次の各号に掲げる業務を統括管理する。

一 エネルギーを消費する設備の新設、改造または撤去に関する業務

二 エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持及び新設、改造または撤去に関する業務

三 エネルギー管理員等に対する指導等に関する業務

四 第4条第5項に定める計画書及び同条第9項に定める報告書の作成業務

五 電気の需要の平準化に関する業務

六 その他エネルギーの使用の合理化等に関し必要な業務

3 エネルギー管理統括者は、エネルギーの使用の合理化等に関する業務遂行にあたり必要な事項を、その業務を所掌する部局等に行わせることができる。

4 学長は、エネルギー管理統括者の選任又は変更を行った場合は、経済産業大臣に届け出なければならない。

（エネルギー管理企画推進者）

第6条 法人が法第7条第1項の指定を受けた場合、法第7条の3に規定するエネルギー管理企画推進者は、法第13条第1項各号のいずれかの資格を有する者のうちから、学長が選任する。

2 エネルギー管理企画推進者は、前条第2項各号に掲げる業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐する。

3 学長は、第1項で選任した有資格者のうちエネルギー管理士免状の交付を受けていない者については、法第13条第2項に規定する資質の向上を図るための講習を、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号。以下「施行規則」という。）第12条の定めるところにより、受けさせなければならない。

4 学長は、エネルギー管理企画推進者の選任又は変更を行った場合は、経済産業大臣に届け出なければならない。

（エネルギー管理員）

第7条 法人内の団地が、法第7条の4第1項の第一種エネルギー管理指定工場等又は法第17条第1項の第二種エネルギー管理指定工場等に指定された場合、当該団地に、法

第13条（法第18条第1項において準用する場合を含む。）に基づき、エネルギー管理員を置く。

2 エネルギー管理員は、法第13条第1項各号のいずれかの資格を有する者のうちから、学長が選任する。

3 学長は、第1項で選任した有資格者のうちエネルギー管理士免状の交付を受けていない者については、法第13条第2項に規定する資質の向上を図るための講習を、施行規則第12条の定めるところにより、受けさせなければならない。

4 エネルギー管理員は、選任された団地において、エネルギー管理統括者の指示及び管理標準に従い、次の各号に掲げる業務を管理する。

一 エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関する業務

二 第4条第5項に定める計画書及び同条第9項に定める報告書の作成業務

5 学長は、エネルギー管理員の選任又は変更を行った場合は、経済産業大臣に届け出なければならない。

（エネルギー使用点検員）

第8条 エネルギー管理統括者は、エネルギーの使用の合理化をもって省エネルギー対策の推進を図るため、法人の各部局を定時及び随時に巡視し、取組状況等の点検及び指導等を行う職員を指名する。

2 前項の規定により指名された者は、エネルギー使用点検員と称する。

（エネルギー管理責任者）

第9条 エネルギーの使用の合理化をもって省エネルギー対策及び電気の需要の平準化の推進を図るため、各部局にエネルギー管理責任者を置き、部局長をもって充てる。

2 エネルギー管理責任者は、エネルギー管理統括者及びエネルギー管理員の指示に従わなければならない。

3 エネルギー管理責任者は、当該部局において、管理標準に基づき、次の各号に掲げる業務を行う。

一 エネルギーの使用の合理化に係る業務の指示及び統括に関する業務

二 第4条第9項各号に掲げる事項の把握及び周知に関する業務

三 エネルギーの使用に係る資産及び消耗品等の状況把握及び維持管理に関する業務

四 省エネルギー対策の推進に関する業務

五 電気の需要の平準化の推進に関する業務

六 エネルギーを使用する者（以下「エネルギー使用者」という。）への指示及び教育に関する業務

（エネルギー管理補助責任者）

第10条 エネルギー管理責任者は、次の各号に該当する場合は、エネルギー管理補助責任者を選任し、その業務を分担させなければならない。

一 管理範囲が複数の団地に及ぶ場合

二 当該部局においてエネルギー管理補助責任者を選任することが適当であると判断する場合

（エネルギー管理推進者）

第11条 エネルギー管理責任者（前条の規定によりエネルギー管理補助責任者を選任し

た場合にあつては、エネルギー管理補助責任者を含む。)は、当該部局におけるエネルギーの使用の合理化等に関する業務の補佐、事務等を行う者として、当該部局の事務職員のうちからエネルギー管理推進者を選任する。

(エネルギー使用者)

第12条 法人において、エネルギー使用者は、エネルギーの使用に関し、エネルギー管理責任者の指示に従わなければならない。

2 エネルギー使用者は、エネルギー管理責任者の指示の下に、エネルギーの使用の合理化をもって省エネルギー対策及び電気の需要の平準化に努めなければならない。

(報告)

第13条 エネルギー管理責任者は、エネルギー管理補助責任者及びエネルギー管理推進者の選任等状況について、エネルギー管理統括者に対し定期的に報告しなければならない。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、エネルギーの使用の合理化等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 国立大学法人岡山大学エネルギー管理規程（平成16年岡大規程第64号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

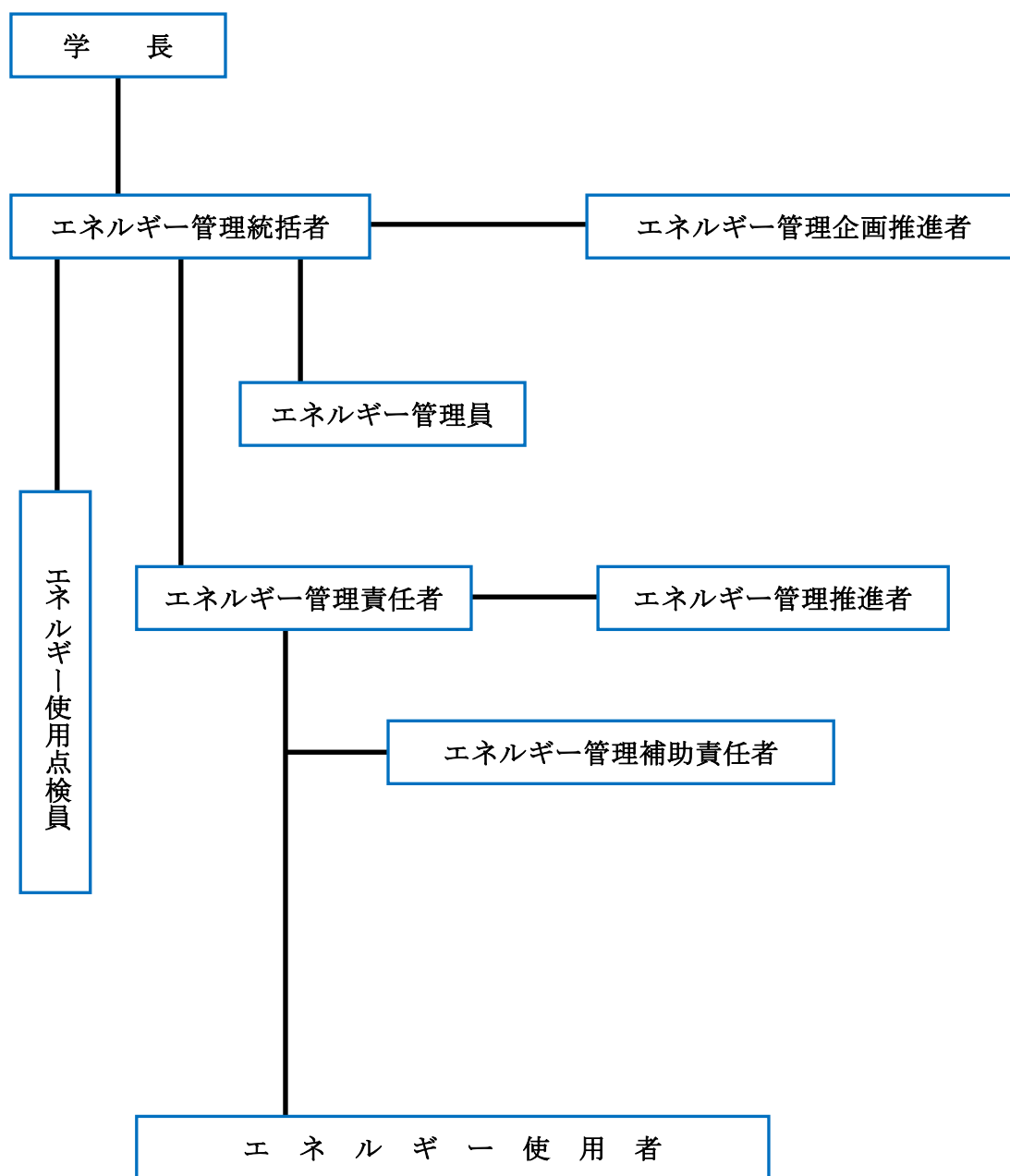
附 則

この規程は、平成29年4月28日から施行する。

別表 1

団地番号	団地名称
1	津 島
2	鹿 田
3	東 山
4	倉 敷
5	三 朝
6	本 島
7	八 浜
1 2	吉備津
1 3	平 井
1 4	半田山
1 5	津 高
1 6	牛 窓
1 9	芳 賀
2 0	沖 元

別表 2



岡山大学研究用病原体等安全管理規則

〔平成16年4月1日〕
岡大規則第25号

改正 平成19年2月22日規則第10号

平成21年2月25日規則第6号

平成31年3月28日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山大学（以下「本学」という。）における研究用病原体等の取扱い及びその安全確保に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 病原体等 細菌、真菌、ウイルス、原虫、寄生虫及びそれらが産出する毒素等をいう。
- 二 病原性 病原体等が何らかの機構により、人あるいは動物に危害を及ぼすことをいう。
- 三 特定病原体等 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第6条第19項の「特定病原体等」のうち、二種病原体等、三種病原体等及び四種病原体等をいう。
- 四 指定実験室 特定病原体等又は第11条に規定するレベルがレベル3及び4である病原体等を用いて実験を行う室をいう。
- 五 管理区域 特定病原体等又はレベル3及び4の病原体等の安全管理に必要な指定実験室その他の室を含む特定の区域をいう。
- 六 病原体等取扱者 病原体等を実験に利用若しくは保管又は供与を行う者をいう。

(学長の責務)

第3条 岡山大学長（以下「学長」という。）は、本学における病原体等の取扱いの安全確保に関して総括する。

- 2 学長は、感染症予防法に基づき、「特定病原体等所持者」として、特定病原体等の所持にかかわる「許可申請」及び「届出」等を行い、「感染症発生予防規程」を届出し「病原体等取扱主任者」を選任する。
- 3 学長は、感染症予防法に基づき、「特定病原体等所持者」として「教育・訓練」及び「記帳」並びに「滅菌譲渡義務者」として「滅菌等」を実施し、特定病原体等の「保管」、「使用」、「運搬」、「滅菌」等にあつては、厚生労働省令に定める「施設の基準」に従い施設を維持し又は「保管等の基準」に従って必要な措置を行う。
- 4 学長は、感染症予防法に基づき、事故発生時（盗取、所在不明等）にあつては「事故届」を行い、災害時にあつては「応急措置」を行う。

(管理部局長の責務)

第4条 病原体等を取り扱う施設を管理する部局の長（以下「管理部局長」という。）は、当該部局の施設内において行われる病原体等の取扱いの安全確保に努めなければならない。

(所属部局長の責務)

第5条 病原体等取扱者の所属する部局の長（以下「所属部局長」という。）は、当該病原体等取扱者の健康管理に努めなければならない。

(病原体等取扱者の責務)

第6条 病原体等取扱者は、この規則及び関係法令等に定める事項を遵守しなければならない。

(病原体等取扱主任者)

第7条 二種病原体等を取り扱う場合は、病原体等取扱主任者を置かなければならない。

(病原体等取扱主任者の責務)

第8条 病原体等取扱主任者は、この規則及び関係法令並びに当該部局の規程に従うものとする。

(委員会)

第9条 病原体等の取扱いの安全かつ適切な実施を確保するため、岡山大学研究用病原体等安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 病原体等の病原性等のレベルの分類に関すること。
- 二 病原体等の利用、保管及び供与の承認等に関すること。
- 三 実験室及び管理区域の安全設備及び運営に関すること。
- 四 事故発生時、災害時等における措置に関すること。
- 五 その他病原体等取扱いの安全確保に関すること。

3 委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 病原体等を取り扱う部局の教授、准教授及び講師のうちから学長が指名した者
- 二 組換えDNA実験安全管理委員会委員長
- 三 研究協力部長
- 四 その他学長が必要と認めた者

4 委員会に委員長を置き、学長が委員の中から指名する者をもって充てる。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ委員の中から指名した者がその職務を代理する。

7 委員長が必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(取扱責任者)

第10条 第13条第1項に定める届出又は同条第2項に定める申請ごとに、病原体等取扱者のうちから取扱責任者を定めるものとする。

2 取扱責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 病原体等の取扱いに関し、適切な管理・監督に当たること。
- 二 病原体等取扱者に対し、当該病原体等の取扱いについて必要な指導を行うこと。
- 三 病原体等の取扱いの安全確保に関し、必要な事項を実施すること。

(病原体等のレベルの分類)

第11条 病原体等を人への病原性及び動物間における感染性の観点からレベル1から4までに分類するものとする。

- 一 レベル1 健康なヒト又は動物に重要な疾患を起こす可能性のないもの。
- 二 レベル2 ヒト又は動物に病原性を有するが、実験者、その他職員等、家畜等に対し、重大な災害となる可能性が低いもの。
- 三 レベル3 ヒトに感染すると通常重篤な疾病を起こすが、一つの個体から他の個体への伝播の可能性は低いもの。
- 四 レベル4 ヒト又は動物に重篤な疾病を起こし、かつ、罹患者から他の個体への伝播が、直接又は間接に容易に起こり得るもの。有効な治療及び予防法が通常得られな

いもの。

(実験室の安全設備及び運営に関する基準等)

第12条 管理部局長は、別表に定める基準に基づき、実験室の整備を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 管理部局長は、別表に定める基準のほか、管理区域の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

3 委員会は、別表に定める基準のほか、レベル4の病原体等の取扱いに関して必要な事項について定めるものとする。

(病原体等の取扱い手続)

第13条 病原体等取扱者は、レベル2の病原体等(特定病原体等を除く。)を新たに用いて実験しようとするとき又は新たに保管しようとするときは、あらかじめ所定の様式により管理部局長を経由して学長に届け出なければならない。ただし、既に届け出た病原体等種については、病原性に大きな違いがない場合、新たに届け出る必要はないものとする。

2 病原体等取扱者は、特定病原体等又はレベル3及び4の病原体等を新たに用いて実験しようとするとき若しくは新たに保管しようとするとき又は他の大学等へ供与しようとするときは、あらかじめ所定の様式により管理部局長を経由して学長に申請し、その承認を得なければならない。

3 病原体等取扱者は、前項の申請事項の一つに変更の必要が生じた場合は、新たに管理部局長を経由して学長に申請し、承認を得なければならない。

4 学長は、前2項の申請があったときは、委員会に諮問し、その審査を経て、その申請を承認するか否かの決定を行うものとする。この場合において、特定病原体等について承認の決定をしたときは、学長は、感染症予防法に基づく手続きを遅滞なく行わなければならない。

5 学長は、前項前段の決定を行ったとき(感染症予防法に基づき特定病原体等の所持にかかわる許可申請を行ったときは、申請が許可されたとき)は、その結果を速やかに管理部局長に通知するものとする。

6 学長は、第1項の届出又は第2項若しくは第3項の申請を行った病原体等取扱者が属する所属部局長が管理部局長と異なるときは、病原体等取扱者の健康管理に資するため届出又は承認の内容を所属部局長へも通知するものとする。

(病原性の病原体等の運搬)

第14条 病原性の病原体等を運搬する場合は、特定病原体等の運搬に準拠した三重包装の容器を用いた方法によらなければならない。

(指定実験室等の表示)

第15条 管理部局長は、管理区域の出入口に、厚生労働大臣が指定する国際バイオハザード標識を表示しなければならない。

2 管理部局長は、各指定実験室の出入口並びに特定病原体等又はレベル3及び4の病原体等の保管室の出入口に、厚生労働大臣が指定する国際バイオハザード標識に所定の事項を付記し、これを表示しなければならない。

(レベル3から4までの病原体等を用いる病原体等取扱者の要件)

第16条 指定実験室においてレベル3及び4の病原体等を用いる病原体等取扱者は、次の各号に掲げる条件を満たす者でなければならない。

- 一 用いる病原体等の病原性、起こり得る汚染の範囲及び安全な取扱方法、指定実験室の機構及び使用方法、事故及び災害の発生時における措置等について、十分な知識を有し、かつ、技術的修練を経ている者

二 第21条又は第22条に規定する健康診断を受け、異常の認められなかった者
(病原体等の処理)

第17条 レベル1及び2の病原体等（これらに汚染されたと思われる物を含む。次項において同じ。）は、当該病原体等に最も有効な消毒滅菌方法に従い処理しなければならない。

2 レベル3及び4の病原体等は、第13条第2項の申請により承認された消毒滅菌方法に従い処理しなければならない。

(事故の措置)

第18条 次の各号に掲げる場合は、これを事故とみなし、第1号から第4号までの事故を発見した者は、直ちに取扱責任者に通報しなければならない。

一 外傷その他により、レベル3及び4の病原体等が病原体等取扱者の体内に入った可能性がある場合

二 管理区域内の安全設備の機能に重大な欠陥が発見された場合

三 レベル3及び4の病原体等により、管理区域内が広範に汚染された場合

四 第21条又は第22条に規定する健康診断の結果、レベル3及び4の実験に用いた病原体等による異常と診断された場合及びレベル2の病原体等にあっても、実験に用いた病原体等による健康障害であることが事故直後の報告等により明確に特定できる場合

五 第26条第3項に規定する報告があった場合

2 前項の通報を受けた取扱責任者は、必要な措置を講じるとともに管理部局長及び所属部局長に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた管理部局長は、所要の応急措置を講じるとともに、直ちに学長に報告しなければならない。

4 学長は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく警察署等に届け出なければならない。

5 前2項及び第26条第3項の報告を受けた学長は、委員会に所要の措置を講じることがを命ずるとともに、必要があると認めるときは、危険区域を指定し、当該区域の使用を一定期間禁止することができる。

6 学長は、前項の危険区域の指定を行ったときは、事故及び当該指定の内容を職員等に通知するとともに、委員会その他の適当と認める者に対し事後調査を行わせるものとする。

7 前項の事後調査を行う者は、危険区域の安全性の回復を確認したときは、速やかに学長に報告しなければならない。

8 学長は、前項の報告を受けたときは、危険区域を解除し、職員等にその旨通知しなければならない。

(緊急事態の措置)

第19条 学長は、地震、火災等の災害又は犯罪行為による重大な被害が発生し、必要があると判断した場合は、直ちに緊急対策本部を設置しなければならない。

2 委員会は、前項の緊急対策本部が設置されるまでの間、緊急事態に即応した所要の措置を講ずるとともに、被害の状況及び講じた措置の内容等を速やかに学長に報告しなければならない。

3 地震、火災等の災害又は犯罪行為による重大な被害が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合に各指定実験室において講じなければならない処置は、この規則に定めるもののほか、管理部局長の定めるところによる。

4 各指定実験室の病原体等取扱者は、地震、火災等の災害又は犯罪行為による重大な被

害が発生したとき又は警戒宣言が発せられたときは、直ちに所要の処置を講じなければならない。

(緊急対策本部の構成等)

第20条 前条第1項に規定する緊急対策本部は、本部長、委員会及びその他学長が必要と認める者をもって構成する。

2 緊急対策本部の本部長は、学長をもって充てる。

3 緊急対策本部は、次に掲げる事項について指揮又は処理する。

一 病原体等の逸出の防止対策に関すること。

二 汚染防止並びに汚染された場所及び物の措置に関すること。

三 被汚染者の処置に関すること。

四 危険区域の指定に関すること。

五 危険区域の安全性調査及び危険区域の解除に関すること。

六 緊急事態に関する広報活動に関すること。

七 その他緊急事態における病原体等の安全管理に関し必要なこと。

4 学長は、病原体等に関する安全性が確認され、緊急事態が解消したときは、緊急対策本部を解散する。

(定期の健康診断)

第21条 学長は、管理区域での業務に従事する病原体等取扱者に対して取り扱う病原体等が人体に病原性があるとされている場合には、国立大学法人岡山大学職員労働安全衛生管理規程（平成16年岡大規程第21号）第16条第1項第3号による健康診断（以下「定期の健康診断」という。）を受けさせなければならない。

2 学長は、病原体等取扱者がある取り扱う病原体等に感染の疑いのある場合には、次の各号に定める検査を実施しなければならない。

一 取り扱う特定の病原体等に対する抗体価測定等

二 取り扱う病原体等により発症する恐れのある症候の臨床的診断

2 定期の健康診断は、少なくとも年1回実施する。

3 管理区域での業務に従事する病原体等取扱者は、定期の健康診断を受けなければならない。

(臨時の健康診断)

第22条 学長は、必要と認める場合には、病原体等取扱者に対して臨時の健康診断を受けさせることができる。

(健康診断の記録)

第23条 学長は、健康診断の結果、健康管理上必要と認められる事項について、当該病原体等取扱者ごとに記録を作成しなければならない。

2 前項の記録は、当該病原体等取扱者の異動又は退職の後、原則として10年間、これを保存しなければならない。ただし、取り扱った病原体等の潜伏期間が短いものについてはこの限りではない。

(健康診断後の措置)

第24条 学長は、健康診断の結果、当該病原体等取扱者にレベル2から4までの病原体等による感染が疑われるときには、直ちに安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(血清の保存)

第25条 学長は、病原体等取扱者の健康管理の一助とするため、特定の病原体等を取り扱う病原体等取扱者を対象とした「職員等の血清保存実施要項」を別に定め、血清を保存することができる。

(病気等の届出等)

第26条 病原体等取扱者は、実験に用いた病原体等による感染が疑われる場合は、直ちに取扱責任者を通じて管理部局長及び所属部局長に届け出なければならない。

2 前項の届出を受けた管理部局長は、直ちに当該病原体等による感染の有無について調査を行わなければならない。

3 管理部局長は、前項の調査の結果、当該病原体等に感染したと認められる場合又は医学的に不明瞭である場合は、直ちに学長に報告しなければならない。

(雑則)

第27条 この規則に定めるもののほか、実験の安全確保に関し、必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 従前の規則により届出又は承認を得ている病原体等を実験に利用又は保管している者は、第13条第1項の届出をし、又は同条第2項の申請により承認を得たものとみなす。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成21年2月25日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の第13条第1項の届出をしている特定病原体等を実験に利用又は保管している者は、この規則の施行の日に、改正後の第13条第2項の申請により承認を得たものとみなす。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

病原体等を用いる実験室の安全設備及び運営の基準

- レベル1 （1）病原体等実験室を使用する（特別の隔離の必要はない。）。
（2）一般外来者の立入りを禁止する必要はない。
- レベル2 （1）病原性の病原体等用の病原体等実験室を使用する。
（2）エアロゾル発生のおそれのある実験は生物学的安全キャビネットの中で行う。
（3）実験中は、一般外来者の立入りを禁止する。
- レベル3 （1）廊下への立入り制限及び2重ドア又はエアロックにより外部と隔離された指定実験室を使用する。
（2）壁，床，天井，作業台等の表面は洗浄及び消毒が可能なようにする。
（3）排気系を調節することにより，常に外部から指定実験室内に空気の流入が行われるようにする。
（4）指定実験室からの排気は高性能フィルターで除菌してから大気中に放出する。
（5）実験は生物学的安全キャビネットの中で行う。ただし動物実験は生物学的安全キャビネット又は陰圧アイソレータの中で行う。
（6）作業者名簿に記載された入室承認者以外の立入りは禁止する。
（7）その他指定実験室からの病原体等の逸出を未然に防止するための適切な措置を講ずる。
- レベル4 （1）独立した建物として，隔離域とそれを取り囲むサポート域を設けた指定実験室を使用する。
（2）壁，床，天井はすべて耐水性かつ気密性のものとし，これらを貫通する部分（給排気管，電気配線，ガス，水道管等）も気密構造とする。
（3）作業者の出入口には，エアロックとシャワーを設ける。
（4）指定実験室内の気圧は隔離の程度に応じて気圧差を設け，高度の隔離域から，低度の隔離域へ，又低度の隔離域からサポート域へ空気が流出しないようにする。
（5）指定実験室への給気は1層のHEPAフィルターを通して，指定実験室からの排気は2層のHEPAフィルターを通して行う。この排気除菌装置は予備を含めて2組設ける。
（6）実験用区域とサポート域の間に実験器材の持ち込み及び取出し用として，両面オートクレーブ及び両面ガス（エチレンオキシド又はホルマリン）滅菌装置を設ける。
（7）指定実験室からの排水は，121℃以上で15分以上加熱滅菌し，冷却した後一般下水へ放出する。
（8）実験は完全密閉のグローブ・ボックス型安全キャビネットの中で行う。
（9）作業者名簿に記載された入室承認者以外の立入りは禁止する。
（10）その他指定実験室からの病原体等の逸出を未然に防止するための適切

な措置を講ずる。

注： 組換えDNA実験に用いられるP 1， P 2， P 3の実験室を，研究用病原体等安全管理委員会の承認を得た上で，それぞれレベル1，レベル2，レベル3の実験室として使用してもよい。

岡山大学の放射線障害の防止に関する管理規則

〔平成28年3月29日〕
〔岡大規則第13号〕

改正 平成29年3月28日規則第6号

改正 平成31年3月28日規則第20号

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）及び電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。）に基づき、岡山大学（以下「本学」という。）における放射性同位元素、放射性同位元素装備機器及び放射線発生装置（以下「放射性同位元素等」という。）並びにエックス線装置の取扱いに関し必要な事項を定め、これらによる放射線障害を防止し、本学内外の安全の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 放射線施設 放射性同位元素等を取り扱う施設
- 二 エックス線装置 1メガ電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を発生する装置（医療用を除く。）
- 三 放射線業務従事者 放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれらに付随する業務（以下「取扱等業務」という。）に従事する者
- 四 エックス線業務従事者 エックス線装置の取扱等業務に従事する者
- 五 管理部局 放射線施設を管理する部局。
- 六 設置部局 エックス線装置を設置する部局
- 七 所属部局 放射線業務従事者又はエックス線業務従事者が所属する部局

（放射線障害予防規程）

第3条 管理部局長（以下「管理部局長」という。）は、法第21条第1項の規定に基づき、放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）を定めなければならない。

- 2 前項の予防規程を制定又は改廃するときは、あらかじめ第14条に規定する放射性同位元素等安全管理委員会の議を経るものとする。ただし、その改正内容が軽微なものであるときは、この限りでない。

（特定放射性同位元素防護規程）

第3条の2 法に定める特定放射性同位元素を有する施設の管理部局長は、特定放射性同位元素を防護するため、特定放射性同位元素防護規程（以下「防護規程」という。）を定めなければならない。

第2章 管理体制

（組織）

第4条 本学における放射性同位元素等及びエックス線装置の取扱い並びにその安全管理に従事する者に関する組織は、別表のとおりとする。

（学長）

第5条 学長は、本学における放射性同位元素等及びエックス線装置の取扱い並びに放射線障害の防止に関して総括する。

(統括放射線安全管理主任者)

第6条 本学における放射性同位元素等及びエックス線装置の安全管理を統括させ、管理部局長又は設置部局の長（以下「設置部局長」という。）に対して放射線障害の防止の適切な実施に関し指導、助言、勧告等を行わせるため、統括放射線安全管理主任者を置く。

2 統括放射線安全管理主任者は、自然生命科学研究支援センター光・放射線情報解析部門の教員のうちから自然生命科学研究支援センター長が指名し、学長が任命する。

3 統括放射線安全管理主任者は、核燃料物質等に関する放射線安全管理についても指導、助言、勧告等を行う。

(管理部局長)

第7条 管理部局長は、所掌する放射線施設の管理運営を適切に行うとともに、それに係る放射線障害の防止に努めなければならない。

2 管理部局長は、放射線施設の管理運営及び放射線障害の防止に関し、第10条に規定する放射線取扱主任者の意見を尊重しなければならない。

(設置部局長)

第8条 設置部局長は、当該部局に設置するエックス線装置の安全管理に努めなければならない。

2 設置部局長は、エックス線装置の安全管理に関し、第12条に規定するエックス線作業主任者の意見を尊重しなければならない。

(所属部局長)

第9条 所属部局の長（以下「所属部局長」という。）は、放射線業務従事者及びエックス線業務従事者の放射線障害の防止に努めなければならない。

(放射線取扱主任者及びその代理者)

第10条 管理部局長は、放射線施設の管理運営及び放射線障害の防止について指導監督を行わせるため、放射線施設ごとに放射線取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）を置く。

2 管理部局長が必要と認めた場合は、放射線施設に複数の取扱主任者を置くことができる。

3 管理部局長は、放射線施設に複数の取扱主任者を置く場合には、主たる放射線取扱主任者1名とそれを補佐する放射線取扱副主任者（以下「取扱副主任者」という。）に区分し、その職務を明らかにしなければならない。

4 取扱副主任者は主たる取扱主任者が出張、疾病その他の事故により、その職務を行うことができないときに、その期間中にその職務を代行しなければならない。

5 管理部局長は、取扱主任者及び取扱副主任者が出張、疾病その他の事故により、その職務を行うことができないときに、その期間中その職務を代行させるため、取扱主任者の代理者を置くことができる。

6 取扱主任者及び取扱副主任者の代理者は、取扱主任者となる資格を有する者のうちから管理部局長の推薦により学長が命ずる。

7 学長は、法第36条の2に定めるところにより、取扱主任者に、登録定期講習機関が行う定期講習を受けさせなければならない。

(特定放射性同位元素防護管理者)

第11条 管理部局長は、放射線施設が特定放射性同位元素を保有する場合は、その防護措置を行わせるため、特定放射性同位元素防護管理者（以下「防護管理者」という。）を置く。

2 防護管理者は、管理部局長の推薦により学長が命ずる。

- 3 学長は、法の定めるところにより、防護管理者に、登録定期講習機関が行う定期講習を受けさせなければならない。

(エックス線作業主任者)

第12条 設置部局長は、放射線施設以外の施設にエックス線装置を置く場合には、電離則第3条に規定する管理区域（以下「管理区域」という。）を設定するものについては、当該管理区域ごとに同条により定められた業務を行わせるため、電離則第46条に定めるエックス線作業主任者（以下「作業主任者」という。）を置く。

- 2 作業主任者は、電離則第47条に定める職務を行う。

- 3 作業主任者は、設置部局長が指名する。

(健康管理主任者)

第13条 放射線業務従事者及びエックス線業務従事者の健康診断その他必要な保健指導を行うため、本学に健康管理主任者2名を置く。

- 2 健康管理主任者は、学長が命ずる。

(全学委員会)

第14条 本学における放射線施設及びエックス線装置の管理運営及び放射線障害の防止等に関し協議するため、放射性同位元素等安全管理委員会（以下「全学委員会」という。）を置く。

- 2 全学委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

一 本学の放射線施設及びエックス線装置の安全管理に係る全学的な方針の策定に関すること。

二 放射性同位元素等及びこれらを使用する研究治療施設の管理運営に関すること。

三 エックス線装置を使用する教育研究施設の管理運営に関すること。

四 放射性同位元素等又はエックス線装置による障害防止に関すること。

五 関係部局間の調整に関すること。

- 3 委員会は次の各号に掲げる者で組織する。

一 統括放射線安全管理主任者

二 放射線取扱主任者

三 エックス線装置設置部局のうちから選出された教員

四 自然生命科学研究支援センター光・放射線情報解析部門鹿田施設長

五 自然生命科学研究支援センター光・放射線情報解析部門津島施設長

六 研究協力部長

七 その他学長が必要と認めた者

- 4 委員会に委員長を置き、前項第1号の者をもって充てる。

- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 6 委員長がその職務を行うことができない場合は、委員長が指名する者がその職務を代理する。

- 7 委員長は、必要と認めるときに、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部局委員会)

第15条 管理部局長は、管理する放射線施設に係る放射線障害の防止に関し、必要な事項を審議するため、管理部局に放射線障害防止委員会（以下「部局委員会」という。）を置くものとする。

- 2 部局委員会に関し必要な事項は、管理部局長が別に定める。

第3章 業務従事者の登録等

(登録)

第16条 放射性同位元素等又はエックス線装置の取扱等業務に従事しようとする者は、所属部局長に所定の様式により、放射線業務従事者又はエックス線業務従事者としての登録を申請しなければならない。なお、エックス線業務従事者の登録は、電離則第3条に定める場合のほか、所属部局長が必要と認めるときに限る。

2 所属部局長は、前項の申請をした者に対して、法第22条又は電離則第52条の5に規定する教育及び訓練の受講並びに法第23条又は電離則第56条に定める健康診断を受診させ、又は健康診断の記録を提出させなければならない。

3 所属部局長は、前項の健康診断の受診結果又は記録に基づき、健康管理主任者が取扱等業務に従事することを可とした者を登録する。

4 登録の有効期間は、登録を行った日の属する年度末までの期間において、登録を行った部局に所属している期間内とする。

5 所属部局長は、登録した放射線業務従事者及びエックス線業務従事者の氏名等を管理部局長及び設置部局長に通知するものとする。また、登録した者に異動があった場合も同様とする。

(許可)

第17条 前条の規定より登録された放射線業務従事者は、各管理部局で管理する放射線施設を使用するにあたり、当該管理部局長の許可を受けなければならない。

2 許可の有効期間は、許可した日の属する第16条第4項に定める期間内とする。

3 管理部局長は、許可した放射線業務従事者の氏名等を所属部局長に通知するものとする。

4 所属部局長は、前項の許可の有無について当該業務従事者に通知する。

(証明)

第17条の2 所属部局長は、登録した放射線業務従事者が学外施設を利用する場合に、当該学外施設より依頼された放射線業務従事者の証明書を発行する。

2 前項の証明書は、放射線業務従事者が使用する放射線施設の取扱主任者が作成する。

3 学内の放射線施設を使用していない放射線業務従事者について、第1項の証明書は、統括放射線安全管理主任者がこれを作成する。

第4章 健康管理

(健康管理)

第18条 管理部局長は、放射線施設及び管理区域に立ち入る放射線業務従事者の個人被ばく線量を測定し、その結果を記録して、所属部局長に報告しなければならない。

2 設置部局長は必要と認めた場合に、管理区域以外に設置されたエックス線装置を使用するエックス線業務従事者について、健康管理及び被ばく管理を行い、その結果を記録して、所属部局長に報告する。

3 所属部局長は、放射線業務従事者に対し、当該部局の定めるところにより健康診断を実施し、その結果を記録しなければならない。

4 所属部局長は、第1項及び第2項並びに前項の記録の写しを当該放射線業務従事者にその都度交付しなければならない。

5 所属部局長は、第1項、第2項及び第3項の記録は永久に保存しなければならない。

6 所属部局長は、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある放射線業務従事者に対し、直ちに健康管理主任者と協議の上、取扱等業務に係る時間の短縮及び当該取扱等業務の制限等について必要な措置を講じなければならない。

7 所属部局長は、前項の措置の結果を全学委員会及び管理部局長を経由して学長に報告しなければならない。

第5章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

第19条 管理部局長は、所掌する放射線施設を使用する放射線業務従事者に対し、法及び予防規程に定める教育及び訓練を実施しなければならない。

2 設置部局長は、所掌するエックス線装置を使用するエックス線業務従事者に対し、必要と認める場合に、別に定める教育を実施しなければならない。

第6章 安全措置

(密封されていない放射性同位元素の使用)

第20条 密封されていない放射性同位元素の使用は、定められた施設の管理区域内の作業室において行うものとする。

(放射性同位元素の防護)

第20条の2 特定放射性同位元素を保有する施設の管理部局長は、法及び防護規程に定める防護措置を実施しなければならない。

2 前項の防護措置は、第11条に定める防護管理者が統括し、防護従事者が実施する。

3 防護従事者は管理部局長が指名する。

(放射線施設の維持及び管理)

第21条 管理部局長は、放射線施設の適正な維持及び管理を行うため、安全管理責任者を定め、法及び予防規程に定める期間ごとに自主点検を行わなければならない。

2 管理部局長は、前項の実務を行わせるため、安全管理担当者を置く。

3 安全管理責任者及び安全管理担当者は管理部局長が指名する。

(エックス線装置の維持管理)

第22条 設置部局長は、エックス線装置を電離則に定められた期間ごとに点検するとともに、補修する等の措置により適切に維持し管理しなければならない。

(立入調査)

第23条 全学委員会は、第21条及び第22条に定める点検並びに放射線障害防止の適切な実施を図るため、必要に応じ、管理部局及び設置部局に対する立入調査を実施することができる。

(災害時及び危険時の措置)

第24条 管理部局長は、地震、火災等の災害が起こった場合には、予防規程その他関連する諸規則に定める自主点検を臨時に行い、その結果を直ちに学長及び全学委員会に報告しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある事態が生じたときは、管理部局長又は設置部局長は、直ちに学長及び全学委員会に報告するとともに、応急の措置を講じなければならない。

3 学長は、前2項の報告（次条に掲げる事案を除く。）を受けたときは、遅滞なく原子力規制委員会に届け出るものとし、その他必要事項については法に定める関係機関に届け出るものとする。

第7章 事案発生時の報告

(報告)

第25条 管理部局長は、次の各号に掲げる事態が生じたとき又は行為を行ったときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を5日以内に、学長及び全学委員会に報告しなければならない。

- 一 放射性同位元素等の盗難又は所在不明が発生したとき。
 - 二 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、排気口の濃度が濃度限度を超えたとき又は管理部局の境界の外における線量が線量限度を超えたとき。
 - 三 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、排水口の濃度が濃度限度を超えたとき又は管理部局の境界の外における線量が線量限度を超えたとき。
 - 四 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき。
 - 五 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。
 - イ 漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
 - ロ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、空气中濃度限度を超えるおそれがないとき。
 - 六 管理部局内の人が常時立ち入る場所の線量並びに管理部局の境界及び部門内の人が居住する区域における線量が線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。
 - 七 放射性同位元素等の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。
 - 八 放射線業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
 - 九 密封された放射性同位元素であつて人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして原子力規制委員会が定めるもの（以下「特定放射性同位元素」という。）に係る受入れ又は払出し若しくは廃棄を行った場合
 - 十 前号の特定放射性同位元素の内容を変更（当該変更により当該特定放射性同位元素が特定放射性同位元素でなくなった場合を含む。）した場合
- 2 学長は、前項の定める事態の報告を受けた時は、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を事態の発生した日から10日以内に原子力規制委員会及び関係機関に報告しなければならない。
 - 3 管理部局長は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第39条第3項及び同条第6項の規定に基づく報告書を、毎年6月15日までに学長に提出しなければならない。
 - 4 学長は、前項の提出を受けたときは6月30日までに、原子力規制委員会に報告しなければならない。

（情報提供）

- 第26条 管理部局長は、事故等の報告を要する放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合には、学長及び全学委員会に報告しなければならない。
- 2 学長又は全学委員会は、前項の報告を受けたとき、必要に応じ公衆や報道機関への情報提供を行う。
 - 3 前項の情報提供を行った場合には、外部からの問合せに対応するため、全学委員会に問合せ窓口を設置する。
 - 4 第2項及び第3項にかかわらず、全学委員会は必要に応じて、管理部局長に対し、当該放射線施設ごとに公衆や報道機関への情報提供や問合せのための窓口を設置するように指示することができる。

第8章 業務の改善

(業務の改善)

第27条 管理部局長は、所掌する放射線施設について施設活動報告書を年度ごとに作成し、全学委員会に提出しなければならない。

2 全学委員会は、前項の施設活動報告書を審査し、その結果を管理部局長に通知する。

3 前項の通知を受けた管理部局長は、必要な改善を実施するとともに改善報告書を作成し、全学委員会に提出しなければならない。

4 全学委員会は、前項の改善報告書を学長に提出しなければならない。

5 学長は、前項の改善を実施するために必要な予算的措置を行わなければならない。

第9章 雑則

(その他)

第28条 この規則に定めるもののほか、放射性同位元素等及びエックス線装置の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

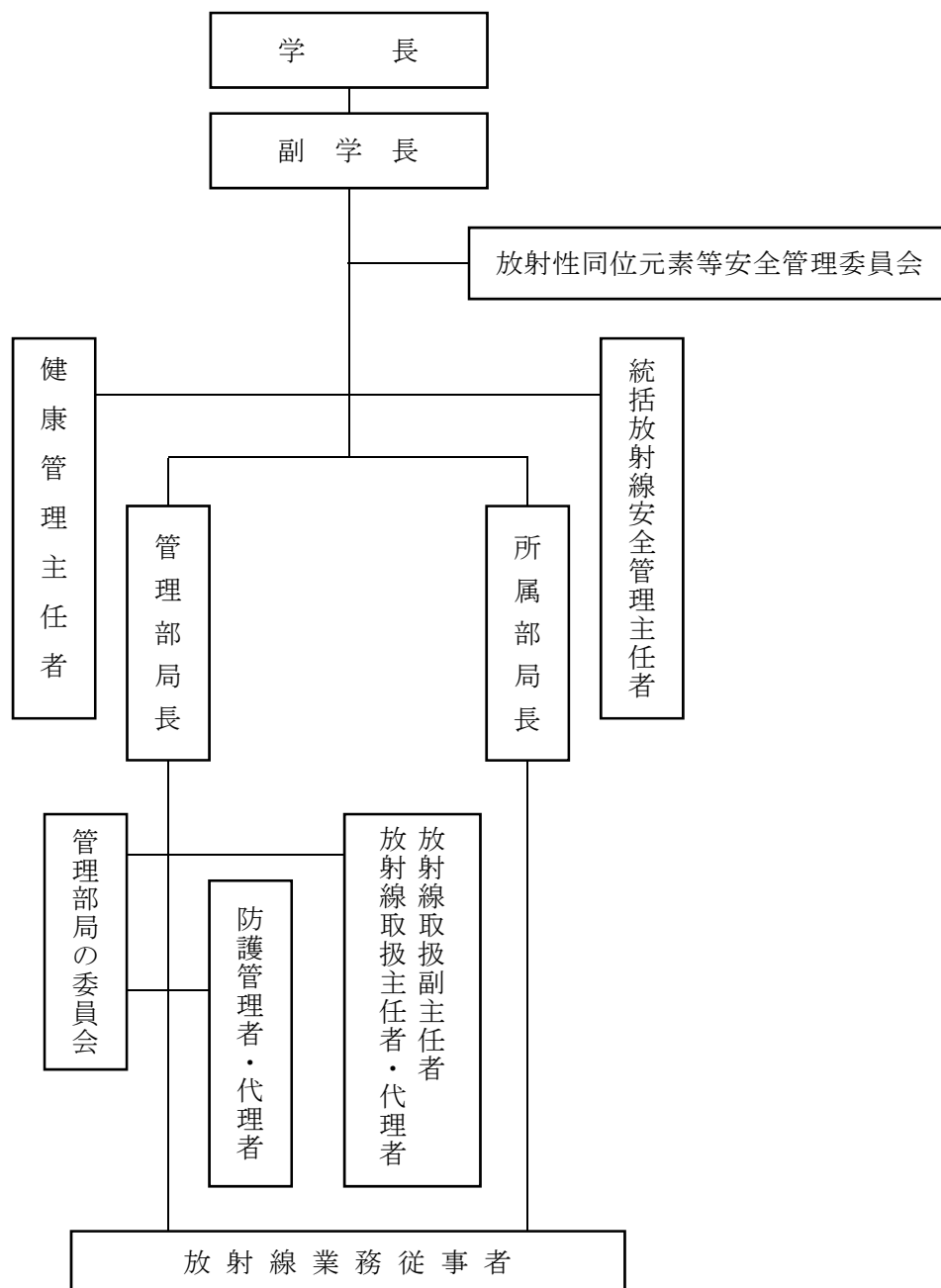
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

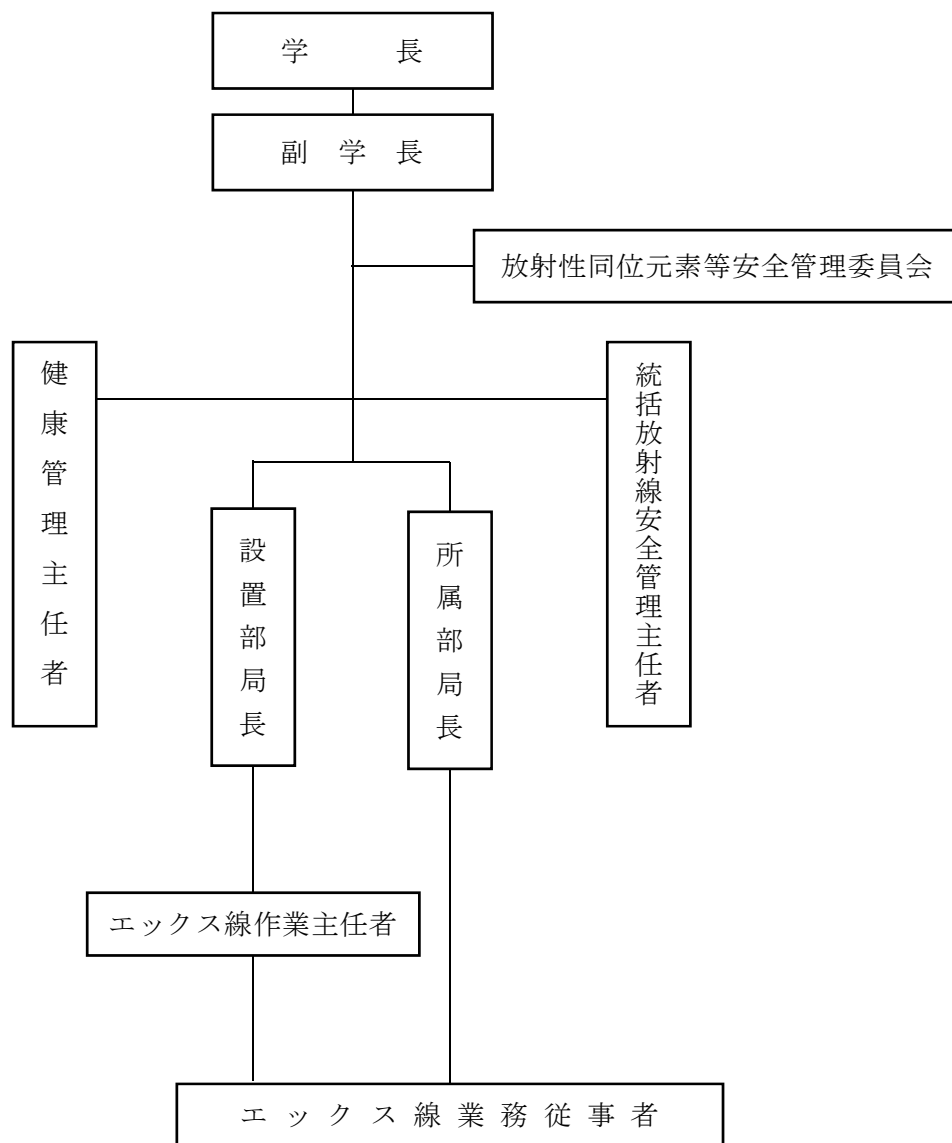
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表

【放射性同位元素等の管理に関する組織】



【エックス線装置の管理に関する組織】



国立大学法人岡山大学職員労働安全衛生管理規程

〔平成16年4月1日〕
岡大規程第21号

改正 平成17年3月24日規程第2号
平成18年2月9日規程第5号
平成19年3月30日規程第43号
平成20年3月31日規程第46号
平成21年3月27日規程第29号
平成22年3月31日規程第44号
平成23年3月31日規程第7号
平成24年3月30日規程第12号
平成26年3月31日規程第14号
平成27年6月30日規程第86号
平成28年3月31日規程第17号
平成28年9月30日規程第78号
平成29年6月30日規程第44号
平成31年3月29日規程第68号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）その他の法令及び諸規程（以下「法令等」という。）に定めるもののほか、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）の職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するために必要な事項を定めるものとする。

(事業場)

第2条 この規程において、事業場とは、法人に置く次の7事業場とする。

- 一 津島地区
- 二 大学院医歯薬学総合研究科等
- 三 岡山大学病院
- 四 教育学部附属東山学校園
- 五 資源植物科学研究所
- 六 教育学部附属特別支援学校
- 七 惑星物質研究所

2 前項の事業場に長を置く。

3 事業場の長は、当該事業場の安全衛生委員会を主宰し、所属する職員の健康の保持増進及び安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

(学長の責務)

第3条 国立大学法人岡山大学長（以下「学長」という。）は、法令等及びこの規程に定める労働災害（職員の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、職員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。以下同じ。）防止のための基準を守るとともに、有害性等を調査し、快適な職場環境の実現及び労働条件の改善を通じて、職場における職員の健康の保持増進及び安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

(部局等の長の責務)

第3条の2 部局等の長（本部各部（法人監査室を含む。）、各学部、各研究科、各研究

所、岡山大学病院、全学センター、附属図書館及び機構の長をいう。以下同じ。）は、所属する職員の健康の保持増進及び安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

（職員の責務）

第4条 職員は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、学長、事業場の長、部局等の長その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に従わなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

第1節 総括安全衛生管理者等

（総括安全衛生管理者）

第5条 法人に、職員の安全及び衛生に関する事項を統括管理するため、総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者を置く事業場及び総括安全衛生管理者に充てる者は次の各号に定めるところによる。

- 一 津島地区 学長が指名する理事
- 二 岡山大学病院 岡山大学病院長

3 総括安全衛生管理者は、衛生管理者、衛生推進者、衛生担当者及び作業主任者を指揮するとともに、次の各号に掲げる業務を統括管理する。

- 一 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項
- 二 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関する事項
- 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関する事項
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事項
- 五 安全衛生に関する方針の表明、計画の作成、実施、評価及び改善に関する事項
- 六 労働災害の危険性又は有害性等の調査に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、職員の労働災害を防止するために必要な業務に関する事項

4 学長は、総括安全衛生管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければならない。

（衛生管理者）

第6条 法人に、衛生に係る技術的事項を管理させるため、衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、次項に定める事業場に専属の職員であつて、次の各号に掲げる資格を有するもののうちから選任する。

- 一 第1種衛生管理者免許又は第2種衛生管理者免許を有する者
- 二 衛生工学衛生管理者免許を有する者
- 三 医師
- 四 歯科医師
- 五 労働衛生コンサルタント

六 前3号に掲げる者のほか、安衛法第12条及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第10条の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

3 衛生管理者を選任すべき事業場及び選任する衛生管理者の人数等は、別表第1のとおりとする。

4 衛生管理者は、次の各号に掲げる業務を管理する。

- 一 健康に異常のある者の発見及び措置に関する事項
- 二 作業環境の衛生上の調査に関する事項

- 三 作業条件，施設等の衛生上の改善に関する事項
 - 四 労働衛生保護具，救急用具等の点検及び整備に関する事項
 - 五 衛生教育，健康相談その他職員の健康保持に必要な事項
 - 六 職員の負傷及び疾病，それによる死亡，欠勤及び移動に関する統計の作成に関する事項
 - 七 混在作業における衛生上の必要な措置に関する事項
 - 八 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備に関する事項
- 5 衛生管理者は，少なくとも毎週1回事業場を巡視し，設備，作業方法又は衛生状態に有害の恐れがあるときは，直ちに，職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 6 衛生管理者は，衛生に関する措置をなし得る権限を有する。
- 7 学長は，衛生管理者が旅行，疾病，事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは，代理者を選任しなければならない。
- （衛生推進者）
- 第7条 法人に，衛生に係る業務を管理させるため，衛生推進者を置く。
- 2 衛生推進者は，次項に定める事業場に専属の職員（労働衛生コンサルタントその他厚生労働大臣が定める者のうちから選任するときは除く。）であって，次の各号に掲げる資格を有するもののうちから選任する。
- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。）を卒業した者（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発大学校（職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法による職業訓練大学校を含む。）における長期課程（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法（昭和44年法律第64号）による長期指導員訓練課程を含む。）の指導員訓練を修了した者を含む。）で，その後1年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの
 - 二 高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校を卒業した者で，その後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
 - 三 5年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者
 - 四 厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した者
 - 五 労働衛生コンサルタント
 - 六 厚生労働省労働基準局長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者
- 3 衛生推進者を選任すべき事業場及び選任する衛生推進者の人数は，別表第2のとおりとする。
- 4 衛生推進者は，次の各号に掲げる業務を管理する。
- 一 施設，設備等の点検及び使用状況の確認並びにこれらに基づく必要な措置に関する事項
 - 二 作業環境の点検及び作業方法の点検並びにこれらに基づく必要な措置に関する事項
 - 三 健康診断及び健康保持増進のための措置に関する事項
 - 四 安全衛生教育に関する事項
 - 五 異常な事態における応急措置に関する事項
 - 六 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事項
 - 七 安全衛生情報の収集及び労働災害，疾病，休業等の統計の作成に関する事項

八 安全衛生に係る各種報告及び届出に関する事項

- 5 学長は、衛生推進者を選任したときは、当該衛生推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係職員に周知しなければならない。

(衛生担当者及び作業部会)

第8条 法人に、衛生管理者及び衛生推進者の業務を補助する者及び機能として衛生担当者及び作業部会を置くことができる。

- 2 衛生担当者は、衛生管理者又は衛生推進者を置く事業場に専属の職員のうちから選任する。

(産業医等)

第9条 法人に、職員の健康診断の実施に関する事項その他一定の事項であつて、医学に関する知識を必要とする事項（以下「健康管理等」という。）を行わせるため、産業医を置く。

- 2 産業医は、次の各号に掲げる要件を備えた医師のうちから選任する。

- 一 第4項各号に定める職員の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した者
- 二 医学の正規の課程であつて産業医の養成等を行うことを目的とするものを設置している産業医科大学その他の大学であつて厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働大臣が定める実習を履修したもの
- 三 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が保健衛生であるもの
- 四 学校教育法による大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師（常時勤務する者に限る。）の職にあり、又はあつた者

五 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者

- 3 産業医を選任すべき事業場及び選任する産業医の人数等は、別表第3のとおりとする。

- 4 産業医は、職員の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識及び能力の維持向上に努め、次の各号に掲げる業務を誠実に行わなければならない。この場合において、学長は、厚生労働省令で定めるところにより、職員の労働時間に関する情報その他の産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを産業医に提供しなければならない。

一 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関する事項

二 安衛法第六十六条の八第一項に規定する面接指導及び安衛法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

三 安衛法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第三項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

四 作業環境の維持管理に関する事項

五 作業の管理に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関する事項

七 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関する事項

八 衛生教育に関する事項

九 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関する事項

- 5 産業医は、前項各号に掲げる事項について、学長又は総括安全衛生管理者に対して意見を述べ、若しくは勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することが

できる。この場合において、学長又は総括安全衛生管理者は、当該勧告を尊重し、当該勧告の内容及び厚生労働省令に定める事項を遅滞なく第11条に定める安全衛生委員会に報告し、厚生労働省令で定めるところにより、記録及び保存をしなければならない。

- 6 産業医は、第4項各号に掲げる事項を実施するために必要な情報を職員から収集することができる。
- 7 産業医は、職員の健康の確保のため緊急の必要がある場合において、職員に対して、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
- 8 産業医は、安全衛生委員会に対して職員の健康を確保する観点から必要な調査審議を求めることができる。
- 9 産業医は、少なくとも毎月1回（毎月1回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合は、少なくとも二月に1回）事業場を巡視し、作業方法又は衛生状態について職員の健康管理上有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
 - 一 第6条第5項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果
 - 二 前号に掲げるもののほか、職員の健康を保持するために必要な情報であつて、安全衛生委員会における調査審議を経て、産業医に提供することとしたもの
- 10 事業場の長は、健康管理等の適切な実施を図るため、産業医が職員からの健康相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 11 事業場の長は、産業医が辞任したとき又は産業医が解任されたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を安全衛生委員会に報告しなければならない。

（作業主任者）

第10条 法人において、高压室内作業その他労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）第6条に規定する作業を行う作業場に関し、当該作業に従事する職員の指揮その他労働災害を防止するために必要な事項を管理させるため、当該作業の区分に応じて、作業主任者を置く。

- 2 作業主任者は、当該作業に従事する職員で、安衛則別表第1に規定する資格を有する者のうちから選任する。
- 3 学長は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係職員に周知しなければならない。

第2節 安全衛生委員会

（安全衛生委員会の設置）

第11条 法人の各事業場に安全衛生委員会を置く。

- 2 安全衛生委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

第3章 就業措置

（安全衛生教育）

第12条 学長は、職員を採用し、又は職員の作業内容を変更したときは、職員の従事する業務に関する安全衛生のため必要な次の各号に掲げる事項について、教育を行う。

- 一 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事項
- 二 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事項
- 三 作業手順に関する事項
- 四 作業開始時の点検に関する事項
- 五 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事項

六 整理、整頓(とん)及び清潔の保持に関する事項

七 事故時等における応急措置及び退避に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

2 学長は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる職員については、当該事項についての教育を省略することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、同項第1号から第4号までに掲げる事項について、学長が必要ないと認めたときは、省略することができる。

(特別教育を必要とする業務)

第13条 学長は、職員を安衛則第36条各号に定める危険又は有害な業務に従事させるときは、当該業務に関する安全衛生のための特別の教育（以下「特別教育」という。）を行う。

2 学長は、前項の特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる職員については、当該科目についての特別教育を省略することができる。

3 学長は、特別教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを3年間保存しておかなければならない。

(中高年齢職員に対する配慮)

第14条 学長は、中高年齢職員その他労働災害の防止上特に配慮を必要とする職員については、配置、業務の遂行方法等に関して心身の条件を十分に配慮するように努めなければならない。

第4章 健康管理

(作業環境測定)

第15条 学長は、職員が業務に従事する場所について作業環境測定を行うとともにその結果を記録し、これを3年間（法令等により異なる期間とされたときは、その期間。）保存しておかなければならない。

2 学長は、前項の作業環境測定の結果の評価に基づき、職員の健康を保持するため必要があると認められるときは、施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じるものとする。

(健康診断)

第16条 学長は、次の各号に掲げる健康診断を行わなければならない。

一 採用時健康診断

二 一般定期健康診断

三 特定業務健康診断

四 海外派遣職員健康診断

五 特殊健康診断

2 前項第1号の健康診断は、職員として採用するときに実施するものとする。

3 第1項第2号の健康診断は、1年以内ごとに1回、職員全員を対象として定期的に行うものとする。

4 第1項第3号の健康診断は、安衛則第13条第1項第2号に掲げる業務に常時従事する職員を対象として、当該業務に配置換の際、及び6月以内ごとに1回（ただし、胸部エックス線検査及び喀痰検査は1年以内ごとに1回）定期的に行うものとする。

5 第1項第4号の健康診断は、職員が、海外派遣研修等で6月以上の海外生活を予定して出国しようとするとき、及び6月以上の海外生活を終えて帰国した後法人の業務に就こうとするときに、あらかじめ行うものとする。

6 第1項第5号に掲げる健康診断は、職員が安衛令第22条に定める業務に従事することとして採用されたとき、配置換えされたとき、及び職員が従事する業務ごとに法令等で定める期間ごとに1回定期に行うものとする。

7 学長は、附属学校園における給食の業務に従事する職員に対し、その採用の際又は当該業務への配置替えの際、検便による健康診断を行わなければならない。

(健康診断の項目)

第17条 前条第1項第1号に掲げる健康診断の項目は、別表第4のとおりとする。

2 前条第1項第2号及び第3号に掲げる健康診断の項目は、別表第5のとおりとする。
ただし、産業医又は健康診断を行う医師（以下「産業医等」という。）が必要でないと認めるときは、その一部を省略することができる。

3 前条第1項第4号に掲げる健康診断の項目は、別表第5に掲げる項目及び厚生労働大臣が定める項目のうち産業医等が必要であると認める項目とする。

4 前条第1項第5号に掲げる健康診断の項目は、法令等に従うものとする。

(健康診断における検査の省略)

第18条 学長は、第16条第1項第1号に掲げる健康診断の実施時期前3月以内に当該健康診断の検査の項目の全部又は一部について医師（歯科医師を含む。以下同じ。）の検査を受けている者を採用する場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、その検査をもって当該健康診断における検査に代えることができる。

2 学長は、第16条第1項第2号の健康診断の実施に際し、職員が、同条第1項第1号、第4号又は第5号の健康診断を受けた場合（前項に定める書面を提出した場合を含む。）については、当該健康診断の実施の日から1年間に限り、その者が受けた当該健康診断の検査の項目について、その結果を利用することができると認めるときは、その検査をもって当該健康診断における検査に代えることができる。

3 学長は、第16条第1項第3号の健康診断（定期のものに限る。）の実施に際し、前回の健康診断において別表第5の所定の項目について健康診断を受けた者について、産業医等が必要でないと認めるときは、当該項目の全部又は一部を省略して行うことができる。

4 第2項の規定は、第16条第1項第3号の健康診断について準用する。この場合において、第2項中「1年間」とあるのは、「6月間」と読み替えるものとする。

5 学長は、第16条第1項第4号の健康診断の実施に際し、同条第1項第1号、第2号、第3号又は第5号の健康診断を受けた者（第1項に定める書面を提出した者を含む。）については、当該健康診断の実施の日から6月間に限り、その者が受けた当該健康診断の項目に相当する項目を省略して行うことができる。

6 第17条第2項の規定は、第16条第1項第4号の健康診断について準用する。

(健康診断の受診の義務)

第19条 職員は、前条によって健康診断を省略することができる場合を除き、学長が実施する健康診断を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、やむを得ない理由により健康診断を受けることができない場合及び学長の指定した医師が行う健康診断を受けることを希望しない場合は、他の医療機関で第16条の規定による健康診断に相当する健康診断を受けなければならない。

3 前項における健康診断を受けた職員は、速やかにその結果を証明する書面を学長に提出しなければならない。

(面接指導)

第19条の2 学長は、その労働時間の状況その他の事項が職員の健康の保持を考慮して別に定める要件に該当する職員に対し、産業医又は職員が希望する医師による面接指導を行わなければならない。

2 学長は、面接指導を実施するため、厚生労働省令で定める方法により、職員の労働時間の状況を把握しなければならない。

3 面接指導の実施については、別に定める。

(自発的健康診断)

第20条 午後10時から午前5時までの間における業務（以下「深夜業」という。）に従事する職員であって、この条における自ら受けた健康診断を受けた日前6月間を平均して1月当たり4回以上深夜業に従事するものは、厚生労働省令で定めるところにより、自ら受けた健康診断の結果を証明する書面を学長に提出することができる。

2 前項で定めるところにより学長に提出する書面は次に定める要件を満たすものでなければならない。

一 第17条第2項に掲げる項目の全部又は一部について、当該職員の受けた健康診断の項目ごとに、その結果を記載したものであること。

二 当該健康診断を受けた日から3月を経過していないこと。

(心理的な負担の程度を把握するための検査)

第20条の2 学長は、安衛法第六十六条の十の規定により、職員に対し、産業医等による心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）を行わなければならない。

2 ストレスチェックに関し必要な事項は、別に定める。

(指導区分の決定)

第21条 学長は、次の各号に掲げる職員については、医師（産業医を含む。以下この条において同じ。）の意見書及びその職員の職務内容、勤務の強度等に関する資料を産業医に提示し、別表第6（第3号においては別表第7とする。以下同じ。）により指導区分の決定を受けるものとする。

一 健康診断を行った医師が、健康に異常又は異常を生ずるおそれがあると認めた職員

二 面接指導を行った医師が、健康に異常又は異常を生ずるおそれがあると認めた職員

三 ストレスチェックに基づく面接指導を行った医師が、健康に異常又は異常を生ずるおそれがあると認めた職員

四 学長が、勤務の制限等の確認が必要と認めた職員

2 学長は、前項の職員の医療に当たった医師が指導区分の変更について、意見を申し出た場合等には、所要の資料を産業医に提示し、当該職員の指導区分の変更を受けるものとする。

3 第1項第1号に定める健康診断の結果に基づく医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行うものとする。

一 当該健康診断が行われた日（第18条の場合にあつては、当該職員が健康診断の結果を証明する書面を学長に提出した日）から3月以内に行うこと。

二 聴取した医師の意見を健康診断個人票に記載すること。

4 前条の規定により自ら受けた健康診断の結果に基づく医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行うものとする。

一 当該健康診断の結果を証明する書面が学長に提出された日から2月以内に行うこと。

二 聴取した医師の意見を健康診断個人票に記載すること。

5 学長は、医師から前2項の意見聴取を行う上で必要となる職員の業務に関する情報

を求められたときは、速やかにこれを提供しなければならない。

- 6 第1項第2号及び第3号に定める面接指導の結果に基づく医師からの意見聴取は、面接指導が行われた後、遅滞なく行わなければならない。

(事後措置)

- 第22条 学長は、前条の規定により指導区分の決定又は変更を受けた職員については、その指導区分に応じ、別表第6の事後措置の基準欄に掲げる基準に従い、適切な措置を講じなければならない。

(病者の就業禁止)

- 第23条 学長は、次の各号のいずれかに該当する職員については、その就業を禁止しなければならない。ただし、第1号に掲げる職員について感染予防の措置をした場合は、この限りでない。

- 一 病毒伝ばのおそれのある感染性の疾病にかかった職員
- 二 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく憎悪するおそれのあるものにかかった職員
- 三 前2号に準ずる疾病にかかった職員

- 2 学長は、前項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ産業医その他専門の医師の意見を聞かなければならない。

(健康診断の結果の通知)

- 第24条 学長は、健康診断を受けた職員に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

- 2 職員は、通知された健康診断の結果及び第22条の規定による保健指導等を利用して、その健康の保持に努めるものとする。

(健康管理の記録)

- 第25条 学長は、健康診断の結果、指導区分、事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、職員ごとに記録を作成し、これを関係法令に従って保存しておくものとする。

- 2 職員が法人以外の国立大学法人その他の機関に出向したときは、出向先へ前項の記録を移管しなければならない。

(健康教育等)

- 第26条 学長は、職員に対する健康教育及び健康相談その他職員の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない。

- 2 職員は、前項の学長が講ずる措置を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする。

(体育活動等についての便宜供与等)

- 第27条 学長は、前条第1項に定めるもののほか、職員の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第5章 快適な職場環境の形成のための措置

(学長の講ずる措置)

- 第28条 学長は、職場における安全衛生の水準の向上を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な職場環境を形成するように努めなければならない。

- 一 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置
- 二 職員の従事する作業について、その方法を改善するための措置
- 三 作業に従事することによる職員の疲労を回復するための施設又は設備の設置又は整

備

四 前3号に掲げるもののほか、快適な職場環境を形成するため必要な措置

第6章 安全管理

(危険を防止するための措置)

第29条 学長は、次の各号に掲げる危険による職員の災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備等による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険
- 四 掘削、採石等の業務における作業方法から生ずる危険
- 五 職員が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所における危険

2 学長は、前項に定めるもののほか、職員の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(緊急事態に対する措置)

第30条 学長は、職員に対する災害発生の危険が急迫したときは、当該危険に係る場所、職員の業務の性質等を考慮して、業務の中断、職員の退避、消火作業、危険な場所への立入禁止等の適切な措置を講じなければならない。

2 学長は、前項の措置を的確かつ円滑に講ずることができるようにするため、定期又は随時に避難設備、避難用具等の点検整備及び防火、避難等の訓練を実施しなければならない。

(定期自主検査)

第31条 学長は、安衛令第15条第1項各号に定めるボイラーその他の機械等について、定期に自主検査を行うとともにその結果を記録し、これを法令等に定める期間保存しておかななければならない。

(計画の届出等)

第32条 部局等の長は、安衛法第88条の定めるところにより、安衛則第88条に定める機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画の40日前までに安衛則に定める様式に準じた事項を、学長に届け出なければならない。

(災害等の報告)

第33条 部局等の長は、災害又は事故が発生したときは、安衛則様式第22号に準じた事項を、速やかに、学長に報告しなければならない。

2 部局等の長は、職員が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、安衛則様式第23号に準じた事項を、速やかに、学長に報告しなければならない。

(機械等に関する規制)

第34条 学長及び法人の職員は、本章各条に定めるもののほか、安衛令第12条各号に定める機械等及びその他の機械等に関する輸入の規制等安衛法その他の法令等による規制等に関しては、これを遵守しなければならない。

(有害物に関する規制)

第35条 学長及び法人の職員は、本章各条に定めるもののほか、安衛令第17条に定める有害物（職員に重度の健康障害を生ずるおそれのある物等をいう。）に関する製造の許可等安衛法その他の法令等による規制等に関しては、これを遵守しなければならない。

第7章 雑則

(心身の状態に関する情報の取扱い)

第35条の2 学長は、本規程の実施に関し、職員の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するにあたっては、職員の健康の確保に必要な範囲内で職員の心身に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、使用する。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 学長は、職員の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講ずる。

3 職員の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置に関し、必要な事項は、別に定める。

(秘密の保持)

第36条 職員の安全及び衛生に関する業務に従事する職員及び従事したことのある職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、職員が法人の職員でなくなった後においても同様とする。

(その他)

第37条 この規程に定めるもののほか、職員の安全及び衛生に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の第9条第2項第3号の規定の適用については、この規程の改正前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月30日から施行し、平成29年6月1日から適用する。

附 則
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

衛 生 管 理 者

選任すべき事業場	選任する人数等
津島地区	4 人（うち専任 1 人）以上，うち衛生工学衛生管理者免許取得者 1 人
大学院医歯薬学総合研究科等	3 人（うち専任 1 人）以上，うち衛生工学衛生管理者免許取得者 1 人
岡山大学病院	5 人（うち専任 1 人）以上，うち衛生工学衛生管理者免許取得者 1 人
教育学部附属東山学校園	1 人以上
資源植物科学研究所	1 人以上
惑星物質研究所	1 人以上

別表第 2（第 7 条関係）

衛 生 推 進 者

選任すべき事業場	選任する人数
教育学部附属特別支援学校	1 人以上

別表第 3（第 9 条関係）

産 業 医

選任すべき事業場	選任する人数
津島地区	1 人（専属）以上
大学院医歯薬学総合研究科等	1 人（兼任）以上
岡山大学病院	1 人（専属）以上
教育学部附属東山学校園	1 人（兼任）以上
資源植物科学研究所	1 人（兼任）以上

別表第 4（第 17 条第 1 項関係）

採用時健康診断の項目

1 既往歴及び業務歴の調査	7 GOT, GPT, γ -GTP の検査
2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	8 LDL コレステロール, HDL コレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査
3 身長, 体重, 腹囲, 視力及び聴力の検査	
4 胸部エックス線検査	9 血糖検査又はHbA1c の検査
5 血圧の測定	10 尿中の糖及び蛋白の有無の検査
6 血色素量及び赤血球数の検査	11 心電図検査

別表第 5（第 17 条第 2 項, 第 3 項, 第 18 条第 3 項関係）

健康診断の項目

1 既往歴及び業務歴の調査	7 GOT, GPT, γ -GTP の検査
2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	8 LDL コレステロール, HDL コレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査
3 身長, 体重, 腹囲, 視力及び聴力の検査	9 血糖検査又はHbA1c の検査
4 胸部エックス線検査及び喀痰検査	10 尿中の糖及び蛋白の有無の検査
5 血圧の測定	11 心電図検査
6 血色素量及び赤血球数の検査	12 その他必要と認められる検査

別表第 6（第 21 条，第 22 条関係）

指導区分及び事後措置の基準

指 導 区 分			事 後 措 置 の 基 準
区 分		内 容	
生活規正の面	A	勤務を休む必要のあるもの	休暇（日単位のものに限る。）又は休職の方法により，療養のため必要な期間勤務させない。
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの	職務の変更，勤務場所の変更，休暇（日単位のものを除く。）等の方法により勤務を軽減し，かつ，深夜勤務（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間における勤務をいう。以下同じ。），時間外勤務（正規の勤務時間以外の時間における勤務で，深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。）及び出張をさせない。
	C	勤務をほぼ平常に行ってよいもの	深夜勤務，時間外勤務及び出張を制限する。
	D	平常の生活でよいもの	
医療の面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医療機関の斡旋等により適正な治療を受けさせるようにする。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を行う。
	3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	

別表第 7（第 21 条・第 22 条関係）

指 導 区 分		事 後 措 置 の 内 容
区 分	内 容	
通常勤務	通常勤務でよいもの	
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	メンタルヘルス不調を未然に防止するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少又は昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養等のため、休暇又は休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

岡山大学核燃料物質計量管理委員会規程

〔平成23年3月31日〕
岡大規程第9号

改正 平成28年3月31日規程第49号

平成31年3月29日規程第45号

(設置)

第1条 岡山大学（以下「本学」という。）における核燃料物質の適正な計量及び管理の一元化を図るため、本学に置く計量管理責任者間の連絡調整を行い統一的な運用を図ることを目的として、岡山大学核燃料物質計量管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 統括放射線安全管理主任者 岡山大学の放射線障害の防止に関する管理規則（平成28年岡大規則第13号）第6条第2項の規定に基づき学長が任命した者
- 二 計量管理責任者 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第61条の8第1項の規定に基づき本学が定める計量管理規定により、核燃料物質の計量管理に責任を負う者として指定された者

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 核燃料物質の適正な計量及び管理等に関する具体的事項
- 二 核燃料物質の調査等の実施に係る管理・監督等に関する事項
- 三 核燃料物質の適正な計量及び管理等に係る提言、建議に関すること。
- 四 その他核燃料物質の適正な計量及び管理等に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 統括放射線安全管理主任者
- 二 計量管理責任者
- 三 研究協力部長
- 四 その他、統括放射線安全管理主任者が必要と認めた者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、前条第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を主宰し、その議長となる。

(副委員長)

第6条 委員会に副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議の成立等)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の

決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(連携)

第9条 委員会は、その運営に当たっては、放射性同位元素等安全管理委員会又は自然科学研究支援センター等の関係部署と、適宜、連携を図るものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、関係部局等の協力を得て、研究協力部研究協力課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

岡山大学研究ポリシー

平成16年 4月 1日制定
平成18年12月 4日改定
平成27年 4月 1日改定
平成29年 2月15日改定
平成30年 4月 1日改定

岡山大学は、”高度な知の創成と的確な知の継承”を理念とし、”人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築”を目的としている。さらに、岡山大学は、研究活動に対して基本的目標を掲げている。岡山大学におけるあらゆる活動の源泉は、先進的かつ高度な研究の推進であり、常に世界最高水準の研究成果を生み出すことをその主題とし、国際的に上位の研究機関となるよう指向することである。

このような岡山大学の理念、目的および研究目標を達成するために、岡山大学に所属する全ての研究者は、自らの自由な発想のもとに真理を探究する権利を享受するとともに、専門家として国民の負託にこたえなければならない重大な責務を有する。

このため岡山大学は、研究者の自律性に依拠する行動規範に関わる以下の研究ポリシーを制定する。

1 研究の自由

岡山大学は、研究者の自発的意志と自律性に基づく真理探究に関する活動を尊び、学問研究、思想、及び表現の自由を保障する。なお、個人情報の保護及び著作権の取扱いには十分留意する。

2 研究の倫理性

研究者は、人間の尊厳、健康及び生命の安全に関する権利を尊重する。人権やプライバシーを守り、遺伝子組換えや動物実験等に関する倫理規範と関連規程を遵守する。

3 研究の自律性

研究者は、研究成果を学問体系の中に位置づけ、その成果が社会に及ぼす影響を省察する。

4 研究の公開性

研究者は、学術研究の成果を論文、著書等として公表し、研究者相互の評価に積極的に参加する。

5 研究の社会性

岡山大学は、研究成果の公表に留まらず、その影響や効果について広報活動等を通して社会に還元し、貢献する。

6 研究成果の帰属

研究によって得られた知的財産は、原則として岡山大学に帰属する。研究者は、知的財産に関わる研究成果の公表や特許の申請について、関連規程等を遵守する。

7 研究の遂行

研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において誠実に行動し、不正

行為であるねつ造、改ざん、盗用を行わない。また、研究者倫理に反するような重複投稿や不適切なオーサーシップなども行わない。

また、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合にはこれを開示するなど、研究活動の正当性の証明手段を確保する。

研究資料等の保存期間は、当該学術研究の成果を論文、著書等として公表後、資料（文書、数値データ、画像など）については10年間、試料（実験試料、本）や装置など「もの」については5年間を原則とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なものや、保存に多大なコストがかかるもの、国又は学会等の学術団体が示す基準あるいは契約により研究資料等の保存期間が定められている場合についてはこの限りではない。

8 研究費の使用

研究者は、研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則等を遵守する。

9 利益相反の回避

研究者は、自らの行動において利益相反の有無に十分注意を払い、そのような立場を回避する。さらに、国立大学法人岡山大学利益相反ポリシーを遵守する。

10 研究環境の確立

研究者は、責任ある研究を行うことのできる公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に関する取組に積極的に参加する。

国立大学法人岡山大学における公的研究費等の不正使用等防止に関する規程

〔平成19年10月25日〕
岡大規程第70号

改正 平成20年 3月31日規程第70号
平成20年11月10日規程第89号
平成21年 3月27日規程第38号
平成22年 3月31日規程第58号
平成23年 3月31日規程第45号
平成23年 4月28日規程第69号
平成23年 9月27日規程第95号
平成27年 3月20日規程第12号
平成27年 3月31日規程第69号
平成28年 1月29日規程第 2号
平成28年 3月31日規程第41号
平成31年 3月29日規程第40号

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定。平成26年2月18日改正。）を踏まえ、国立大学法人岡山大学（以下「本学」という。）において公的研究費等を適正に管理運営し不正使用等を防止するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費等」とは、本学において機関経理する全ての経費をいう。

2 この規程において、「不正使用等」とは、故意若しくは重大な過失による公的研究費等の他の用途への使用又は当該公的研究費等の交付の決定の内容及び条件に違反した使用をいう。

3 この規程において「部局」とは、国立大学法人岡山大学予算・決算事務取扱規程（平成16年岡大規程第27号）第9条に規定する予算単位をいう。ただし、本部は学務部及び国際部を含め、一つの部局として取り扱う。

4 この規程において「構成員」とは、本学の教職員（非常勤職員を含む。）、本学と雇用関係を有する学生、その他本学の公的研究費等の管理運営に関わる全ての者をいう。

第2章 責任体制

(最高管理責任者)

第3条 本学に、公的研究費等の管理運営について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講ずる。

(統括管理責任者)

第4条 本学に、最高管理責任者を補佐し、本学全体の公的研究費等の管理運営を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、財務・施設担当理事をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 各部局に、当該部局における公的研究費等の管理運営について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、当該部局の長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 自己の管理監督する部局における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 二 不正防止を図るため、当該部局内の公的研究費等の管理運営に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 三 自己の管理監督する部局において、構成員が、適切に公的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

- 3 コンプライアンス推進責任者は、実効性を確保する観点から適当と判断する場合は、学科、専攻、部門等の一定規模の組織レベルで複数の副責任者を指名し、前項第2号及び第3号に掲げる事項を行わせ、報告させることができるものとする。

- 4 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じて、公的研究費等の管理・執行に関して、当該事務組織の長を副責任者に指名することができる。

(最高管理責任者のリーダーシップ)

第6条 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費等の管理運営が行え、実効性のある対策とするために、必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算や人員配置などの措置を行う等、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(構成員の責務)

第6条の2 本学の構成員は、「国立大学法人岡山大学における公的研究費等の使用に関する行動規範」(平成22年9月27日制定。平成27年3月改正。)を遵守しなければならない。

- 2 構成員は、前項の行動規範を遵守することを約するため、採用時等に別紙様式1の誓約書を最高管理責任者に提出するものとする。
- 3 構成員は、コンプライアンス推進責任者等が実施するコンプライアンス教育を受講しなければならない。

第3章 適正な管理運営の基盤となる環境の整備

(環境の整備)

第6条の3 最高管理責任者は、不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えるため、次の各号に掲げる環境・体制の構築を図らなくてはならない。

- 一 ルールの明確化・統一化
- 二 職務権限の明確化
- 三 関係者の意識向上
- 四 告発等の取扱い並びに調査及び懲戒に関する運用の透明化

- 2 前項各号に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 不正防止計画の策定・実施

(不正防止計画の策定)

第7条 最高管理責任者は、不正使用等を発生させる要因を調査・把握し、不正防止計画を策定する。

(不正防止計画推進室)

第8条 最高管理責任者の下に、全学的観点から不正防止計画を推進するため、不正防止計画推進室を置く。

2 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。

一 統括管理責任者

二 研究担当理事

三 研究協力部長

四 財務部長

五 その他次項に定める室長が指名する者

3 不正防止計画推進室に室長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

4 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 不正使用等を発生させる要因の調査・分析に関すること。

二 不正防止計画の企画立案に関すること。

三 不正防止計画の推進に関すること。

四 構成員を対象とした説明会・研修会の企画立案、実施に関すること。

五 行動規範の策定等に関すること。

六 全学的観点からのモニタリングに関すること。

七 その他公的研究費等の適正な管理運営に必要な方策に関すること。

5 不正防止計画推進室は、前項第6号に規定するモニタリング等によって、是正すべき事項が判明した場合は、直ちに、当該構成員及び納入業者等に対して指導を行うとともに、是正措置を求めることができる。

(不正防止計画の実施)

第9条 コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画推進室と連携協力を図りつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

2 最高管理責任者は、不正防止計画が着実に実施されるよう、進捗管理に努めるものとする。

第5章 相談窓口及び告発窓口の設置

(相談窓口の設置)

第10条 公的研究費等に係る事務処理手続き及び使用に関するルールについて、本学内外からの問い合わせに対応し、明確かつ統一的な運用を図るため、本学に相談窓口を置く。

2 相談窓口は、研究協力部及び財務部とする。

3 相談窓口は、本学における公的研究費等に係る事務処理手続き及び使用に関するルールに関する本学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な教育研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(告発窓口の設置)

第11条 公的研究費等の不正使用等に適切に対応できるようにするため、本学に告発窓口を置く。

2 告発窓口は、法人監査室とする。

(告発の取扱い)

第12条 不正使用等の疑いがあると思料する者は、何人も、別紙様式2の告発書により、

前条に規定する告発窓口に告発を行うことができる。

- 2 告発は、顕名により行い、不正使用等を行ったとする本学の構成員（当該告発に係る事実の発生の日において本学の構成員であった者を含む。以下「調査対象者」という。）の氏名、不正使用等の態様等、事案の内容を明示し、かつ不正使用等が存在するとする根拠を示すものとする。ただし、告発者は、その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。
- 3 匿名による告発であっても、当該不正使用等の態様が重大でかつ明示された根拠に相当の信用性があると思われる場合は、真正な告発として受理できるものとする。
- 4 内部監査、外部の機関又は報道、学会その他の研究コミュニティにより不正使用等の疑いが指摘された場合は、告発があった場合と同様に取り扱うものとする。
- 5 告発は、原則として当該告発に係る事実の発生の日から起算して、5年以内に行うものとする。
- 6 法人監査室は、告発を受理したときは、直ちに、最高管理責任者、統括管理責任者及び監事に報告するものとする。

第6章 不正使用等に係る事案の調査等 (予備調査)

- 第13条 最高管理責任者は、前条第1項による告発がなされた場合は、予備調査委員会を設置し、速やかに予備調査を実施しなければならない。
- 2 予備調査委員会は、統括管理責任者、調査対象者が所属する部局の長及び最高管理責任者が指名する者若干人により組織する。
 - 3 予備調査は、告発等の内容の合理性、調査可能性等について調査するものとし、場合によっては告発者及び調査対象者等関係者からの事情聴取、その他調査に必要な事項を求めることにより、本格的な調査（以下「本調査」という。）を実施すべきか否かを判断するものとする。
 - 4 予備調査委員会は、予備調査終了後、速やかに、その結果を最高管理責任者に報告する。
 - 5 最高管理責任者は、前項の報告を踏まえ、直ちに本調査を実施するか否かの決定をし、その結果を告発等の受付から30日以内に、当該経費に係る配分機関及び文部科学省（以下「配分機関等」という。）に報告するものとする。
 - 6 最高管理責任者は、内部監査及び第8条第4項第6号のモニタリングにより不正使用等の疑いが指摘されるなど、予備調査の必要性がないと判断される場合は、前5項の規定にかかわらず、直ちに本調査を実施することを決定できる。

(予備調査等の結果の通知)

- 第14条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定した場合、その旨を文書により告発者及び調査対象者に通知するとともに、本調査への協力を求めるものとする。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に対しては、法人監査室を通じて通知するものとする。
- 2 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定した場合、その旨を理由を付して文書により告発者に通知するものとする。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に対しては、法人監査室を通じて通知するものとする。

(調査委員会の設置及び調査)

- 第15条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定した場合、公的研究費等の不正使用等に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、速やかに本調査を実施しなければならない。

- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 統括管理責任者
 - 二 最高管理責任者が指名する教員 1人以上
 - 三 本部の部長及び課・室の長並びに部局の事務部長及び事務長（課・室の長を含む。）のうちから最高管理責任者が指名する者 1人以上
 - 四 弁護士等の学外の有識者のうちから最高管理責任者が指名する者 1人以上
 - 五 その他最高管理責任者が必要と認めた者
 - 3 前項第4号の委員は、本学並びに告発者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - 4 調査委員会に調査委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。
 - 5 調査委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。
 - 6 調査委員長に事故があるときは、調査委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
 - 7 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 第16条 調査委員会の調査にあたっては、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
- 一 告発者及び調査対象者等関係者からの聴取
 - 二 各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査
 - 三 その他調査に必要な事項
- 2 関係者は、調査委員会の調査にあたっては、誠実に協力しなければならない。
 - 3 関係者は、調査委員会から資料の提出を求められた場合には、これに応じなければならない。
 - 4 調査委員会は、調査に関連があると判断したときは、告発に係る公的研究費等のほか、調査対象者の他の公的研究費等を調査の対象に加えることができる。
（調査中における一時的執行停止）
- 第16条の2 最高管理責任者は、必要に応じて、調査対象者に対し、当該調査対象制度の研究費の使用停止を命ずるものとする。
（配分機関等への報告及び調査への協力等）
- 第16条の3 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関等に報告し、又は協議しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、合理的な理由がある場合を除き、告発等の受付から210日以内（第20条に基づき再審理を行う日数を含む。）に、調査結果、不正使用等の発生要因、不正使用等に関与した者が関わる他の公的研究費等における、管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関等に提出するものとする。この場合において、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関等へ提出するものとする。
 - 3 最高管理責任者は、調査の過程であっても不正使用等の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関等に報告するものとする。
 - 4 最高管理責任者は、配分機関等から求めがあった場合には、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。
 - 5 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関等が求める当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じるものとする。
（審理及び認定）
- 第17条 調査委員会は、不正使用等の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について審理し認定を行う。
- 2 前項の認定を行うにあたっては、調査対象者に弁明の機会を与えなければならない。

- 3 調査委員会は、不正使用等が存在しなかったと認定する場合において、調査を通じて告発が第24条の告発に該当することが明らかであるときは、併せてその旨の認定を行う。
- 4 前項の認定を行うにあたっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、第1項又は第3項の認定を行ったときは、直ちに、当該認定を含む調査結果を最高管理責任者に報告する。
- 6 最高管理責任者は、前項の報告を踏まえ、不正使用等の有無（第3項の場合にあっては、告発が第24条の告発に該当するか否かを含む。）について認定を行う。

（本調査結果の通知及び報告）

第17条の2 最高管理責任者は、前条第6項の認定を含む調査結果を文書により告発者、調査対象者及び調査対象者が所属する部局の長に通知しなければならない。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に対しては、法人監査室を通じて通知するものとする。

（不服申立て）

第18条 不正使用等を行ったと認定された調査対象者は、当該認定に対して不服があるときは、前条の通知の日の翌日から起算して14日以内に最高管理責任者に不服申立てをすることができる。

2 告発が第24条の告発に該当するものであると認定された告発者は、当該認定に対して不服があるときは、前条の通知の日の翌日から起算して14日以内に最高管理責任者に不服申立てをすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、調査対象者又は告発者は同一理由による不服申立てを繰り返し行うことはできない。

（不服審査委員会）

第19条 最高管理責任者は、前条第1項による不服申立てを受理したときは、速やかに不服審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するとともに、当該不服申立てを受理した旨を文書により告発者に通知するものとする。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に対しては、法人監査室を通じて通知するものとする。

2 最高管理責任者は、前条第2項による不服申立てを受理したときは、速やかに審査委員会を設置するとともに、当該不服申立てを受理した旨を文書により調査対象者に通知するものとする。

3 審査委員会は、最高管理責任者が指名した者若干人（予備調査委員会及び調査委員会の構成員を除く。）により組織する。

4 審査委員会は、前条の不服申立ての主旨、理由等を勘案し、再審理の必要性について判定し、その結果を最高管理責任者に報告する。

5 最高管理責任者は、第1項又は第2項に基づく不服申立てについて再審理を行うか否かを決定した場合、速やかに、第1項の場合にあっては告発者に、第2項の場合にあっては調査対象者に通知するものとする。

（再審理）

第20条 最高管理責任者は、再審理を行うと決定した場合、調査委員会に対し速やかに再審理を命じなければならない。

2 調査委員会が行う再調査、再審理及び認定については、第16条及び第17条第1項から第5項までの規定を準用する。

3 最高管理責任者が行う配分機関等への報告、認定及び調査対象者等への通知については、第16条の3、第17条第6項及び第17条の2の規定を準用する。

4 告発者又は調査対象者は、前項の認定の結果に対して異議を申し立てることはできな

い。

(勧告)

第21条 調査委員会は、調査の結果、不正使用等の存在が確認され、次の各号に掲げる措置が必要と認めた場合は、措置すべき内容を、最高管理責任者に勧告するものとする。

- 一 就業規則に基づく懲戒等の処分
- 二 公的研究費等の使用停止又は返還等の措置
- 三 不正使用等の排除のための措置
- 四 その他必要な事項

(処分等の措置)

第22条 最高管理責任者は、不正使用等の存在が認定された場合は、速やかに国立大学法人岡山大学職員の懲戒等に関する規程（平成16年岡大規程第20号）等に従い、適切な措置をとるものとする。

- 2 最高管理責任者、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者若しくは副責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正を招いた場合には、前項に準じて取り扱うものとする。
- 3 最高管理責任者は、私的流用など、行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟等、法的な措置を講ずるものとする。
- 4 最高管理責任者は、調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容は、国立大学法人岡山大学における懲戒処分等の公表基準（平成16年4月1日学長裁定）にかかわらず、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順を含めるものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属等を非公表とすることができる。
- 5 最高管理責任者は、不正使用等が存在しなかったことが認定された場合は、調査対象者の名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。

(告発者及び調査協力者の保護)

第23条 最高管理責任者並びに告発者及び調査協力者が所属する部局の長は、不正使用等に関する告発者及び調査協力者が告発又は情報提供を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けることがないように、必要な措置を講ずるとともに、告発者及び調査協力者の職場環境等の保全に努めなければならない。

(告発の濫用禁止)

第24条 何人も、虚偽の告発、他人を誹謗中傷する告発その他不正の目的による告発を行ってはならない。最高管理責任者は、そのような告発を行った者に対し、就業規則等に基づき、必要な処分を行うことができる。

(守秘義務)

第25条 この規程に基づき不正使用等の調査等に携わった者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第26条 削除

第27条 削除

第7章 内部監査

(内部監査)

第28条 本学における公的研究費等の管理運営に関する監査（以下「内部監査」という。）は、国立大学法人岡山大学内部監査規程（平成17年岡大規程第3号）第4条の規定に基づき、法人監査室が実施する。

- 2 内部監査は、不正防止計画推進室との連携を図り、同室が把握する不正使用等を発生させる要因に応じた監査計画の下で実施する。

第8章 その他

(事務)

- 第29条 この規程に関する事務は、関係部課の協力を得て、研究協力部研究協力課及び財務部財務企画課が処理する。

(雑則)

- 第30条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別紙様式1（第6条の2関係）
（教職員用）

国立大学法人岡山大学長
（最高管理責任者） 殿

誓 約 書

私は、岡山大学の構成員として、公的研究費等の使用に当たっては、以下の事項を遵守することをここに誓います。

記

1. 大学の管理すべき公的研究費等の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、研究計画等に基づき、適正かつ計画的・効率的に使用すること。
2. 公的研究費等の使用に当たり、当該公的研究費等の配分機関が定める各種要項及び本学が定める規程等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、説明責任を果たすこと。
3. 公的研究費等の使用に当たり、規則等に違反して、不正を行った場合は、本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。
4. 公的研究費等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等、使用ルールに関する知識の習得や事務処理手続きの理解に努めること。
5. 構成員相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めること。
6. 公的研究費等の使用に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動すること。

年 月 日

所 属	フリガナ	職 名
個人番号	氏 名	

※個人番号は給与明細に記載してある8桁の番号です。

(学 生 用)

国立大学法人岡山大学長
(最 高 管 理 責 任 者) 殿

誓 約 書

私は、岡山大学の構成員として、公的研究費等の使用に当たっては、以下の事項を遵守することをここに誓います。

記

1. 大学の管理すべき公的研究費等の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、雇用又は依頼された業務等を誠実に遂行すること。
2. 支給された給与等について、業務等依頼者がキックバックを要求するような不正を黙認したり、加担しないこと。
3. 不正を行ったり、加担した場合は、本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。

年 月 日

学部・研究科等

学生番号

フリガナ
氏 名

別紙様式 2（第 12 条関係）

国立大学法人岡山大学長
（最高管理責任者） 殿

所属
職名
氏名 印
連絡先の電話番号等

告 発 書

国立大学法人岡山大学における公的研究費等の不正使用等防止に関する規程第 12 条に基づき、下記のとおり告発します。

記

1 不正使用等の疑いがある者

所属
職名
氏名

2 不正使用等の態様及び内容

3 不正使用等が存在するとする根拠（確認できるものを添付すること）

以 上

国立大学法人岡山大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程

平成27年3月31日
岡大規程第20号

改正 平成28年 3月31日規程第61号
平成29年 3月31日規程第12号
平成29年12月13日規程第64号
平成31年 3月29日規程第49号
令和 元年 8月23日規程第97号

(趣旨)

第1条 この規程は、研究活動に携わる国立大学法人岡山大学（以下「本学」という。）の職員、学生その他本学の施設設備を利用するすべての者（以下「研究者」という。）を対象として、研究活動上の不正行為の防止及び岡山大学研究ポリシー（平成16年4月1日制定）に違反する不正行為への対応について定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究活動」とは、研究計画の立案及び実施並びに成果の発表及び評価の過程における行為及びそれに付随するすべての事項を含むものとする。

2 この規程において「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号に掲げる行為をいう。ただし、悪意のない誤り及び意見の相違による場合並びに当該研究分野の一般的慣行に従ってデータ及び実験記録を取り扱う場合を除くものとする。

一 捏造（存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。）

二 改ざん（研究資料、機器、過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。）

三 盗用（他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。）

四 前三号に掲げる行為の証拠隠滅又は調査の妨害（追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠蔽、廃棄及び未整備を含む。）

3 この規程において「部局」とは、各学部、各研究科、各研究所、岡山大学病院、各全学センター、各機構及び異分野融合先端研究コアをいう。

(研究倫理教育責任者等の設置及び責務)

第3条 学長は、不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を確実に実施するために、各部局に「研究倫理教育責任者」を設置する。

2 研究倫理教育責任者は部局長をもって充て、各部局における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ。

3 研究倫理教育責任者は、各部局において広く研究活動に関わる者を対象として定期的に研究倫理教育を実施するほか、学生に対する研究倫理教育についても、教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて実施するものとする。

4 研究担当理事は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本学を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

5 研究担当理事は、前項に定めるほか、本学における研究活動の不正行為への対応等に関し、体制の整備及び調査についての責任者として実施に当たる。

(窓口)

第4条 告発を受け付け、又は不正行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口は、法人監査室とする。

2 窓口を利用する方法は、電話、電子メール、FAX、書面又は面会とする。

(告発)

第5条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、別紙様式の告発書により、前条第1項に規定する窓口で告発を行うことができる。

2 前項の告発は、原則として当該告発に係る事実の発生の日から起算して、5年以内に行うものとする。

3 告発は、原則として顕名により行い、不正行為を行ったとする研究者・グループ（以下「調査対象者」という。）、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されていなければならない。ただし、告発者は、その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。

4 匿名による告発であっても、当該不正行為の態様が重大でかつ明示された根拠に相当の信用性があると思われる場合は、顕名による告発と同様に取り扱うものとする。

5 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により不正行為の疑いが指摘された場合（調査対象者、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）、匿名による告発があった場合と同様に取り扱うことができる。

6 法人監査室は、第1項の告発（告発の意思を明示しない相談を含む。）を受理したときは、直ちに学長、研究担当理事及び監事に報告するものとする。

7 法人監査室は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。

(悪意に基づく告発)

第6条 何人も、悪意に基づく告発（調査対象者を陥れるため又は調査対象者の研究を妨害するため等、専ら調査対象者に何らかの不利益を与えること又は、本学や調査対象者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。以下同じ。）を行ってはならない。

(告発者及び調査対象者の取扱い)

第7条 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 学長、理事及び調査対象者が所属する部局の長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことを理由として、調査対象者の研究活動を部分的又は全面的に禁止し、又は解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

(予備調査)

第8条 学長は、第5条による告発がなされた場合は、予備調査委員会を設置し、速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 告発の意思を明示しない相談があった場合でも、学長の判断でその事案の調査を開始することができる。
- 3 予備調査委員会の委員長は本学の理事及び副学長のうちから学長が指名する者をもって充て、委員は本学の職員のうちから学長が指名する。なお、委員長及び委員は、告発者及び調査対象者と直接利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 予備調査は、告発された不正行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、調査可能性等について調査するものとし、本格的な調査を実施すべきか否かを判断するものとする。
- 5 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとする。
- 6 予備調査委員会は、第5条による告発がなされてから概ね30日以内に、予備調査結果を学長及び研究担当理事に報告する。
- 7 学長は、予備調査結果を踏まえ、直ちに本調査を実施するか否かを決定する。
- 8 学長は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び調査対象者に本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。また、当該事案に係る研究費等の配分機関及び文部科学省（以下「配分機関等」という。）に、本調査を行う旨を報告するものとする。
- 9 学長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、配分機関等や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 10 前2項における告発者への通知において、氏名の秘匿を希望した告発者に対しては、法人監査室を通じて通知するものとする。

(研究活動調査委員会の設置)

第9条 学長は、本調査を実施することを決定したときは、研究活動調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、概ね30日以内に本調査を開始しなければならない。

- 2 調査委員会は、調査委員長及び調査委員により組織する。
- 3 調査委員長は、本学の理事及び副学長のうちから学長が指名する者をもって充てる。
- 4 調査委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - 一 教育研究評議会の評議員（学長及び調査委員長である理事又は副学長を除く。） 1名
 - 二 不正行為に関連する研究分野（以下「当該研究分野」という。）の本学の教員 1名
 - 三 当該研究分野の学外の研究者 3名
 - 四 法律の知識を有する学外者 1名
- 5 第3項の調査委員長及び前項各号の調査委員は、告発者及び調査対象者と直接利害関係を有しない者でなければならない。

- 6 調査委員の任免は、学長が行う。学長は、第4項第1号の委員の任免を行った場合は、教育研究評議会に報告しなければならない。
- 7 学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名及び所属を告発者及び調査対象者に通知する。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に対しては、法人監査室を通じて通知するものとする。
- 8 前項の通知を受けた告発者又は調査対象者は、通知の日の翌日から起算して7日以内に、書面により異議を申し立てることができる。
- 9 学長は、前項の異議申立てがあった場合、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び調査対象者に通知する。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に対しては、法人監査室を通じて通知するものとする。

(専門委員)

第10条 調査委員会には、専門学術分野に応じた活動の適正を確保するため、調査委員の活動を補佐する専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員の活動は、調査委員会の活動とみなす。
- 3 専門委員は、調査委員長が委嘱する。
- 4 専門委員は、調査委員長の求めに応じ、調査委員会に出席することができる。
- 5 その他専門委員について必要な事項は、調査委員会において別に定める。

(本調査)

第11条 調査委員会の調査にあたっては、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

- 一 関係者（告発者及び調査対象者を含む。）からの聴取
 - 二 不正行為に関する資料等の調査
 - 三 その他調査に必要な事項
- 2 関係者は、調査委員会の調査にあたっては、誠実に協力しなければならない。
 - 3 関係者は、調査委員会から資料の提出を求められた場合には、これに応じなければならない。
 - 4 資料等の調査にあたっては、他の方法による適切な入手が困難な場合又は隠滅が行われるおそれがある場合は、調査対象者の研究室又は実験室等であって調査事項に関連する場所の一時封鎖又は実験、観測及び解析に係る機器・資料等の保全の措置をとることができる。
 - 5 調査委員会は、前項の措置をとる場合、事前に調査対象者が所属する部局の長の承諾を得なければならない。ただし、前項の措置は、必要最小限の範囲及び期間に止めなければならない。
 - 6 一時封鎖した場所の調査及び保全の措置をとった機器・資料等の調査を行う場合は、調査対象者及び調査対象者が所属する部局の長が指名する教員2名の立ち会いを必要とする。
 - 7 調査委員会は、調査対象者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、調査対象者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
 - 8 調査委員会は、調査の終了前であっても、必要の都度又は、配分機関等の求めに応じ、

本調査の中間報告を配分機関等に提出するものとする。

(調査対象者の説明責任)

第12条 調査対象者は、調査委員会の本調査において、告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、原則として、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(審理及び認定)

第13条 調査委員会は、不正行為の有無及び程度について審理し、本調査開始後、概ね150日以内に、不正行為の有無、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割、その他必要な事項を認定する。

2 認定を行うにあたっては、調査対象者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

3 調査委員会は、調査対象者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

4 調査委員会は、第1項の認定を行ったときは、直ちに、その内容を学長及び研究担当理事に報告しなければならない。

5 調査委員会は、概ね150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。

6 調査委員会は、調査の結果、不正行為の存在が確認され、次の各号に掲げる措置が必要と認めた場合は、措置すべき内容を、学長に勧告するものとする。

- 一 就業規則又は学則等に基づく懲戒処分
- 二 教育研究活動の停止等の措置
- 三 研究費の使用停止又は返還等の措置
- 四 不正行為の排除のための措置
- 五 不正行為を認定された論文等の取下げ
- 六 その他必要な事項

7 調査委員会は不正行為が存在しなかったと認定する場合において、調査を通じて告発が悪意に基づく告発に該当すると判断したときは、併せてその旨の認定を行う。

8 前項の認定を行うにあたっては、告発者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の通知及び報告)

第14条 学長は、前条の報告を受けた場合は、調査結果を調査対象者が所属する部局の長、告発者及び調査対象者に通知する。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に対しては、法人監査室を通じて通知するものとする。

2 学長は、悪意に基づく告発の認定の報告を受けた場合は、前項の通知のほか、告発者が所属する部局の長に通知する。

3 学長は、前2項の通知に加えて、調査結果を配分機関等に報告する。

(不服申立て)

第15条 調査対象者は、不正行為の認定に対して不服があるときは、通知の日の翌日か

ら起算して14日以内に学長に不服申立てをすることができる。ただし、同一理由による不服申立てを繰り返し行うことはできない。

- 2 学長は、調査対象者から不正行為の認定に対する不服申立てがあったときは、調査対象者が所属する部局の長及び告発者にその旨を通知するとともに、配分機関等にも報告するものとする。この場合において、告発者が氏名の秘匿を希望している場合は、法人監査室を通じて通知するものとする。
- 3 告発者は、悪意に基づく告発の認定に対して不服があるときは、通知の日の翌日から起算して14日以内に学長に不服申立てをすることができる。ただし、同一理由による不服申立てを繰り返し行うことはできない。
- 4 学長は、告発者から悪意に基づく告発の認定に対して不服申立てがあったときは、告発者が所属する部局の長及び調査対象者にその旨を通知するとともに、配分機関等にも報告するものとする。

(不服審査委員会)

第16条 学長は、前条による不服申立てを受理したときは、速やかに不服審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 審査委員会は、学長が指名した者若干名（予備調査委員会の委員並びに調査委員会の調査委員及び専門委員を除く。）で組織する。
- 3 審査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、本調査の認定の結果及び不正行為に関する資料を検証するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再審理の必要性について判定し、その結果を学長及び研究担当理事に報告する。
- 4 学長は、審査委員会の報告を受け、不服申立ての却下又は再調査開始の決定を調査対象者及び告発者に通知するとともに、配分機関等に報告する。

(再審理)

第17条 学長は、審査委員会が再審理の必要があると認めたときは、調査委員会に対し速やかに再調査を命じなければならない。

- 2 調査委員会は、前項により再調査を命ぜられたときは、不正行為の認定にあつては概ね50日以内に、悪意に基づく告発の認定にあつては概ね30日以内に、再び調査並びに審理及び認定を行う。この場合、第11条及び第13条の規定を準用する。
- 3 第15条第1項の不服申立てについて、再調査を行う場合には、調査委員会は調査対象者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審理を打ち切ることができる。この場合において、調査委員会は、直ちに学長及び研究担当理事に報告し、学長は調査対象者に当該決定を通知する。
- 4 調査委員会は、第2項の認定の結果を直ちに、学長及び研究担当理事に報告するものとする。
- 5 学長は、前項の報告を受けた場合は、不正行為の認定に対する再調査の結果については、調査対象者の所属する部局の長、調査対象者及び告発者に通知する。悪意に基づく告発の認定に対する再調査の結果については、告発者が所属する部局の長、告発者及び調査対象者に通知するものとする。
- 6 学長は、前項の通知に加えて、再調査結果を配分機関等に報告するものとする。

- 7 告発者及び調査対象者は、第2項の認定の結果に対して異議を申し立てることはできない。

(公表)

第18条 学長は、不正行為が行われたと認定された場合は、個人情報又は知的財産保護等の不開示に合理的な理由がある部分を除き、原則として調査結果を公表する。

- 2 学長は、不正行為が行われなかったと認定した場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査対象者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

- 3 学長は、悪意に基づく告発が行われたと認定された場合は、調査結果を公表する。

- 4 前各項に規定する公表の内容は、次に定めるところによるものとする。

一 第1項に規定する公表内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員長及び調査委員の氏名・所属を含むものとする。

二 第2項ただし書に基づく公表内容は、研究活動上の不正がなかったこと、論文等に故意によるものではない誤りがあったこと、調査対象者の氏名・所属、調査委員長及び調査委員の氏名・所属を含むものとする。

三 第3項に規定する公表内容は、告発者の氏名・所属を含むものとする。

- 5 前項各号の規定に関わらず、事案の内容により学長が特に必要があると認めたときは、前項各号の公表内容の一部を公表しないことができる。また、公表時期については、関連する調査等の進捗状況を考慮の上、速やかに公表するものとする。

(処分等の措置)

第19条 学長は、不正行為が行われたとの認定の報告を受けた場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された者に対し、速やかに本学の規程等に従い、適切な措置をとるものとする。

- 2 学長は、悪意に基づく告発と認定された場合、当該告発者に対し、本学の規程等に従い、適切な処置をとるものとする。

- 3 学長は、不正行為が存在しなかったことが調査委員会において確認された場合は、調査対象者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。

(告発者及び調査協力者の保護)

第20条 学長、理事並びに告発者又は調査協力者が所属する部局の長は、不正行為に関する告発者又は調査協力者が告発又は情報提供を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けることがないように、必要な措置を講ずるとともに、告発者及び調査協力者の職場環境等の保全に努めなければならない。

(守秘義務)

第21条 この規程に基づき不正行為の調査等に携わった者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(他の研究機関等との連携)

第22条 調査対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、必要に応じ、本学以外の他の研究機関等（以下「他機関等」という。）と合同で又は、他機関等と連携して誠実に調査を行うものとする。

一 調査対象者が本学を含む複数の研究機関等に所属する場合

二 本学に所属する調査対象者が他機関等で行った研究活動に係る告発の場合

三 他機関等に所属する調査対象者が本学で行った研究活動に係る告発の場合

2 調査対象者が他機関等に所属している場合は、学長は当該他機関等の長にも調査結果を通知する。悪意に基づく告発の認定があった場合の告発者についても同様とする。

(事務)

第23条 この規程に関する事務は、関係部局の協力を得て、研究協力部研究協力課が処理する。

(その他)

第24条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、国立大学法人岡山大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程（平成19年岡大規程第6号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月23日から施行する。

別紙様式

国立大学法人岡山大学長 殿

所属
職名
氏名
連絡先の電話番号等

印

告 発 書

国立大学法人岡山大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程第5条に基づき、下記のとおり告発します。

記

1 不正行為の疑いがある者

所属
職名
氏名

2 不正行為の態様及び内容

3 不正行為が存在するとする根拠（確認できるものを添付すること）

以 上

岡山大学動物実験規則

平成20年2月21日
岡大規則第6号

改正 平成23年12月20日規則第25号
平成27年 1月27日規則第 3号
平成29年 6月30日規則第13号
平成29年11月28日規則第18号

(目的)

第1条 この規則は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号。以下「法」という。),「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。)及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。)に基づき、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年6月)」を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を実施する教職員・学生等の安全確保の観点(以下「科学的観点等」という。)から、岡山大学(以下「本学」という。)における動物実験等の実施並びに実験動物の飼養又は保管に関し必要な事項を定め、もって、適正な動物実験等の実施等を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則の規定は、本学において実施される哺乳類、鳥類及び爬虫類の生体を用いたすべての動物実験等並びにこれら実験動物の飼養又は保管について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、この規則の規定を適用しない。

- 一 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物(一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る。)の飼養又は保管、及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管。
- 二 本学教育学部附属の幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校における情操の涵養を目的とした動物の飼養又は保管。
- 三 馬術競技を行うことを目的とした動物の飼養又は保管。

(基本原則)

第3条 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本方針その他の法令等(以下「法令等」という。)に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによるものとする。

2 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、代替法の利用(Replacement)、使用数の削減(Reduction)及び苦痛の軽減(Refinement)の3Rの原則に基づき、適正に行わなければならない。

(定義)

第4条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 動物実験等 次号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- 二 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む。)をいう。
- 三 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管し又は動物実験等を行う施設(設備を含む。)をいう。

四 動物実験室 実験動物に実験操作（第6条に規定する岡山大学動物実験委員会が法令等の趣旨を踏まえ、科学的な合理性があると認めた一時的な保管を含む。）を行う実験室（設備を含む。）をいう。

五 施設等 飼養保管施設及び動物実験室をいう。

六 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。

七 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。

八 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。

九 管理者 実験動物及び施設等を管理する部局の長をいう。

十 実験動物管理者 実験動物に関する知識及び経験を有する者で、管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。

十一 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

十二 管理者等 学長、管理者、動物実験責任者、動物実験実施者、実験動物管理者及び飼養者をいう。

（学長の責務）

第5条 学長は、本学における動物実験等の適正な実施に関して総括する。

（動物実験委員会の設置）

第6条 動物実験等の適正な実施を確保するため、岡山大学動物実験委員会（以下「動物実験委員会」という。）を置く。

2 動物実験委員会に関して必要な事項は、学長が別に定める。

（動物実験計画の立案）

第7条 動物実験責任者は、動物実験計画の立案に当たっては、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

一 研究の目的、意義及び必要性

二 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。

三 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

四 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。

五 苦痛度の高い動物実験等（致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等）を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。

（動物実験計画の申請及び承認）第8条 動物実験責任者は、動物実験等を実施しようとする場合は、動物実験計画書（様式1）を学長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 学長は、動物実験計画書の提出があったときは、動物実験委員会に諮るものとする。

3 学長は、動物実験委員会の審議の結果に基づき、動物実験計画の承認の可否を決定し、その結果を動物実験責任者に通知するものとする。

4 動物実験実施者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行うことができない。

（動物実験計画の変更）

第9条 動物実験責任者は、前条第3項の承認を受けた動物実験計画の内容を変更しようとするときは、改めて動物実験計画書（様式1）（動物実験実施者を変更する場合は、動物実験計画変更・

追加申請書（様式2））を学長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の申請について準用する。

（実験操作）

第10条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法令等及びこの規則に則するとともに、特に次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。

二 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。

イ 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

ロ 実験の終了時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮

ハ 適切な術後管理

ニ 適切な安楽死の方法の選択

三 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、科学的に危険な材料若しくは病原体又は遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関係規則等に従うこと。

四 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。

五 動物実験等の実施に先立ち、必要な実験手技等の習得に努めること。

六 侵襲性の高い大規模な存命手術にあたっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

（実験操作終了後の処置等）

第11条 動物実験責任者は、実験操作を終了又は中止した後、実験動物を処分する場合は、動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）に準拠し、致死量以上の麻酔薬の投与又は頸椎脱臼等によって、苦痛を与えないよう速やかに処置しなければならない。

2 動物実験責任者は、実験動物の死体については、人及び他の実験動物の健康及び生活環境を損うことのないよう、適切に処置しなければならない。

（他機関への委託）

第12条 動物実験責任者は、本学以外の機関に動物実験等の実施を委託しようとする場合は、当該機関において、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に則して動物実験等が実施されることを、あらかじめ確認しなければならない。

（動物実験計画の完了又は中止等の報告）

第13条 動物実験責任者は、動物実験計画を完了又は中止したときは、動物実験報告書（様式3）を学長に速やかに提出しなければならない。

2 動物実験責任者は、動物実験計画が複数年度にわたるときは、年度ごとに動物実験報告書（様式3）を学長に提出しなければならない。

（飼養保管施設の設置）

第14条 部局の長は、飼養保管施設の設置を行おうとする場合は、飼養保管施設設置承認申請書（様式4）を学長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 学長は、飼養保管施設設置承認申請書の提出があったときは、申請された施設を動物実験委員会に調査させるものとする。

3 学長は、動物実験委員会の調査の結果に基づき、飼養保管施設設置の承認の可否を決定し、その結果を部局の長に通知するものとする

4 動物実験実施者及び飼養者は、学長の承認を受けた飼養保管施設でなければ、実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

（飼養保管施設の要件）

第15条 飼養保管施設は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- 一 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
 - 二 実験動物の種類や飼養又は保管する数等に応じた飼育設備を有すること。
 - 三 床や内壁などの清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
 - 四 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
 - 五 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
 - 六 実験動物管理者が置かれていること。
 - 七 その他動物実験委員会が必要と認めるもの。
- 2 学長は、動物実験等の適切な実施を図るため、飼養保管施設の設置数の上限を定めることができる。

(動物実験室の設置)

- 第16条 飼養保管施設以外において、動物実験室を設置しようとする部局の長は、動物実験室設置承認申請書(様式5)を学長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 学長は、動物実験室設置承認申請書の提出があったときは、動物実験委員会に調査させるものとする。
- 3 学長は、動物実験委員会の調査の結果に基づき、動物実験室設置の承認の可否を決定し、その結果を部局の長に通知するものとする。
- 4 動物実験実施者は、学長の承認を受けた動物実験室でなければ、動物実験等を行うことができない。

(動物実験室の要件)

- 第17条 動物実験室は、次の各号の要件を満たさなければならない。
- 一 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
 - 二 実験動物の排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
 - 三 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
 - 四 その他動物実験委員会が必要と認めるもの。

(施設等の維持管理及び改善)

- 第18条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の変更・廃止)

- 第19条 施設等を変更・廃止する場合は、管理者は、施設等(飼養保管施設・動物実験室)の変更・廃止届(様式6)を提出し、あらかじめ学長の承認を得るものとする。
- 2 学長は、施設等(飼養保管施設・動物実験室)の変更・廃止届の提出があったときは、動物実験委員会に諮るものとする。
- 3 学長は、動物実験委員会の審議の結果に基づき、施設等の変更・廃止の承認の可否を決定し、その結果を管理者に通知するものとする。
- 4 管理者は、学長の承認を得なければ、施設等の変更・廃止を行うことができない。
- 5 管理者は、施設等の変更・廃止に伴って実験動物を処分する必要がある場合は、動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設又は適正に実験動物を管理している他の機関に譲り渡すよう努めるものとする。

(標準作業手順の作成と周知)

- 第20条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管施設ごとに飼養又は保管の標準作業手順を定め、

動物実験実施者及び飼養者に周知するものとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第21条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準及びこの規則を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第22条 管理者は、実験動物を導入するときは、法令等に基づき適正に管理されている機関より導入するものとする。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うものとする。

3 実験動物管理者は、導入した実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じるものとする。

(給餌・給水)

第23条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うものとする。

(健康管理)

第24条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うものとする。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験目的以外の傷害を負い、又は疾病にかかった場合、適切な治療等を行うものとする。

(異種又は複数動物の飼育)

第25条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一の飼養保管施設内で飼養又は保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うものとする。

(記録の保存及び報告)

第26条 管理者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備し、保存しなければならない。

2 管理者は、年度ごとに、飼養又は保管した実験動物の種類、数等について、学長に報告するものとする。

(譲渡の際の情報提供)

第27条 管理者は、実験動物を譲渡するときは、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供するものとする。

(輸送)

第28条 管理者等は、実験動物を輸送するときは、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

(危害防止)

第29条 管理者は、実験動物が逸走した場合の捕獲の方法等をあらかじめ定めておかなければならない。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対する実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷並びにアレルギー等による危害について、予防及び発生時の必要な措置を講じなければならない。

4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。

5 管理者は、人に危害を加える等のおそれがある実験動物について個別の識別を行うことを目的

に、入れ墨、名札、脚環又はマイクロチップ等の識別装置等の装着を技術的に可能な範囲で講じなければならない。

- 6 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(人と動物の共通感染症の対応)

第30条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めなければならない。

- 2 管理者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制を整備しなければならない。

(緊急時の対応)

第31条 管理者は、地震、火災等の緊急時に実験動物に対して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成し、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対して周知を図らなければならない。

- 2 管理者等は、緊急事態が発生したときは、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害防止に努めなければならない。

(教育訓練)

第32条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、次の各号に掲げる事項に関する所定の教育訓練を行わなければならない。

- 一 法令等、本学の関係規則その他関連する法令等
- 二 動物実験等の実施方法に関する基本的事項
- 三 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
- 四 安全確保、安全管理に関する事項
- 五 その他適切な動物実験等の実施に関する事項

- 2 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。

(自己点検・評価・検証)

第33条 学長は、動物実験委員会に、本学の動物実験等の実施状況並びに飼養保管基準及び基本指針等その他関連する法令等への適合性に関し、定期的に自己点検・評価を行わせなければならない。

- 2 動物実験委員会は、前項の自己点検・評価を行ったときは、その結果を学長に報告しなければならない。

- 3 動物実験委員会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者、飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

(情報公開)

第34条 学長は、本学における動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規則、実験動物の飼養又は保管の状況、自己点検・評価、検証の結果等）を、毎年1回程度公表する。

(準用)

第35条 第4条第2号に定める実験動物以外の動物を使用する実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(雑則)

第36条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年3月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に実施されている動物実験等は、この規則の施行の日に、第8条第1項の承認があったものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行っている施設又は実験室を管理する部局の長は、平成20年3月31日までの間は、第14条第1項又は第16条第1項の承認を受けないで、当該施設又は実験室において、実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行わせることができる。
- 4 前項に規定する部局の長が、平成20年3月31日までの間に、第14条第1項又は第16条第1項の承認の申請をした場合にあっては、当該申請についての処分があるまでの間、従前どおり使用することができるものとする。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

岡 山 大 学 動 物 実 験 計 画 書

岡山大学長 殿

☐ 新規計画 ☐ 前年度承認計画

提出年月日：平成 年 月 日 受付年月日：平成 年 月 日 受付番号 【 】

研 究 課 題							
研 究 概 要	< 目的 >						
	< 意義 >						
	< 必要性 >						
研 究 組 織	氏 名 (フ リ ガ ナ) e-mail @		部局名 連絡先TEL:		職 名	教育訓練受講の ☐ 有 ☐ 無	
動物実験責任者名 (括弧内にフリガナ)	() @		部局名 連絡先TEL:			☐ 有 ☐ 無	
動物実験実施者名 (括弧内にフリガナ, 選択項目を■)	() @		部局名 連絡先TEL:			☐ 有 ☐ 無	
	() @		部局名 連絡先TEL:			☐ 有 ☐ 無	
	() @		部局名 連絡先TEL:			☐ 有 ☐ 無	
	() @		部局名 連絡先TEL:			☐ 有 ☐ 無	
	() @		部局名 連絡先TEL:			☐ 有 ☐ 無	
	() @		部局名 連絡先TEL:			☐ 有 ☐ 無	
	() @		部局名 連絡先TEL:			☐ 有 ☐ 無	
実験実施期間	承認後 ~ 平成 年 月						
飼養保管施設			実験動物の実験室での一時的保管の必要性: ☐ 有 ☐ 無				
実験室			保管期間 () (実験室で保管しなければならない具体的な理由を研究方法の欄に明示)				
動物種等	動物種	系 統	性 別	匹 数	微生物学的 品質	入手先 (導入機関名)	備 考

様式2（第9条関係）

平成 年 月 日

岡山大学長 殿

動物実験計画変更・追加申請書

動物実験責任者

所属：

職名：

氏名：

印

承認番号_____の動物実験計画について、動物実験実施者を下記
のとおり変更・追加したいので承認願います。

記

1. 動物実験実施者の変更・追加*

（* 実験内容、動物実験責任者及び実験動物種の変更の場合は、「動物実験計画書」
を新たに提出すること。）

様式3（第13条関係）

平成 年 月 日

岡山大学長 殿

動 物 実 験 報 告 書

動物実験責任者名

所属：

職名：

氏名：

印

承認番号_____の動物実験計画を下記のとおり、実施しましたので
報告いたします。

記

1. 報告区分 完了・中止・年度報告

2. 実験実施期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

3. 期間中の実験動物種及び総使用動物数

4. 備考

（中止の場合はその理由を，完了又は年度報告の場合は気付いた点等について記述
すること。）

飼養保管施設設置承認申請書

印

申請年月日：平成 年 月 日 受付年月日：平成 年 月 日 受付番号【 】

1. 飼養保管施設 （施設）の名称等	名称：_____ 棟名：_____室番号：_____
2. 施設の管理体制	〈飼養保管施設管理者〉（例：教室主任者等） 所属 _____ 職名 _____ 氏名 _____ 連絡先：Tel：_____ Email：_____
	〈実験動物管理者〉 所属 _____ 職名 _____ 氏名 _____ 連絡先：Tel：_____ Email：_____
	関連資格： 経験年数：_____ 〈飼養者〉（人数が多い場合、別資料として添付） 所属 _____ 職名 _____ 氏名 _____ 連絡先：Tel：_____ Email：_____
3. 施設の概要	関連資格： 経験年数：_____
	1) 建物の構造：（例：鉄筋コンクリート造） 2) 空調設備：有 °C，無 全外気， 部分外気， 循環 （いずれかに○をつけてください） 3) 飼養保管する実験動物種： 4) 飼養保管設備 クリーンラック 飼育棚 その他（ ） （該当するものに○をつけてください） 最大収容匹数： 5) 逸走防止策 扉の施錠，前室，窓や排水口の封鎖，ネズミ返し， その他（ ） （該当するものに○をつけてください） 6) 衛生設備（洗浄・消毒・滅菌等の設備，器具） 7) 臭気，騒音，廃棄物等による周辺への悪影響防止策

4. 特記事項（例： 化学的危険物質や病原 体等を扱う場合等の設 備構造の有無等）	
5. 委員会記入欄	調査月日：平成 年 月 日 調査結果： ☐ 申請された飼養保管施設は岡山大学における動物実験規則に適合する。 （条件等 ☐ 改善後，使用開始すること。） ☐ 申請された飼養保管施設は岡山大学における動物実験規則に適合する。 意見等
6. 学長承認欄	承認：平成 年 月 日
	本申請を承認します。 承認番号：第 号 岡 山 大 学 長

添付資料

- 1) 施設の位置を示す地図
- 2) 施設の平面図

様式 5 (第 16 条第 1 項関係)

動物実験室設置承認申請書

岡山大学長 殿

申請部局長 部局名

部局長氏名

印

岡山大学動物実験規則第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記の実験室設置の承認について申請します。

申請年月日：平成 年 月 日 受付年月日：平成 年 月 日 受付番号【 】

1. 実験室の名称等	名称： 棟名： 室番号：
2. 実験室の管理体制	<実験室管理者> (例：教室主任者等) 所属 職名 氏名 連絡先：Tel: Email:
3. 実験室の概要	1) 実験室の面積：() m ² 2) 実験に使用する実験動物種： 3) 逸走防止策：(例：扉の施錠、前室の有無、窓や排水口の封鎖、ネズミ返し等) () 4) 環境対策：(例：臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策等) __ ()
4. 特記事項 (例：化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等)	
5. 委員会記入欄	調査月日：平成 年 月 日 調査結果：□申請された実験室は岡山大学における動物実験規則等に適合する。 (条件等 □改善後、使用開始すること。) □申請された実験室は岡山大学における動物実験規則等に適合しない。 意見等：
	承認：平成 年 月 日
	本申請を承認します。 承認番号：第 号 岡 山 大 学 長

添付資料

- 1) 実験室の位置を示す地図
- 2) 実験室の平面図

様式 6（第 19 条第 1 項関係）

平成 年 月 日

岡山大学長 殿

届出部局長 部局名
部局長氏名

印

施設等（飼養保管施設・動物実験室）の変更・廃止届

岡山大学動物実験規則第 19 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。

1. 変更・廃止する飼養保管施設（施設）又は実験室の名称			
	設置承認番号（ ）		
2. 管理者	所属 氏名	職名 連絡先	
3. 変更・廃止年月日	平成 年 月 日		
4. 変更・廃止内容			
5. 変更・廃止理由			
6. 廃止時に残存する飼養保管動物の措置 （施設の場合のみ記載）	残存飼養保管動物の有無 ☐ 有 ☐ 無 有の場合の措置		
7. 特記事項			
8. 委員会記入欄	審査終了：平成 年 月 日		
	修正意見等		
	審査結果 ☐ 本実験計画は、岡山大学における動物実験規則等に適合する。 ☐ 本実験計画は、岡山大学における動物実験規則等に適合しない。		
9. 学長記入欄	承認：平成 年 月 日		
	本届出を承認します。 承認番号：第 号 岡山大学長		

岡山大学研究推進機構規程

〔平成16年4月1日
岡大規程第98号〕

改正 平成18年 3月 9日規程第20号
平成19年 3月30日規程第24号
平成20年 3月31日規程第 3号
平成20年11月25日規程第90号
平成23年 3月31日規程第29号
平成23年 9月27日規程第87号
平成26年 9月30日規程第70号
平成27年 1月 1日規程第 7号
平成28年 3月31日規程第33号
平成29年 3月31日規程第11号
平成30年 3月30日規程第30号
平成31年 2月22日規程第 5号
平成31年 3月29日規程第80号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号。以下「管理学則」という。）第27条第5項の規定に基づき、岡山大学研究推進機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部等)

第2条 機構に、企画室及び次の各号に掲げる本部を置く。

- 一 研究推進本部
- 二 産学連携・技術移転本部
- 三 拠点形成本部
- 四 医療系本部
- 五 研究リスクマネジメント本部

2 企画室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 研究推進に係る方策の企画，立案，調整に関すること。
- 二 産学官の連携，技術移転に係る方策の企画，立案，調整に関すること。
- 三 研究力強化に関する総合調整に関すること。
- 四 機構の業務の総括に関すること。

3 研究推進本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 若手研究者の育成・支援に関すること。
- 二 科学研究費補助金等の外部資金の獲得支援に関すること（他の本部の所掌に関することを除く。）。
- 三 研究活動の質的改善や研究水準の向上に関すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、研究推進に係る方策の企画，立案，調整，実施に関す

ることのうち、大学における共通基盤的な研究推進に関すること。

4 産学連携・技術移転本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 産学官の連携に係る方策の企画，立案，調整，実施に関すること。
- 二 知的財産戦略に関する企画，立案，調整及び知的財産の管理，活用，保護に関すること。

5 拠点形成本部は、学術研究拠点，社会実装拠点の形成に関する方策の企画，立案，調整，実施に関する業務を行う。

6 医療系本部は、新医療の推進に関する業務を行う。

7 研究リスクマネジメント本部は、研究不正，利益相反，安全保障輸出管理，生物多様性条約等の研究及び産学連携活動に関わるリスクマネジメントに関する業務（他の部局等の所掌に関わるものを除く。）を行う。

（センター）

第3条 産学連携・技術移転本部に、次の各号に掲げるセンターを置く。

- 一 産学官融合センター
- 二 新技術研究センター

2 産学官融合センターは、岡山大学（以下「本学」という。）と主として岡山県内の外部機関等との産学官連携の促進に関する業務を行う。

3 新技術研究センターは、大学発ベンチャー起業支援に関する業務その他本学におけるベンチャー起業指向の研究の活性化に関する業務を行う。

（職員）

第4条 機構に、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 機構長
- 二 副機構長
- 三 専任教員
- 四 リサーチ・アドミニストレーター（以下「URA」という。），産学官連携コーディネーター，知的財産プロデューサーその他研究推進産学官連携の活動に従事する専門職員
- 五 その他必要な職員

2 前項各号に掲げる職員のほか，機構に，国立大学法人岡山大学客員教授及び客員准教授に関する規程（平成16年岡大規程第55号）により客員教授又は客員准教授の名称を付与された者を勤務させることができる。

3 職員は，機構長及び副機構長の命を受け，機構の業務に従事する。

4 前項の規定にかかわらず，URAは，学長の命を受け，研究推進に係る特命事項に従事することができる。

（機構長）

第5条 機構長は，研究担当理事が兼ねる副学長をもって充てる。

2 機構長は，機構に関する業務を掌理する。

（副機構長）

第6条 副機構長は，本学の職員の中から2人以内を，機構長の推薦に基づき，学長が任命する。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、副機構長は国立大学法人岡山大学の役員のうちから選出することができる。
- 3 副機構長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 副機構長は、機構長の業務を補佐する。
- 5 副機構長のうち機構長があらかじめ指名する副機構長は、機構長に事故あるときは、その職務を代理する。

(企画室長)

第7条 企画室に企画室長を置く。

- 2 企画室長は、企画室における業務を掌理する。
- 3 企画室長は、本学の職員の中から機構長が指名する者をもって充てる。
- 4 企画室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(本部長及びセンター長)

第8条 各本部にそれぞれ本部長を、産学連携・技術移転本部の各センターにそれぞれセンター長を置く。

- 2 各本部長は、機構長の命を受け、当該本部における業務を掌理する。
- 3 各センター長は、産学連携・技術移転本部長の命を受け、当該センターにおける業務を掌理する。
- 4 本部長及びセンター長は、本学の職員の中から機構長が指名する者をもって充てる。
- 5 本部長及びセンター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(企画室次長)

第9条 企画室に企画室次長を置き、各本部長及び研究協力部長並びに機構長が特に必要と認めた者をもって充てる。

- 2 企画室次長は、企画室長を助け、室の業務を処理する。

(URA等)

第10条 第4条第1項第4号に掲げる職員の業務については、別に定める。

(運営会議)

第11条 機構に、管理学則第50条第2項に規定する運営委員会として、岡山大学研究推進機構運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

- 2 運営会議に関し、必要な事項は、別に定める。

(参与)

第12条 機構に、参与を置くことができる。

- 2 参与は、機構長の求めに応じ、本学の研究推進に対して助言又は提案を行う。
- 3 参与に関し、必要な事項は、別に定める。

(産学官連携協力員)

第13条 機構に、産学官連携協力員を置くことができる。

- 2 産学官連携協力員は、本学のシーズと企業等のニーズのマッチング等産学官連携の推進に係る活動を行う。

3 産学官連携協力員に関し、必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、機構に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 岡山大学産学官融合センター規程（平成18年岡大規程第25号）、岡山大学新技術研究センター規程（平成18年岡大規程第26号）及び岡山大学社会連携センター規程（平成18年岡大規程第27号）は、廃止する。

附 則

1 この規程は、平成20年11月25日から施行する。

2 この規程の施行後最初に指名されるセンター長の任期は、第9条第4項本文の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年2月22日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の岡山大学研究推進機構規程第6条第3項の規定にかかわらず、この規程の改正後最初に任命される副機構長の任期は、任命の日から平成33年3月31日までとする。

- 3 研究推進機構は、当分の間、岡山大学教育研究プログラム戦略本部の設置に関する規程（平成20年岡大規程第79号）第7条に定める戦略的プログラム支援ユニットの業務を代行する。
- 4 研究推進機構は、当分の間、岡山大学グローバル最先端異分野融合研究機構の設置に関する規程（平成26年岡大規程第5号）第3条に定める業務を代行する。

機構について	イベント	展示・発表会	学内限定ページ
安全保障輸出管理	岡山大学 特許検索	共同研究・受託研究・寄付金	規程・様式・ポリシー

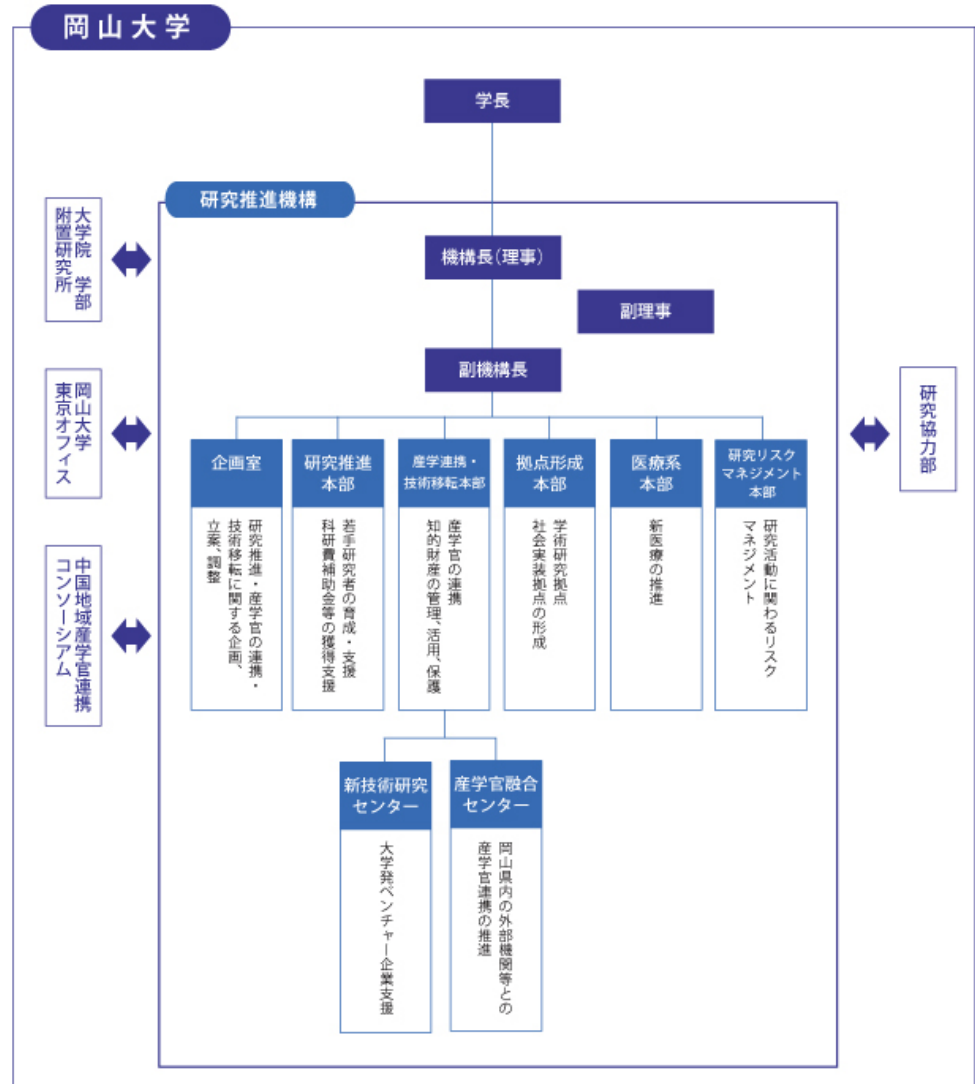
機構について

ホーム > 機構について > 組織図

- 研究推進機構概要
 - 沿革・目的・運営ポリシー
 - 組織図**
 - 年報
- 研究推進本部
- 産学連携・技術移転本部
- 拠点形成本部
- 医療系本部
- 研究リスクマネジメント本部
- 産学官融合センター
- 新技術研究センター
- さんさんコンソ
 - 中国地域産学官連携コンソーシアム

組織図

平成31年4月1日現在



※クリックすると拡大します

【様式】研究活動状況に関する資料（保健系）

		2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
専任教員数		513	516	498	502
著書数	日本語	366	145	212	202
	外国語	35	78	15	22
査読付き論文数	日本語	342	254	301	205
	外国語	1070	973	1078	1090
その他		630	429	382	402

※1 「専任教員数」については、各年度の5月1日現在の当該学部・研究科等に所属する研究活動を行っている専任教員（教授、准教授、講師、助教）の人数としてください。2019年度の専任教員数は、学部・研究科等ごとの「研究業績説明書」で求められる専任教員数と一致することになります。

※2 学会発表や「査読付き論文」に当たらない論文などについては、「その他」としてカウントしてください。

各学系の最高ランクの学術雑誌掲載一覧

医学系 大内教授：Sato K et al. Nat Commun 2018 (IF = 11.878) (業績番号 1) 神谷教授：Kamiya A et al. Nat Neurosci 2019 (IF = 21.126) (業績番号 6) 成瀬教授：Ujihara Y et al. Nat Commun, in press (IF = 11.878) (業績番号 7) 吉野教授：Watanabe T et al. Lancet Haematol 2018 (IF = 11.990) (業績番号 14) 森田教授：Shimizu W et al. JAMA Cardiol 2019 (IF = 11.87) Yamagata K et al. Circulation 2017 (IF = 23.05) (業績番号 53) 王教授：Ishigami S et al. Circ Res 2017 (IF = 15.21) Oh H. Circ Res 2017 (IF = 15.21) Sano T et al. Circ Res 2018 (IF = 15.21) (業績番号 57) 和田教授：Mise K et al. Diabetes Care 2018 (IF = 15.270), Kikuchi K et al. Nat Commun 2016 (IF = 11.878) (業績番号 32)
歯学系 池亀准教授：Ikegame M et al. J Pineal Res 2019 (IF=15.221) (業績番号 59) 上岡教授：Miyazaki T et al. Sci Adv 2019 (IF=12.804) (業績番号 78) 森田教授、入江講師：Ladinsky MS et al. Science 2019 (IF=41.06) (業績番号 80)
薬学系 須藤教授：Niho A et al. J Am Chem Soc 2017 (IF = 14.357) Needham DM et al. Proc Natl Acad Sci USA 2019 (IF = 9.580) (業績番号 87) 山下教授：Nuemket N et al. Nat Commun 2017 (IF = 12.353) (業績番号 89) 狩野教授：Tanaka HY et al. Biomaterials 2019 (IF= 10.273) (業績番号 90) 宮地准教授：Kato Y et al. Proc Natl Acad Sci USA 2017 (IF = 9.580), Yamaji N et al. Nature 2017 (IF = 43.07) (業績番号 91) 澤田教授：Okamoto Y et al. J Am Chem Soc 2018 (IF = 14.357) (業績番号 85) 好光教授：Sawaki D et al. Circulation 2018 (IF= 23.054) (業績番号 84) 上原教授：Takeda K et al. EMBO J. 2019 (IF= 11.227) (業績番号 88)
保健学系 佐藤教授：Iwaki N et al. Am J Hematol 2016 (IF = 6.137, 被引用数 104), van Rhee F et al. Blood 2018 (IF = 16.562) (業績番号 95) Kataoka K et al. Leukemia 2019 (IF = 9.944) Watatani Y et al. Leukemia 2019 (IF = 9.944) (業績番号 96)

本学著者、Impact Factor 概ね 10 以上、被引用回数 100 以上を基準とした、関連する業績番号を記載